

報年濟社本口

330.59-N6856-T
1200700576190


輯三第年三十和昭

(るよは料資のでま月八年三十—月五年三十)

輯三十三第

編社報新濟經洋東





東洋經濟新報社編

日本經濟年報 第三十三輯

—昭和十三年第三輯—

東洋經濟新報社

330
24



1123

序

一、漢口攻略の日が近づきつゝあるが、漢口戦後の支那はどうなるだらうか？——本輯では、國共合作の前途、國民政府の抗戰能力、浙江財閥の歸趨、漢口戦前夜の支那を繞る列強の動向、等々を仔細に分析して、此の現下最重要問題に答へようとした。第一部がそれである。

一、此の問題に關聯して、世界情勢を改めて見直す必要が愈々強くなつて來た。列強の極東政策を動かすものは、極東に於ける其の利害關係であること勿論だが、同時に歐米自體に於ける情勢の變轉が、極東に於ける列強の態度に強く影響する。其の意味から「第三期戦を繞る世界情勢」を第三部にとり上げた。

一、斯様に、支那問題及び世界情勢にかなりの紙數を割いたが、本年報の主要な役目は、勿論、日本經濟の實相を四半期毎に纏めて、これを提供することに在る。

本輯では物資總動員下——池田財經政策下——の日本經濟が如何なる方向に進みつゝあるかを、種々な方面から検討した。第二部がそれであつて、此の部には矢張り最大の頁數を振り當てた。

一、時事問題の外に基本的な、手のこんだ調査、研究を時々發表することも本年報の特色の一つだが、本輯では第四部に「日本機械工業の基礎研究」を掲げた。戦争と機械工業が不可分な關係に在ることは、言ふまでもない。

一、物資總動員は、本年報の上にも直接の影響を及ぼしつゝある。洋紙の使用制限が實現するのも、さう遠いことではあるまい。讀者諸氏の最も要求する問題を最少の頁數のなかで取扱ふ必要が、益々強くなつて來る。「讀者との共同編輯」の爲に「愛讀者カード」をヨリ一層利用して戴きたい。

昭和十三年八月

東洋經濟新報社

日本經濟年報第三十三輯 目次

第一部 漢口戦後の支那はどうなるか

序

第一節 複雑化した國共合作の行方

一、共産黨勢力の國民黨への浸潤

(A) 國民黨臨時全國大會と共産黨 (B) 共産黨勢力の伸張機關たる國民參政會議 (C) 武漢の防衛と共産黨の態度

二、反共的氣運と其の勢力

(A) 反共的勢力の構成分子 (B) 國民黨の共産黨併合運動

三、國共合作の見透し

第二節 國民政府の財政的抗戰能力

一、國民政府の國內的戰時財政

(A) 抗戰一年の支那財政 (B) 軍事費は何時まで捻出し得るか

目次

二、對外的戰時財政……………一六

(A) 國民政府の在外正貨—(B) 國內の退藏銀保有高—(C) 軍需品の購買能力

第三節 浙江財閥と蔣政權を結ぶもの……………二四

一、浙江財閥の生命線としての中支……………二六

二、浙江財閥の行方……………二六

(A) 浙江財閥は何故蔣政權と行動を共にしてゐるか？—(B) 運命の鍵・法幣

第四節 支那を繞る列強の新動向……………三三

一、獨伊は防共陣を強化……………三三

二、英國に追隨する佛蘭西……………三三

(A) 佛蘭西の生命線・南支—(B) 結局英國に追隨せん

三、轉機に立つ英國の對支政策……………三七

(A) 在支利權への關心—(B) 依然蔣政權の援助は續かん

四、米國は不干渉主義持續か……………四三

五、注目を要するソ聯の態度……………四五

第二部 物資總動員下の日本經濟……………四九

第一節 統制大強化と残された諸問題……………四九

一、物資總動員の實施と其の背景……………四九

(A) 戦局の新段階と日ソ關係の緊張—(B) 戦時統制の新紀元—物資總動員計畫

二、輸出の積極的振興へ……………五一

(A) 國際收支次第に緊迫—(B) 消費の非常管理始まる—(C) 新たなる輸出振興策

三、爲替基金設定の意味……………五一

(A) 原料輸入資金を何うする—(B) 爲替業務は集中統制

四、物價の強制管理成る……………六一

(A) 轉換した物價抑制策—(B) 物價抑制の第二段—積極的引下

五、貯蓄運動の實績……………六四

六、統制一巡の後に來るもの……………六七

第二節 リンク制に到達した貿易對策……………七一

一、上半期貿易は引續き萎縮……………七一

(A) 圓ブロック外への入超は四億圓—(B) 軍需品輸入は確保・寒心すべき輸出減—

(C) 圓ブロック内輸出増加の原因

二、第二次日濠通商取極とバーター制の今後……………七九

三、輸出入リンク制の採用と其の意味及效果……………八〇

(A)輸出振興策は簇出した—(B)個人リンク制及團體リンク制と業者の利害—
 (C)輸出は伸び得るか

四、外國爲替基金の設置と其の役割……………六
 (A)外國爲替基金の内容と運用方法—(B)其の效果は如何か—(C)臨時輸出資金前
 貸制度……………六

第三節 産業界の現況と物資總動員の影響……………三

一、諸指標から見た産業界の現位置……………三
 (A)物價高・株式安—(B)事業活動・生産指數の停滞と跛行性……………三
 二、事變下産業利潤の動向……………六
 (A)昭和十三年上期の事業會社成績—(B)産業利潤の見透し……………六
 三、戰時産業統制の進行……………一〇三
 (A)第七十三議會を通過した産業法規の施行—(B)リンク制の實施と外國爲替基金—
 (C)消費制限の強行……………一〇三
 四、統制の影響と今後……………一〇八
 (A)中小商工業の困難—(B)代用品工業の勃興……………一〇八

第四節 徹底的勞働統制への方向……………一三

一、勞働力の補給と其の調整……………一四

(A)勞働需給は事變前既に緊迫化—(B)新備勞働力は軍需部門へ集中—(C)勞働統
 制に國家總動員法發動されん

二、轉・失業問題の全貌及び對策……………一三〇

(A)豫想される失業者百三十萬—(B)政府の企圖する救濟策の概貌—(C)現在の失
 業の特質と綜合的勞働統制の必要

第五節 農漁村生活から見た長期戰……………一三七

一、物資總動員と農漁村……………一三七
 二、農業用物資制限の影響……………一三〇
 三、農村勞働力の不足顯著……………一三三
 四、水害による被害狀況と對策……………一三五

第六節 事變第二年の政治社會情勢……………一三九

一、對外好化と事變の見透し……………一四〇
 二、池田財經政策の二大轉換……………一四三
 三、出揃つた銃後整備方策……………一四五
 (A)國民精神の緊張策—(B)教育に於ける刷新策—(C)傷兵保護院の設置—(D)思
 想取締陣の強化……………一四五

四、結語……………一五二

第七節 大陸に於ける長期建設の進展

一、滿洲修正五ヶ年計畫遂行の準備工作……………一五三

(A)日滿經濟會議の成果—(B)企畫委員會の設置—(C)國策線に沿ふ金滿鐵道運賃改正—(D)對獨伊貿易協定の成立

二、北中支經濟建設への發足……………一五三

(A)北支經濟建設方針の確立—(B)北支開發、中支振興兩會社の株式割當—(C)設立された中支振興の四子會社—(D)北中支の關稅改正

第八節 張鼓峰事件と日ソ關係の今後

一、張鼓峰事件の經過……………一七三

(A)事件勃發から停戰協定まで—(B)日ソ兩軍の損害

二、張鼓峰事件の原因……………一七五

(A)軍事根據地としての張鼓峰—(B)張鼓峰事件とソ聯側の意圖—(C)境界線に關する彼我の見解と國境問題の今後

第三部 第三期戰を繞る世界情勢

序……………一八二

第一節 英獨接近の氣運と歐洲政局

一八二

一、第三年に入つたスペイン内亂と英・伊の動向……………一八五

(A)スペイン問題と英・伊—(B)スペイン戰局の現況—(C)スペイン内亂の膠着化傾向と英・伊の今後

二、チエツコ問題と英・獨の角逐……………一八九

(A)チエツコ問題の複雑性—(B)ズデーテン黨の成立經緯と其の要求—(C)チエツコ政府とズデーテン黨—(D)チエツコ問題と英佛の角逐

三、英國に於ける二つの對獨態度……………一九四

第二節 ソ聯の肅正工作と其の内部情勢

一九四

一、肅正工作と其の對内的影響……………二〇〇

(A)肅正工作は何時まで續くか—(B)行過ぎた肅正工作—(C)注目すべき新人の擡擢—(D)ソ聯當局肅正の影響を自認—(E)本年第一四半期の實績—(F)重工業の狀態—(G)輕工業、鐵道、建築—(H)本年の建設計畫

二、肅正の影響は繼續せん……………二〇〇

第三節 米國恐慌の基本事情

二〇〇

一、株價・物價の回復著し……………二〇一

二、工業生産縮小の程度……………二〇三

三、消費財部門の恐慌は底に近い……………二〇五

四、生産財部門の恐慌は終つたとは未だ云へぬ……………二二六

五、懸念される二三の問題と景氣の前途……………二二七

第四部 日本機械工業の基礎研究……………二二九

第一節 戦争と機械工業……………二二九

第二節 日本機械工業總觀……………二三五

第三節 狹義の「機械」……………二三九

第四節 學術器……………二三二

第五節 車輛類……………二三四

第六節 船舶……………二三五

附録

一、重要經濟統計表……………一

二、昭和十三年第二四半期日誌……………三

日本經濟年報

昭和十三年
第三輯 (第三十三輯)

(昭和十三年五月より十三年八月迄の資料)

第一部 漢口戦後の支那はどくなるか

序

漢口の陥落は、もはや時日の問題となつた。が、これを以て國民政府の死命が完全に制せられ、支那事變はこゝに終局を告げるものと見るべきかどうか？

漢口陥落の直後の時期に於て——或は其の直前の時期に於てさへも——國民政府は我國に和を請ふだらう、とする豫想も一部にある様だ。其の理由としては次の様なことが考へられるだらう。國民政府は、漢口陥落後に於ける地方政權への轉落、其の勢力の一層の失墮を恐れてゐる。またこれ以上の抗日戦争を續けるには、所謂聯ソ容共政策を更に強めて行かねばならず、それには國民政府の共産黨勢力への屈服、乃至は共産黨への完全な轉換をさへ必要とするに至るだらうが、それは國民政府自身の好まぬ所であると同時に、諸列強、就中今まで國民政府の最大の支持者であつた英國の欲しない所

であらう。だから、國民政府が愈々窮地に追ひ詰められ、共產黨化する以前に於て、英國は國民政府をして抗日態度の変更を慫慂するのではあるまいか？——と云ふ様な豫想がそれである。

國民政府が我國に和を請ふとすれば、其の前に先づ共產黨との分離、或は共產黨勢力の彈壓を斷行せねばならぬが、今日の國民政府に果してそれだけの勢力があるだらうか？ 更に、國民政府は、從來の抗日政策の行懸り上、また所謂抗日民衆の支持を失はざらんが爲に漢口を追はれた後と雖も尙ほ抗日戦争を止めないのではあるまいか？ 若しさうならば、漢口攻略後に來るべきものは、依然として長期戦であり、尙ほ又廣東をどう處置するかの問題でなければならぬ。

假りに國民政府が和平を請ふて來るとすれば、大分事態は變つて來るだらう。其の場合でも、共產黨が抗日政策を一擲しやうとは考へられないから、共產黨のバルチザン戦は続けられ、従つて長期戦と云ふ點では變りがない譯だが、然し長期戦の内容が著しく違つて來る。即ち國民政府及び浙江財閥中の分子の、北中支新政權への合流も行はれるだらうし、英國其他の列強も新政權に對し、また我國に對して從來とは異つた態度を執るに至るだらう。戦争の事態も亦違つて來る。

だから、國共合作の前途、現在の國民政府の抗戰能力、浙江財閥の抗日戦争に對する態度、支那を繞る列強の動向等を考察すること——漢口戦後の支那はどうかを考へることは決して無駄でない。

勿論これらの事情は手に取る如くに判ると云ふ譯には參らない。筆者の入手し得る資料を基いて、種種なる場合を豫想するに止まるのだ。のみならず、「支那はどうかなるか」と云ふ以前に、「漢口戦後の支那をどうするか」と云ふことの方がヨリ重大な問題であらう。だが、それは本年報の取扱ふべき性質のテーマではな

第一節 複雑化した國共合作の行方

漢口陥落後に於ける支那の動向を觀察するに當つて何よりも重要な問題は、云ふまでもなく國共合作の行方である。事變勃發當初の本年報第二十九輯（第一部日支事變と支那抗日運動の展望）に於て豫測した様に、今日まで支那は國共合作の強化、抗日民族戦線確立によつて、徹底抗日の一線をひたむきに走り續けて來た。ところが最近漢口防備問題を繞つて、國民黨と共產黨との間に意見の相違を來したことが傳へられ、國共合作の破綻も遠くないだらうとの意見が一部に強調されて來てゐる。

果して斯くの如く漢口戦後に於て國共合作は分裂するだらうか、或は又、ヨリ一層の強化が計られるだらうか？ これは内外の諸情勢によつて制約され、決定されるものだから、その見透は困難であ

るが、その基調を成すものは何と云つても現在の共産黨勢力と、これに反抗する反共勢力との勢力關係である。そこで先づこれら兩勢力の現状に就て一瞥を與へよう。

一、共産黨勢力の國民黨への浸潤

(A) 國民黨臨時全國大會と共産黨

共産黨の勢力が實際政治に於て如何に國民黨を動かして來たかを見ると、先づ去る三月二十九日から四月二日まで漢口に開催された國民黨臨時全國代表者會議は

- (一) 抗戰建國綱領の決定、(二) 全黨領主制の確立(蔣介石を總裁、汪兆銘を副總裁)、(三) 三民主義青年團の設立、(四) 國民參政會議の制定

なる決議を行つたが、これらの決議の中、最も重要なものは抗戰建國綱領の採擇と國民參政會議の設置である。

この抗戰建國綱領は支那に於ける抗日意識の猛烈さを最もよく表明するものであり、今後の抗日運動の基幹を成すものとされてゐるのだが、其の中には、軍隊の政治訓練の強化、民衆の武力を充實し抗戰區の部隊を補充す、各地の武装人民を指導救助して各戰區司令官指導の下に軍隊と正式合作

し普遍的遊撃戰を發動して敵兵力を破壊牽制す、國民參政會議を組織し國策の決定と推行を利す、縣を以て單位とする民衆自衛の改善と健全化を實行す、錢ある者は錢を、力ある者は力を出さしめ民族生存の抗戰を爭取するため動員す、等々の政策を含んでゐる。これらはいづれも共産黨從來の主張であつて、この綱領には明かに共産黨の主張が盛られてゐる譯だ。

更に國民參政會議の決定は之また共産黨の年來の主張であり、その設定は共産黨政治權力の増大を來さしめる絶好の機會を與へたものとなつてゐる。尤も蔣介石を總裁に推して彼に絶大の專制力を與へたことや、三民主義青年團を創設したことは國民黨の勢力を擁護する企圖と一般に見られてゐるが、然し、これに對して「支那の舉國一致を分裂に導くが如き國民黨内部の分派的抗爭の發生を困難ならしめるであらう」との見解もある。『アメリカ』誌今年五月號、東洋經濟新報六月二十五日號參照)

また最近の電報によれば、(上海七月廿四日發同盟) 青年層の人氣をとり戻すため、三民主義青年團の書記長に容共派の筆頭陳誠を任命したと報ぜられてゐるが、果してさうだとすれば、三民主義青年團中には共産主義的思想が浸潤してゐる譯で、これを創設したことは、必ずしも國民黨勢力の擁護の爲のみでなかつたとも見られる。

それは兎も角として、此の大會に對し、中國共産黨中央委員會は蔣介石を介して自黨の意見書を發

表してゐるが(三月一日)、その中で

六

『國共及び其他一切の抗日黨派の鞏化擴大を計らねばならない。而して政府と人民との相互幫助を強化することは既に國共兩黨の同志及び全愛國同胞の一致せる要望である』(東亞經濟調査局、東亞情報第二九五號による)と述べたことが現在實現してゐるのである。

(B) 共產黨勢力の伸張機關たる國民參政會議

右に述べた國民黨臨時全國代表者會議の決議に基く國民參政會議は事變勃發一週年記念日たる、去る七月七日から十五日まで漢口に於て開催されたが、同會議に出席した共產黨員は毛澤東、陳紹禹(王明)、秦邦憲(秦博古)、林祖涵、吳玉章、董必武、鄧穎超等で、彼等は會議に参加するに當つて、七月五日に次の如き意見書を發表した。

『吾等の希望する具體辦法としては先づ政治機構を改革し各縣民意機關を設立、民衆の積極參戰を組織化する。次に經濟上からは速かに國防工業を創建し、戰時財政金融を調整、工業農業の生産を提唱、同時に人民生活を保障改善せねばならぬ。次に速かに解決を要する問題は徵兵制度だ。之が具體的方法として「金有るものは金を出せ」とのスローガンを掲げる所以だ。又人民生活の改善を保證するためには力あるものは力を出さねばならぬ。民主運動の普遍化と言論集會出版結社の自由、黨派の合體、青年の訓練等は何れも抗戰建國の全責任が彼等にあることを認識せしめ現在青年訓練の困難を克服せねばならぬ』(香港七月九日發同盟)

斯くの如く共產黨は從來の自説を更に強調してゐるが、これ等の要求は此の會議にも反映して、民衆總動員案や抗戰繼續宣言となつて現はれてゐる。尤も民衆總動員案に就ては國民黨右派から相當非難の聲を放つものもあつたと傳へられてゐる。

(C) 武漢の防衛と共產黨の態度

武漢の防禦問題を繞る國共の對立は抗戰途上にある國共兩黨間に於ける初めての大きな對立であつた。これがため國共合作の前途に對し分裂を來すのではないかと考へられたことは前にも一寸觸れたが、此の事情に就ては、例へば漢口七月廿七日發東朝特電(ルーター特約支那當局未檢閱電報)は次の様に傳へた。

『蔣介石は彼直屬の中央軍を損ぜざらんがため日本軍が漢口に接近し來つたときは速かにこれを撤退せしむる計畫を樹てゝゐたが、共產黨はこれを不當とし蔣に右計畫の撤回を迫り、應じざれば斷乎蔣との共同戰線を放棄すると敦囑てゐる』

然しました、其の翌日の漢口七月二十八日發東朝特電(ルーター特約、支那當局未檢閱電報)によれば此の對立は双方の面子を樹てゝ妥協したとのことである。即ち蔣介石は日本軍をして漢口占領に當り最大の犠牲を拂はしめるやうに作戰計畫を樹てることに同意し、同時に直系軍が殲滅的打撃を受けない間に、これを後退せしめる權利をも留保してゐる。これに對し共產黨側は國共共同戰線を繼續し豫め蔣の承諾なき限り獨立行動をとらず蔣介石の作戰を支持することに同意を表するに至つた、と。

共産黨が漢口の死守を主張した理由は、武漢の地が共産黨の根據西北支那と今後の蔣政權の地盤西南支那との線を結ぶ重要據點をなすためであるのだが、このことは六月十五日の中華日報（中國共産黨機關紙）に發表された陳紹禹（王明）、周恩來、秦憲邦（秦博古）の連名になる『武漢の保衛と第三期抗戰問題に對する意見』にもよく現はれてゐる。即ちこの意見書は西班牙の人民戦線が二ヶ年の永きに互りマドリッドを死守してゐるのに倣つて、人民を武装し、各黨、各派の協力の下に武漢の保衛を爲すべきことを強く主張してゐるもので、その具體策としての主要なるものは次の如くである。

（一）三ヶ月内に十萬より十五萬迄の工人、學生及び市民の武装自衛隊を組織訓練する。

（二）共産黨及び一切の抗日黨派の代表を以て保衛武漢總動員會を設置す。

又、第三期抗戰の軍事問題に對する一般意見として十項目を擧げてゐるが、その主要なるものは前線部隊の兵力、武装配備の強化、指揮の統一、各種兵團の組織、民衆武装による遊撃戰の強化、徵兵制度の改善等を擧げてゐる。（東亞經濟調査局、東亞情報第二百九十八號による）

而して漢口防備問題に關する國共の對立に於て共産黨が讓歩的態度を採つたことは前掲ルータ電報の示すところだが、然しこの問題に關しても亦共産黨の意志は可成り強く貫徹したと解される。と云ふのは、これまでの戦闘に於て決して中央直系軍を前線に出さなかつた蔣介石が（例へば徐州戰の總司令に李宗仁を任命した如く）、武漢防備のために國民黨切つての俊秀であり、左派である陳誠を武漢

警備司令に任命したと傳へられることによつても明かである。また中央軍二十個師、十五萬の大軍をコミンテルン・ルート確保のため隴海線の鄭州以西潼關に至る線に派遣してゐることも共産黨の要求によるものと見てよいだらう。

二、反共的氣運と其の勢力

（A）反共的勢力の構成分子

斯くの如く共産黨勢力の國民黨内部への侵潤は最早や抜く可からざる事態にまで進んでゐると見られるのだが、他方に於て、新聞電報は殆んど連日の如く、反共氣運の擡頭を報じてゐる。これ等の報道が悉く信を置くに足るか、どうかは多分に疑問であるけれども、現在陳立夫を首班とするC・C團を中心に、汪兆銘の改組派、張群の政學系、張君邁の國家社會黨、左舜生の中國青年黨等の間に反共的氣運が醸成されつつあることは確かだらう。其他に尙ほ聯英派の廣東の首腦者、四川の軍閥が反共的分子として擧げられ、又陳獨秀一派の中國トロツキスト派もこれに數へ得る。

然し、これら諸派の反共運動は今の所未だ統一ある運動となつてはをらず、潜行的色彩が濃厚だ。次に述べる如く此の運動をリードしてゐる國民黨右派による共産黨の解消、即ち共産黨の國民黨への併

合運動が悉く失敗に歸してゐることからしても反共運動の勢力が現在餘り強くないものと見られる。

(B) 國民黨の共產黨併合運動

反共運動が共產黨勢力に比較して弱い實例を示すと、陳立夫の率ゐるC・C團を中心とする國民黨右派の共產黨併合運動の失敗を擧げ得るが、それは、四月十七日張國壽除名問題及び六月三日重慶で開かれた中央監察委員會の常任委員會によつて決定された共產黨巨頭の黨籍復歸問題に現はれてゐる。即ち、張國壽の除名問題は彼が國民黨右派と連絡することによつて自黨の解消を計りつゝあることを感知した共產黨首脳部によつてなされたものであり、この事實は明かに國民黨右派が共產黨によつて裏を書かれたものと云へる。また、六月三日の中央監察委員會の常任委員會は共產黨首脳部の毛澤東、朱德、周恩來、葉劍英、竝にトロツキストと目される陳獨秀、共產黨より除名された張國壽、人民戦線派の最高幹部郭沫若等の黨籍復歸を承認してゐるが、これも亦國民黨右派による共產黨解消工作の第一歩だと見られる。然しこれに對し、共產黨は其の翌日の六月四日に自黨の獨立性を強調する聲明を發し、

『共產黨領袖の國民黨々籍復歸問題は國民黨の共產黨に對する接近、合作の一層密化せることを表示するものである。しかしこれによつて共產黨の獨立性を抹殺することは出来ない』(東亞經濟調査局『東亞情報』第二九三號)

による。傍點は筆者。

と述べてゐる。ここに於ても國民黨右派の計畫は失敗に終つた譯だ。

三、國共合作の見透し

以上に見た如く、今日の國共合作は一方に於て共產黨勢力の増大と他方に於て反共氣運の醸成と云ふ動きを示してゐるが、この様な狀勢は漢口戦後に於て何う展開するだらうか。先づ考へられることは共產黨の地盤たる西北支那と國民政府の地盤たる西南支那とが日本軍により遮斷されることより、或は反共勢力の増大が齎らされるかも知れない、と云ふことである。而もそれは西南支那の赤化を嫌ふ英國によつて支持される可能性が多分にある。然し斯くの如き工作を以てしても最早や今日の共產黨勢力の潜勢力は如何とも爲し難いものであり、蔣政權が飽くまで抗戰を續けるに於ては共產黨の勢力が南方に延びることも亦可能であらう。さうなれば國民黨右派、財閥派等の中に抗日戦線から脱落して行く者も出るだらう。然し共產黨としては、例へばエドガー・スノウの言ふ如く(註)、國共合作の分裂を容易に來さぬ様に、國民黨との提携を計つて行くものと見られる。

(註) 『共產主義者が國民黨との協調を持續し、飽くまで蔣介石の統率の下に抗日人民戦線を維持せんとする考へであることは疑問の餘地がないやうだ。彼等は國共合作、抗日共同戦線以外の途を選べば支那にとつてまた彼

等自身にとつて破滅を招くのみであると云ふことを熟知し、而もそれを繰返し強調してゐる』(『ニュー・レバプリック』誌五月十一日號、東洋經濟新報七月九日號二七頁參照)

然らば國民政府の側から容共政策を放棄するか否かと云ふに、それは國民政府が對日抗戦を止めるかどうか懸る。國民政府が對日抗戦を止めないならば、飽くまで共産黨との合作を必要とせざるを得ない。では國民政府が對日抗戦を繼續するかどうか、と云ふことを考へる上に重要な要素となるものは、國民政府の財政的抗戦能力如何、國民政府の經濟的背景たる浙江財閥は何處まで抗日戰爭を支持するか、更に列強の對國民政府態度は如何、等である。そこで次の問題に移らう。

第二節 國民政府の財政的抗戦能力

國民政府の財政的抗戦能力は如何と云ふ問題に就ては、實は明確な材料を擲むことが困難である。支那の財政的抗戦能力を問題とするとき『支那は軍需資材を殆んど全て輸入してゐるので當然支那では國內戰時財政問題と並んで對外戰時財政が非常に重要な問題』となつて來ることはゲー・ホルハウエル博士を待つまでもなく明かだが(註)、然し、それでは此の戰時財政が如何にして賄はれつゝあるかと云ふことになる、何人と雖も明かになし得ない。

(註)『ドイチエ・フォルクスヴェイルト』誌本年六月三日號掲載、ゲー・ホルハウエル博士の論文、東洋經濟新報七月十六日號參照。

と云ふのは國民政府は事變發生以來政府財政の一切を隠蔽し、一九三七—三八年度豫算に就ても戰前に平時豫算を公布したのみで戰時豫算に關しては全然これを發表してをらず、また對外戰時財政に就てもエドガー・スノウが指摘してゐる様に(註)、之に正確なる判斷を下すことは不可能だからである。それにも拘らず此の問題に對する検討は今後の支那がどうなるかに就て最も重要な一指標であることに變りはない。だから以下不完全乍ら支那の財政的抗戦能力に就て若干の分析を試みておかう。

(註)『フォーレン・アフエアーズ』誌本年七月號に於てエドガー・スノウ氏は、『蔣介石、孔祥熙、宋子文の三人を除いては支那がどれだけの金銀を英米に輸送したか、或は又支那の通貨に對してどれだけの金及銀準備があるかを正確に知つてゐる者はない』と述べてゐる。

一、國民政府の國內的戰時財政

(A) 抗戦一年の支那財政

北支から中支に互る主要港灣及び重要商工業地帯の喪失並びに軍事費の膨脹によつて如何に抗戦一

年の支那財政が困難化しつゝあるかは想像に難くない。國民政府財政部長孔祥熙も

『中國財政は近年整理され、各稅收入は増加して民國二十五年(一九三六年)の豫算は略々均衡を得るに至つてゐた。然るに蘆溝橋事變以來國防工事と軍用糧銀の調達は繁忙となり、戦局の擴大と共に軍需の調辦は愈々困難を加へた。』(註)

と述べてゐる程である。然らば今後支那は如何にして此の困難な國內財政を賄つて行くであらうか。また長期戦を續けるとすれば、今後の財政を何處まで賄ひ得るものであらうか。支那の財政的抗戰能力を檢討するに當つて先づ問題となるのはこれであるが、それに先だつて抗戰一年間の國民政府が如何に此の問題を處理して來たかを一瞥して見よう。

(註)國民政府財政部長孔祥熙は去る七月の國民參政會議席上「抗戰一年の支那財政」と題する報告書を發表したが、これは七月八日及九日附『新聞報』に掲載された。東洋經濟新報七月三十日號三〇頁參照。

昨年七月から本年六月に至る抗戰一年下の國民政府財政收入に就てゲー・ホルハウエル博士は次の如き推定を下してゐる。

『北支港灣、就中上海の喪失により海關收入は五〇%以上を、即ち全歳入の殆んど二〇%を減じた。その上外國貿易の著しい減少で殘存海關收入も亦五〇%の減少を示した。鹽專賣利益も北支の喪失により二〇%から三〇%の減少を見るべく、以上の諸事情を綜合すると結局期待された歳入十億元は戰爭のため實際は五億元に激減するものと考へられる。』(前掲論文)

又、『フィナンス・アンド・コンマース』誌は六月二十二日號に於て次の如く述べてゐる。

『一九三七—三八年國民政府財政純收入は僅かに四億九千六百萬元、即ち豫算の四五%と推定される。然し統稅の増加によつて此の他に一億七千六百萬元を徵收し得たから豫算は軍事費以外の全項目に大削減を加へることによつて、この邊りに於て均衡を得せしめねばならなかつた』と云ふことが論じられてゐる。』

この二つの推定に基くと、昨年度の國民政府歳入が大體五億元乃至六億元であつたと見ることが出来る。事變前に公布された均衡豫算は十億元、其の内軍事費は四億元となつてゐたから、此の五、六億元の歳入では、如何に軍事費以外の歳出項目に大削減を加へたとしても、軍事費として使用し得た額は極く少額に過ぎなかつたに違ひない。何故ならば、孔祥熙の報告によると、三億二千五百萬元に上る債務費は支拂を繼續してゐることだから、(註)果してさうだとすれば、其他の歳出諸項目を半分に削減し得たとしても、軍事費として使用し得た額は一億五千萬元程度であつたと見られる。

(註)孔祥熙は前掲報告書で次の如く述べてゐる。『一年來政府發行内外債の擔保たる稅收は減少を免れなかつたが、政府公債の信用を維持するため今日まで非常な困難を忍んで元利の償還を延滞してゐない。』

斯くの如く歳入は半減を示してゐるのに反し軍事費は大膨脹を來してゐる。前に述べたホルハウエル博士は胡博士の推算だとして戦費を一年に三十億元から四十億元と見積つてをり、また、『フィナン

ス・アンド・コンマース』誌(六月二十二日號)は抗戰一年の支那軍費に就て

『八月以來支那の毎月の軍事費は非公式に月平均約一億五千萬元と推定されてをり、これに事變勃發當初の數週間に要した一億元の経費を加算すると、來る七月末までの軍事費は合計十九億元とならう』と記してゐる。

此の兩者の中、何れが正確であるかは判らないが、過去一ヶ年間の軍事費は大體二十億元見當と見てよいのであるまいか。然し兎も角これらの老大な軍事費を賄ふために國民政府は先づ戰爭準備金一億二千五百萬元、復興公債一九三六年殘額三億元を當て、又税制方面では轉口税の改正(註一)及び統税區域の擴大(註二)を行つてゐる。然し乍らこれだけでは何と云つても此の老大な軍費の調達は不可能であり、事變勃發以來三つの戰時公債(註三)を發行してこれを賄つて來た。これらの公債發行が如何なる募集成績を擧げ得たかは明かでないが、兎も角、以上の様な方法で抗戰一年の國民政府財政は賄はれて來たのである。

(註一)(註二)孔祥熙は前掲報告で次の如く述べてゐる。『昨年十月一日轉口税を改正して凡そ民船、鐵道、公路によつて運輸されるものゝ中統税及煙酒税を支拂つたものゝ外は轉口税を課することゝした。(従前は外國船により運輸されるものゝみに課してゐた)』又『昨年十月、十一月には非常時印花税辦法、土酒税、煙酒税を施行すると同時に統税區域を雲南、新疆、西康、青海等々の各省にも擴大し、以て劃一税則を施行した』と述べてゐる。

(註三)一九三七年十一月一日發行の救國公債、一九三八年五月一日發行の二十年金公債、及び廿七年國防公債(各各五億元)を云ふ。救國公債の賣行は三億元と云はれてゐる。

(B) 軍事費は何時まで捻出し得るか

ところで次の問題は、今後國民政府が如何にして軍事費を賄つて行くかと云ふことである。『フィナンス・アンド・コンマース』誌(六月廿二日號)は今後の國府軍事費を毎年十九億元と推定し二ヶ年間は大きな困難なしにこれを捻出し得ると述べてゐるが、ホルハウエル博士はその捻出方法に就き前掲論文で次の如く述べてゐる。

『國內債務は戰時公債を含めて三十五億元に達してゐる。が、公債消化はまだ可能のやうである。併し支那の金融市場が現在戰爭の影響の下に今後どれだけの公債を消化し得るか早計に判斷を下し得ない。それにしても國民政府が金融狀態、政治狀態共に著しく不穩な最近十年間に殆んど二十億元に垂々とする公債を國內で發行し得たと云ふことは此の際充分に考慮せねばならない不點である。公債外の資金としては諸銀行の預金となつてゐる五十億元が考へられるし、またもし事態が非常に切迫すれば「土より生きる」と云ふ方法も考へられる。』

勿論これらの凡てを無條件に肯定する譯には行かないが、支那の如き半封建的色彩の強い國家では、日本の様な近代國家と同一視し、所謂財政的破綻が直ちに國民政府抗戰能力の致命的破綻を意味すると見ることも亦早計であらう。

二、對外的戦時財政

さらうは言つても、國民政府の國內戦時財政は現に可成りの困難に當面してをり、これが漢口陥落後の奥地移轉によつて益々強められるに違ひない。が、それにも増して困難なのは、對外的戦時財政である。即ち『國民政府が將來も軍需費を捻出し得るとしても、軍需品の自給自足が達成されぬ限り戦時財政の問題が解決されたものとは云へない』のである。(ホルハウエル博士の前掲論文)國民政府は長期抗戦のため軍需品工場の奥地建設を計りつゝあると傳へられるが、之等が應急の間に合はぬことは勿論であり、又假令それがあつた程度可能であるとしても極く小部分を満たし得るに過ぎず、今後とも依然として國民政府は軍需品を諸外國に仰がねばならない。

而して此等の軍需品購入のために若し今後對外クレジットの設定が不可能とすれば、國民政府の對外購買力調達のためには次の如き源泉が考へられる。

(一)在外正貨、(二)政府系銀行準備金、(三)國內の貨幣用退藏銀、(四)華僑の送金、(五)關稅收入、(六)政府系銀行による輸出手形の買入

これらの中、政府系銀行の準備金は今日既に在外正貨に混同されてをるものと見られ、華僑の送金も南洋の不況と法幣の先行不安のため大した期待をかけることは出来ない。また、關稅收入竝に政府系銀行による輸出手形の買入も軍需品購入に充當され得る程のものは望み得ない。斯くて國民政府に残された軍需品購入の道は、在外正貨の使用竝びに國內退藏銀の回收と云ふことになる。そこで現在國民政府がどれだけの在外正貨を保有してをり、また國內にどれだけの退藏銀が残存してゐるかに就て見る必要がある。

(A) 國民政府の在外正貨

前にも一言した様に現在國民政府が保有する在外正貨は蔣、孔、宋の三人を除いては何人と雖も正確に知り得ないのだが、上海七月二十二日發東朝特電は、上海に於ける外人金融専門家中最も權威ある消息通として一般に認められてゐる金融専門家(イト・カーン氏だと言はれてゐるが)の言として、國民政府の在外的正貨現在高を次の如く傳へてゐる。

『蔣政權が現在支那内地及び海外に保有する金、銀、外貨の準備高は多くて二千三百萬磅(三億八千七百萬元)筆者註)である。蔣政權の公式、非公式の發表によれば右數字の少くとも十倍の準備高を有してゐることであるが、右の數字は慎重な調査と世界各地より未檢閲の個人的情報を蒐集することにより算出したものである。右の數字でもなほ寛大に過ぎるかも知れない位で、實際の準備高は精々一千八百萬磅(三億三百萬元)筆者註)程度と思はれるが、蔣政權のためなほ疑問の餘地を残して、二千三百萬磅を基準數字と看做してゐる次第である。』

更に土屋計左右氏は昨年五月に孔祥熙が倫敦で行つた發表を基準にして國民政府の在外正貨現在高を三億八千二百萬元と推算してゐる。(中外商業新報七月二十一日所載)此の二つの推算がほど合致する點より考へて、大體國民政府の在外正貨現在高を三億八千萬元程度と見て差支へあるまい。

(B) 國內の退藏銀保有高

次に將來國民政府の軍需品購買力資源となる可能性の最も強い國內退藏銀の現保有高に就て見よう。周知の如く支那は銀産國でもなく、年々の商品貿易は極めて巨額の輸入超過であつた。併し乍ら華僑の送金と在支外國武官の消費、及び慈善事業の如く貿易外の受取勘定が頗る多く、それが商品貿易の入超を補つて尙ほ餘りがあつた。此の國際收支の受取勘定が支那への銀の流入となつた譯だが、過去三十年間の事實に徴するも歐洲大戰中の四年間を除けば、一九三二年に支那が經濟恐慌に捲き込まれるまでの間は毎年銀は流入超過をなしてゐたのである。かうして流入した銀は、或は銀貨に鑄造され、或は各種の銀器に作られて富の蓄積の手段とされた。

斯くて支那の保有銀は銀貨や銀器の類を總て合計すれば相當の額に上る筈であるが、その正確な數字は判らない。然し支那通貨の權威と云はれるイー・カーン氏は一九三〇年末當時に於て貨幣用の銀が(即ち銀器の數を除いて)少くとも二十二億元はあると云つた。この數字に對しては専門家の間で若

干の批評はあるが、併し當らずとも遠からざる數字とされてゐる。そこで此の數字を基準にして現在の支那在銀高を推定して見よう。

先づ一九三一年一月より本年五月に至る間の海關經由の銀輸出入を差引して見ると累計九億二千二百五十萬元の銀が純流出したことになる。ところが實際には海關を經由しない密輸出があり、それは殊に一九三四年米國が銀買上政策を採用して世界の銀相場を世界的に釣上げて以來一昨年頃までは相當大規模に行はれた。勿論その額は正確には判らないが中國銀行及びイー・カーン氏は一九三四年—三六年の銀密輸出を夫々二億七千萬元、一億八千五百萬元と算出してゐる。此の密輸出額と前記の一九三一年一月より同年五月に至る正規の純輸出額を合計し、それを上記の二十二億元から差引いた額が去る六月始めに於ける支那の貨幣用銀保有高と見ることが出来る。勿論詳しく云へば貿易統計に於ける價格評價の基準も問題となり、また一九三一年以來の流出額は全て貨幣用銀であつたとの假定に立つての話である。然し兎も角此の方法によれば、中國銀行調の數字を用ひると十億七百萬圓、イー・カーン氏の數字を用ひると十億九千二百萬元となる。従つて現在支那には未だ十億元程度の貨幣用銀が存在することになる。

此の數字が餘り見當はづれでないとしても問題は蔣介石政權がどれだけそれを回収し得るか問題

だ。今日銀行の金庫にある銀や民間でも所在の判つてゐるものは恐らく大部分政府の手に回収されてゐるであらうから、此等の銀の大半は大體蔣政権の支配力の及ぶ奥地に存在するものと思はれる。然しそれにしても壁の中に塗り込まれたり床下に埋められたりしてゐるものが多からう。國民政府は各省に收兌處及びその分處を設立して蒐集に極力努めてゐるが、今後その回収成績如何は蔣政権にとつて最も重要な問題の一つであることは云ふまでもない。

(c) 軍需品の購買能力

以上によつて我々は現在の蔣介石政権にとつて軍需品の購買資金が在外正貨三億八千萬元であること、並に將來に於て購買力資金となるであらうと豫想される國內退藏銀が可成り多額にあることを知り得た。然し此の國內退藏銀に就ては、それが何れだけ回収されるかは疑問なので在外正貨三億八千萬元で今後どれだけの期間軍需品の購入を繼續され得るかを見よう。

前記の上海七月二十二日發東朝特電による外人金融専門家はこれに就て支那は今後貿易の均衡を得せしめることが出来るから在外正貨を全部軍需品購入に當て得るとし、次の如く述べてゐる。

『支那が大規模の陣地戦を繼續してゐた事變の初期に於ては毎月の軍需品輸入額は月平均約二千萬元に達したが本年一月より六月に至る毎月の平均輸入額は僅かに四百萬元に過ぎない。…漢口戦後に於ては蔣政権側は近代武器による大會戦を全然抛棄して消耗の少ないゲリラ戦術に全力を集中するものと見られる。故にこゝで支那の

毎月の戦費(軍需品輸入)筆者を右本年上半期の毎月平均額たる四百萬元と推定すれば蔣政権がその準備高を使ひ果すには七年以上を要する事實が數字的に算定される。しかしこれも要するにゲリラ戦術一本槍で進むとしての話で、もし近代戦で對抗するとすれば蔣政権の軍隊は一年を俟たずして瓦解するであらう。』

一方土屋計左右氏は開戦以來本年五月末までの軍器輸入額を七億元と推算し、次の如く述べてゐる。

『軍器輸入は最近ますます増額してゐる模様であるから、毎月五千萬元乃至七千萬元が豫想され、爲替統制賣も毎週十萬磅を繼續するとすれば毎月四十萬磅、即ち六百七十萬元、これに在外公館の經費等を考慮のうちに入れると各種の収入分を差引いても、毎月外貨少くとも五、六千萬元相當を必要とする。若し支出をそれ以下に止めた場合には彼等は最早近代戦に依る抵抗を放棄しなければならぬ。かくて三億八千萬元の在外正貨を以てしては、六、七ヶ月を支へるに過ぎない。…』

斯くて我々は今後蔣政権が飽くまで近代戦を繼續せんとすれば半年乃至一年を以てその軍隊の瓦解を來すであらうことを知り得た。然し乍ら漢口陥落後の蔣政権が飽くまで近代戦を繼續するとは考へられず、共產軍がこれまで示しつつある遊撃戦術を採用するであらうことは想像に難くない。勿論今後軍器輸入を月平均四百萬元に止め得るかどうかは疑問であるが、漢口陥落後と雖も蔣政権が在外正貨の有效な活用によつて相當の期間軍需品の輸入をなし得るであらうと想像される。更に若し今後ソ聯或は英國其他からクレジットを得ることに成功すれば、蔣政権の對外戦時財政より見た抗戦能力は一層倍加することになる。

然し支那の抗戦能力を打診するに當つて尙ほ注意せねばならぬことは、支那社會の特殊性と民衆の抗戦意識の程度である。これに就て東朝特電の外人金融専門家は次の如く述べてゐる。

『漢口陥落後は戦費を本年上半期の毎月平均四百萬元以下に切下げ得るであらう。加ふるに支那國民の生活水準を遙か現在より低下せしめることにより無限の見えざる準備金を有すると云ふべく……』

又、ホルハウエル博士はこれに就て次の如く述べてゐる。

『戦争の打撃が大きければ大きい程抗戦續行の意志も旺盛になるし、犠牲的精神が大きければ大きいだけ國民政府はより容易に又長い間死藏貴金屬、外貨等の保有を採用することにより國內又對外戦時財政を確實ならしむることが出来るのである。九ヶ月の戦闘行爲は支那が財政的側面から見れば國防の必要のため必要物資を準備し得たことを示し、現在に於ても、それが近い將來に於て不可能になる如き徴候は毫も現はれてゐない。』

無論これらを其のまゝには信じ難いが、以上に述べた諸事情からして、支那の財政的抗戦能力が今後とも相當長期に亙つて存在すると見ておく方が堅實であらう。

第三節 浙江財閥と蔣政權を結ぶもの

『財閥人たる前に國民たれ』との國民政府のスローガンによつて、浙江財閥は事變勃發以來抗日民族

戦線の一翼として今日まで蔣介石政權と同一行動をとつてゐる。即ち浙江財閥の抗日民族戦線への参加は昨年十月一日、浙江財閥の大本營的役割を果してゐる上海市商會の對日絶交宣言並に同月廿二日の中日貿易協會の一方的解散宣言とを以て具體的に闡明されて以來、浙江財閥の要人は悉く上海を引揚げ、その多くが香港へと向つてゐる。而して蔣介石政權はこれら要人をして西南經濟實業視察團を組織せしめ、漢口、重慶方面への企業の移轉を講ぜしめつゝあつたが、最近の報道によれば、漢口放棄後に於ける最後の地盤たる西南各省に對し上海其他海港に投資されてゐる民族資本の奥地移轉を愈々積極的に奨励してゐると傳へられる。(註)

(註) 上海六月十六日發同盟は國府が雲南、貴州への資本回流に務めつゝありと報じてゐる。また、國府は六月八日付で奥地工業の奨励のため工業奨励法、特殊工業補助則補助條例の二法規を公布してゐる。

然らば浙江財閥は今後も尙ほ、蔣介石政權の命令の下に飽くまで抗日戦線の陣營に止まるであらうか？

周知の如く、一九二七年に於ける支那革命失敗の根因は、浙江財閥を中心とする支那新興ブルジョアジーの勢力と蔣介石によつて代表される國民黨勢力との結合にあつた。而して浙江財閥は其後益々國民政府との聯繫を深めることによつて發展の途を辿つて來たのであるが、共產黨とは常に相反撥す

る存在であつたことは云ふまでもない。それが今回の事變以來、國共合作政策を深めつゝある蔣介石政權に追隨的態度を持してゐるのは、何故か？ そしてまた、今後に於ても浙江財閥が何處までも此の態度を堅持するであらうか、と云ふ問題は最も興味あるものゝ一つではあるが、それが内外政治經濟狀勢の微妙な變動を複雑に反映するものだから此の問題を解決することは非常に困難である。が、先づ、事變勃發以來何故に浙江財閥は其の生命線たる中支を放棄し、蔣介石政權と行動を共にしなければならなかつたかを究明して見よう。

一、浙江財閥の生命線としての中支

今日まで浙江財閥が蔣政權と同一行動を採らねばならなかつた原因に就て述べる前に、浙江財閥にとつての中支の重要性に就て一言しておかう。山上金男氏によれば、支那新興ブルジョアジーは『舊支那社會に發展せる官僚資本と此の國に外國資本の進出以來發展せる買辦資本と、二つのものゝ一層の蓄積とその民族資本の範疇への溶け込み』によつて齎らされたものであるが、今日依然として『支那民族資本には未だに官僚性と買辦性の相交錯せる二つの性格の根強き潜勢力が内包されてゐる』(註)

(註) 山上金男氏著『浙江財閥論』二頁

支那民族資本の代表的存在としての浙江財閥と雖も此の例外ではあり得ない。而して茲で問題となるのは此の二つの潜勢力の中の買辦的性格であるが、今日に於ても支那民族資本の買辦性が如何に根強いものであるかを山上金男氏は次の如く述べてゐる。

『上海のM銀行の買辦は、父の時代から外商の買辦を續けてゐるが、彼は數多の銀行・保險・水道・汽船會社の大株主であり、重役でありながらも、尙ほ銀行の買辦室に勤務してゐる。又C銀行の買辦も、數多の企業公司・銀行・紡績會社等の重役でありながらも、尙ほ買辦を止めてゐない。かうして見ると、買辦は産業資本家として轉換した瞬間に於て、外國勢力と著しく對立するものではなくて、寧ろ外國勢力に依存する關係が永く續けられ、このことは自から反面に、買辦ブルジョアジーの弱さを證明して餘りあるものである。』(前掲書四五頁)

實に此の買辦的性格の根強い潜勢力、従つて外國勢力への依存性を浙江財閥にとつて中支がその生命線を構成せる一大要因なのである。即ち中支は今日までそれが外國貿易並に列國の在支權益の大部分を保有してゐたため、斯かる性質の浙江財閥にとつて最も魅力的存在であつたと同時に、彼等をして支那新興ブルジョアジーの王座を占めさせた一つの大きな要因だつたのである。

即ち中支に於ける外國貿易——と云つても實際には上海貿易が主要なるものであるが、それは過去に於て抜く可からざる地位を築いてゐた。即ち一九三六年に於ける港別貿易額に就て見ると、上海は全支輸出入貿易の五割以上を占め、壓倒的優性を示してゐる。第二位は天津であるが、僅かに一割餘

を占めるに過ぎず、他は全く懸け離れた存在であつた。更にまた國內貿易に於ても上海は全支各港移出入の四割近くを占めてをり、商業上重要な役割を果して來た。

また列國の事業投資に就ても、中支(上海)は最も大きな重要性を持つてゐる。調査年月は少し古い
が、列國對支投資の調査としては最も權威あるレーマー教授の調査によれば、一九三一年現在に於て、對支全事業投資の四六%が上海に集中してゐるとは上掲第一表の如くである。而も滿洲國への投資を別にすると、その割合は實に七二%強となり、列國の對支事業投資の大部分は上海に集中してをる

(一)列國事業投資の地域別分布(一九三一年) 譯だ。レーマー教授は一九三一年の列國對支投資の總額
現在單位百萬米弗)

計	上海		滿洲		其他	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
英國	770.4	7.7	—	—	330.0	3.3
日本	250.0	2.5	—	—	108.9	1.1
日	—	—	550.2	5.5	874.1	8.7
ロシア	—	—	26.8	0.3	273.2	2.7
アメリカ	97.5	1.0	—	—	53.7	0.5
計	1,049.9	10.5	827.0	8.3	399.0	4.0
百分比	46.9%	—	36.0%	—	17.1%	—
(備考)シ・エフ・レーマー調査	—	—	—	—	—	—

二、浙江財閥の行方

(A) 浙江財閥は何故蔣政權と行動を共にしてゐるか?

然らば、中支が浙江財閥にとつて斯くも重要な地盤であつたにも拘らず、何故これを放棄して今日まで蔣介石政權と行動を共にしてゐるのであらうか? 此の質問に對する最も簡単な解答は戦火による中支經濟の徹底的破壊である。

そこで、先づ中支貿易(上海貿易)が今回の事變によつて如何に莫大な損害を受けつゝあるかを示すと、第一表の如くである。即ち本年一月—五月を前年同期に較べて見れば、上海は輸入に於て三分の一に輸出に於ては實に四分の一にまで激減してをり、全く従前に見られた如き支那貿易の王座から完全に轉落してゐる。

次に戦火のために中支に於ける商工業が直接に蒙つた損害に就て見ても莫大なものであるが、尾崎秀實氏によると大様次の如くである。

『支那側各方面の調査では被害總額四十四億五千三十八萬四千五百六十元とされてゐる。(一九三二年の第一次上海事變の被害十四億八千三

(二) 重要海關別輸出入額

	輸 入				輸 出			
	1937年1-5月		1938年1-5月		1937年1-5月		1938年1-5月	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
天津	45,519	9.25	72,719	19.41	71,863	17.92	59,435	23.92
青島	26,362	5.36	3,991	1.06	36,255	9.11	2,427	0.98
漢口	17,244	3.50	1,547	0.41	2,092	0.52	263	0.11
上海	299,220	60.78	87,422	23.83	205,242	51.55	57,886	23.30
汕頭	12,412	2.52	21,908	5.85	11,373	2.86	12,061	4.85
廣東	14,094	2.86	31,980	8.52	21,696	5.45	50,181	20.20
九龍	24,359	4.95	117,482	31.35	3,150	0.79	10,707	4.31
蒙自	5,284	1.07	5,004	1.34	11,335	2.85	16,208	6.52
梧州	3,269	0.66	2,558	0.68	10,855	2.73	10,645	4.28
其他共總計	492,323	100.00	374,735	100.00	398,163	100.00	248,483	100.00

百四十六萬一千八百五十四元) また船舶の被害は支那側航業界の推定によると七千萬元で、上海附近で撃沈され没収され又は封鎖のため使用された百噸以上の汽船四百七十五隻、五十七萬噸である。なほ上海市政府社會局が實業部に提出した十一月八日の報告によると閩北、江灣、吳淞、眞茹等を含む上海市内の被害工場二千餘、損失總額五億元となつてゐる(外交時報七月十五日號)

この様な中支經濟の壊滅が浙江財閥をして抗日意識をいやが上にも燃え立たせ、抗日民族戦線の一翼として蒋介石政權支持に走らせた大きな原因である。然し尙ほ一層根深い原因が、矢張り支那民族

(三) 支那政府系(浙江財閥)銀行業務 (單位千元)

拂込資本及積立金	一九三七年七月十四日	一八九、八元
定期並に當座預金	ス・アランド・コンマリス誌による。	二、四七三、六二四
手許現金	中國中央、中國、交通、中國農民	八〇六、九四六
證券投資	四銀行の合計	一五〇、一九五
貸付		一、六七、九六
紙幣流通額		二、七〇、三二

資本としての浙江財閥それ自身の持つ特質にある點を見逃すとは出来ない。即ち浙江財閥は『産業資本に轉化し行く道以外に大きな儲け口——公債借款投資を中心とする——を持つてゐたため』(山上金男氏前掲書四七頁)過去に於て産業資本としてよりも銀行資本としてヨリ著しく膨脹してゐる點である。

今、支那政府系四銀行の業務を見ると、第三表の如くで、これら四銀行の證券投資及貸付は總計十八億元に及んでゐるが、これらの投資及貸付は主として内債及び政府筋への貸付である。即ち斯様な政治的投資こそ、浙江財閥系銀行資本を膨脹せしめる利潤の中樞部をなすものなのだ。茲

に浙江財閥が國民政府と今日まで同一行動を採らざるを得なかつた一大要因が存在するのである。

(B) 運命の鍵・法幣

以上によつて浙江財閥が中支を放棄して尙ほ蒋介石政權と行動を共にしつゝある原因を知り得たのだが、右の事情から、今後に於ける浙江財閥の動向を大體推察することが出来る。つまり、今後の浙江財閥の動向を決定する最大の鍵は法幣である。既に見た如く銀行資本として倚型的とまで云はれる程發展した浙江財閥にとつて、法幣の崩壊が徹底的な打撃であることは云ふまでもないからである。即ち浙江財閥の所有する紙幣、内債、銀行預金等々の合計は六十億元に及んでをり、法幣の崩壊は國民大衆と共に浙江財閥にとつても再び立つ能はざる打撃を與へるからである。而も法幣の維持は愈々困難を加へつゝあり、英國は之に對して懸命の維持策を講じつゝある。斯くて法幣と共に浙江財閥の運命は蔣、英、日の力關係により左右されるだらう。

第四節 支那を繞る列強の新動向

一、獨伊は防共陣を強化

第四節 支那を繞る列強の新動向

支那事變が第三期戦に入り列國の對支行動が活潑となつた矢さき、最も國際的に波紋を投げたのは獨逸大使トラウトマン博士の本國召還(六月廿六日に召還命令)及びフアルケンハウゼン將軍以下の獨逸軍人顧問の引揚命令(五月廿三日)並に駐支伊大使コラ氏の更迭(六月廿九日、後任はマルチオ氏)であらう。伊太利は素々その在支權益僅少で、たゞ飛行機等の對支輸出と空軍顧問將校の派遣を行つてゐたに過ぎないが、事變勃發と同時に飛行將校は本國に召還された模様である。伊太利は事變以來終始常に防共樞軸の一線に添つて行動してゐたから、其の大使更迭もその繼續と見られるし、今後に於ける伊太利の對日政策には大した變化があるとは思はれない。

これに反し獨逸が斯くの如き方策に出たことはこれまでの獨逸の對支政策に較べ充分注目されてよいものであるが、此の問題に關しては外國新聞の評論の一つを紹介しておけば充分であらう。

佛國ル・タン紙は七月一日の社説に於て次の如く論じてゐるが、大體正鵠を得たものと見てよいだらう。

『獨逸が今回支那に對してとつた新しい態度は凡ゆる見地から説明されるだらうが、就中それは日本の強力な壓力によつて決定されたものである。日本が曾て支那に對して容易に勝利を得ることが出来又トラウトマン大使の調停によつて一定の有利な條件で國民政府と和解出来ると信じてゐたうちには、日本は獨逸の少くとも曖昧だと云へる二重政策を見逃してゐた。然し長期戦を覺悟しなければならず、又獨逸による調停の望みがなくなつた今日、

日本政府は獨逸の支那に對する全ての援助は假令それが如何なる形のものであらうとも蔣介石軍隊の反抗を強め、戦争を永びかせるものと見做すに至つた。

斯くて獨逸は日本との契約並に支那との友情の中の何れか一つを選ばねばならなくなつたのである。駐支獨逸大使並に蔣介石軍事顧問の召還は、獨逸が防共協定を維持し強化する必要があるために現在有する在支權益を思ひ切つて犠牲にし、それを今後に於ける日本の全的勝利に賭けたのである。獨逸は斯くすることによつて、蔣政権と手を切ることにより受ける僅少な一時的損失の代りに、將來大きな償ひを得ることが出来ると信じてゐるのである。』

二、英國に追隨する佛蘭西

(A) 佛蘭西の生命線・南支

從來佛國の對支援助は英ソ兩國に較べて餘り積極的でなかつたが、國民政府の奥地移轉によつて支那の武器輸入路が西南支那に移動し、佛領印度支那が國民政府にとつて香港につぐ重要武器輸入ルートとなるや、其の對支援助は俄然活潑となり、此のルートを通ずる武器輸出は相當額に上つた模様だ。處が本年六月に入り國府の奥地移轉が傳へられるや、駐支佛大使ナジャール氏の活動は一層活潑となり、これが佛國の南支に於ける權益と結びついて佛國の對支援助は頓に積極化したかに喧傳されるに至つた。佛國政府及駐日大使は之を頭から否定してゐるが、(註一) 宇垣外相の言明や、又陳誠の聲明

等はこれを裏書きしてゐるものと云へよう。(註二)

(註一)六月十七日宇垣外相は外國新聞記者團との會見で、記者團側より『日本の新聞が佛に對して非難するのには何か根據があるか』との質問に對し宇垣外相は『新聞報道の事實を是認するや否やに就ては佛政府當局が最もよく承知してゐる所であらう。火のない所に煙は立たぬ。』との諺もあるが佛當局の否定にも拘らず頻々と佛の對支援助説があるのはどう云ふものか、特に佛の對支鐵道借款の如きは我が方の遺憾とする所である』と述べてゐる。尙ほ此の鐵道借款は宋子文の主宰する中國銀行公司を通じ佛支銀行、佛印銀行、パリ・オランダ銀行、ラザール兄弟商會の四行からなる佛國銀行團との間に成立した鐵道用材一億二千萬法、現銀三千萬法合計一億五千萬法の鐵道借款(鎮南關、南寧間約百五十料)を指す。

(註二)六月十六日佛國駐日大使アンリー氏は堀内外務次官に、六月廿一日ボネ佛外相は杉村大使にそれ〴〵佛國の對支援助は全く事實無根である旨釋明してゐる。

斯くの如く佛國の對支援助が最近に至つて積極化した原因は、全く南支が佛國にとつて重大な利害關係を有することにある。佛國の在支權益は日英米等に較べ問題にならぬ程僅少なものであることは第四表によつても窺へるところであるが、南支に於けるそれはレーマー教授の指摘する如く、佛國にとつては對支政策の生命線とも云へるのである。(註)如何に南支——特に雲南鐵道——が佛國の對支政策にとつて重要なものであるかは、第五表の示す佛國の對支投資を見ることによつても明かだ。而して佛蘭西の對支援助は從來支那に於ける國權回復運動のために頓座してゐた處の南支に於ける勢力

(四)一九三〇年の支那の國際經濟關係に於けるフランスの地位(投資以外は稅關統計)

貿易	五七百萬海關兩	(二%)七
人口	八五七五人	(二%)四
商社	一八六	(三%)七
船舶	一八百萬噸	(一%)二
投資	一、二、四、四百萬米弗	(五%)六

註)レーマー調、括弧内の説明、貿易は支那の貿易總額に對する%、人口は在支外國人總數に對する%、商社は在支外國人商社總數に對する%、船舶は支那及び外國船舶總數に對する%、投資は外國の投資總額に對する%

(五)一九三一年の支那に於けるフランスの事業投資(單位一千米弗)

雲南鐵道	三、〇〇〇
上海に於ける事業投資	三、九〇〇
上海以外に於ける事業投資	二、四〇〇
上海に於ける收入を生む布教財産	一九、七七
上海以外に於ける收入を生む布教財産	一、六二〇
計	九五、〇〇七

圈の發展を蔣政權の弱り目につけ込んで、確保せんとしてゐるものと見られる。

(註)佛蘭西人の事業投資の大部分は、支那南境をなせる佛蘭西植民地を横斷する鐵道の支那國內への延長なる一鐵道といふ形態を採つてゐる。此の鐵道は、法律上は佛蘭西の一會社の所有であるが、印度支那政廳から補助を受けてをり、そして或る程度佛蘭西政府の支配の下にある。その地位は南滿洲鐵道及び東支鐵道のそれと比較することが出来る。

(B) 結局英國に追隨せん

然らば斯くの如く蔣政權を積極的に援助せんとして、その出鼻を日本のために挫かれた佛國が今後如何なる對支政策に出るであらうか。宇垣外相が前述の如く佛國の對支援助に對し一矢を酬いるや、佛新聞紙は一齊に之に痛烈な批判を加へてゐる。例へば六月十八日のウーブル紙は

『東京駐在の佛大使館當局は最近日本に於ける對佛非難に對し妥當なる釋明を行つたが、この釋明にも拘らず、宇垣外相は十七日再

びフランスを非難する如き言明を行つた。フランスは今や再び海南島を日本軍により占領される脅威の前に曝されるに至つた。事實日本は支那がその首都を印度支那から程遠からぬ昆明に移すことを非常に恐れてゐるのだ。』(パリ六月十八日發同盟)

又、同日のオールドル紙は

『日本のいわれなき對佛非難に對し我々が立腹すれば、我々は日本政府に對し、日本の對佛抗議は今のところ全然根據はないが、今後これは事實となつて現はれるかも知れぬと言明するだらう』(パリ六月十八日發同盟)

又、七月廿四日パリに開かれた國際平和運動主催の無防備都市空爆反對國際大會は次の如き對支援助に對日ボイコット決議を採擇してゐる。

『各國は九國條約、聯盟規約、不戰條約、聯盟決議等の趣旨に則り對蔣援助を實施し、これに對しクレヂットを供與すべし。他方日本に對してはボイコットを實行し對日軍需品の輸出を禁止すべし』(パリ七月廿四日發同盟)

右の如く佛國の對日輿論は決してよくないが、然し今後佛國が飽くまで蔣政權を支持するか否かは、多分に疑問が持たれる。と云ふのは佛國としては、佛領印度支那を日本の攻撃の前に置くことを極度に恐れてゐるからである。例へば六月十六日、佛政府は佛領印度支那總督に對し對支武器密輸を徹底的に取締るよう訓令を發してをり、又佛國政府は蔣介石政權の軍事顧問招聘を駐支大使顧維鈞を通じて拒絶したと傳へられてゐる。(七月九日東朝)

然らば今後佛國は如何なる對支政策に出るかと云ふに、海南島問題に對する英佛共同抗議(註)にも見られる通り、結局英國の態度如何に追隨するものと思はれる。が茲で注意しなければならぬ點は佛國の對外政策が常に國內問題によつて左右されると云ふことである。だから佛政府は共產黨、社會黨の強硬なる要求によつて或は今後とも或る程度の對支同情政策を採用することがあるかも知れない。

(註)倫敦六月廿七日發東朝特電は、バトラー英外務次官が『英佛兩國政府は日本政府に對し、海南島の占領は望まじからざる事態の紛糾を惹起する可能性ある旨の通告を發した』と報じてゐる。

三、轉機に立つ英國の對支政策

(A) 在支利權への關心

英國の動きは最近可成り變化して來てゐる。英國の在支權益は列強中最も多く、且つ今まで蔣政權を援助し續けて來たのだから、そう簡単に動き得ないのは當然であるが、蔣政權が漢口陥落を轉期として愈々一地方政權へ没落せんとする事態を眺めれば、英國として對支政策の重大轉換期に當面するに至つたことは當然である。而も、第六表に示す如く英國の對支利權の大部分は上海に集中してゐるのだが、此の權益擁護の爲には中支新政權及び我國との關係に就て今後益々多くの考慮を拂はねばな

(六)一九二九年の英國の支那に於ける事業投資

千 磅	千米弗	總額に對する%
上海	一五、五八	七六%六
香港	一八、四五	九%三
其他各地	三、九七	一四%一
合計	一七、九三	一〇〇%〇

英國が中支利權擁護問題を如何に重視してゐるかは、現に開

會中の英國議會に於ける極東問題の検討が英船通商制限撤廢問

題、英國系紡績工場問題、上海市電復活問題、南海鐵道問題、

上海濬浦局問題等々を繞つて行はれてゐる事實を見ても明か

ある。而して議員からのこれらの問題に關する質問に對し、英政府當局は常に其の權益擁護に努めて

ゐることを言明してゐるが、その一例を挙げれば七月四日下院に於ける與黨側よりの質問に對し、パ

トラー外務次官は『漢口が日本に占領された後に於ける方策に關しては政府も大いなる關心を拂つて

ゐるが、同地及びその他の都市に於ける英人所有財産に就ては現地出先官憲をして凡ゆる手段を盡さ

しめ、その保護に當るべきこと』を答へてゐる。(倫敦七月四日發東朝特電)

また七月廿七日の上院に於けるエリバンク卿の質問に對し、ハリファックス外相は『日本が若し英

國の利權を適當に尊重せざる如き態度を示す場合に英國はとるべき手段を充分に考慮してゐる』と述

べてゐる。(倫敦七月廿七日發東朝特電) 而して英國の中支利權擁護に關する日英會談は既に七月廿六日

以來、日本外務當局と英國駐日大使との間に行はれてゐる。

だが、このやうな英國の利權を擁護するためには結局中支の實權を握つてゐる日本との妥協によら

ねばならないことは、海關接收に關する日英協定の成立によつても明かである。六月廿七日の下院に

於て、パトラー外務次官は『日支兩國にして之に應ずるならば單獨乃至他國と協力して、平和の招來

に欣然調停の勞をとる用意あり』と言明してをり、また七月廿六日の下院に於てチェンバレン首相は

同じことを繰返してゐるが、これらは單なる儀禮的言辭としてのみ受取ることには出來ない。更に注意

すべきことは上海其他極東現地にある英國實業家も漸時日英合作を希望しつゝある模様であり、これ

は當然英國政府に反映するであらう。だから實際英國は現在對日政策の重大な轉換期に立つてゐると

言つてよい。

尤も、一般的に言つて英國の輿論は日本に對して未だ著しく悪い。然し、現在の英國外交政策が、

感情的輿論によつて動かされるとは考へることが出來ない。勿論英國の對日及び對支政策は、英國外

交の傳統たる冷靜な利害の打算の上に決定されるだらう。とすれば、英國が日支和平の調停役を買つ

て出る場合があつたとしても少しも不思議ではない。

(B) 依然蔣政權の援助は續かん

だが、此の事は、現在英國が直ちに蔣介石政權と手を切るだらうと云ふことを意味するものではな

い。現にチェンバレン英首相は七月二十六日の下院に於て借款以外で蔣政権を援助する方法を考慮中と言明してをり、又、倫敦八月一日發同盟は英政府が蔣政権に對し軍需品以外の商品輸入に就て五千乃至六千萬弗のクレジット供與を計畫中だとも報じてゐる。このやうに英國が蔣政権と絶縁することの出来ない原因の第一は蔣政権が法幣の實權を握つてゐることである。支那法幣の確立には英國が最も多大の努力を拂つて來たのであり、事變後も英政府が法幣の維持に必死となつてゐることは周知の如くである。(註一)英政府が法幣の崩壊を極度に恐れつゝある理由は、云ふまでもなく、それによつて蒙る在支權益の損失である。然るに現在法幣維持の最大の基礎をなしてゐる支那の在外正貨は蔣政権によつて握られてゐる。(註二)茲に英國をして、蔣政権との絶縁を逡巡せしめつゝある第一の原因がある。

(註一)その一例として七月二十三日上海發同盟は香港上海銀行が法幣の維持に乗り出してゐると傳へてゐる。

(註二)北京七月二十三日發同盟は蔣政権がその在外正貨を軍需品購入のため消費し、ために法幣の崩壊を來すことを恐れ、英國は米國を引込み支那の在外正貨の共同管理を企てゝゐると報じてゐる。

英國が蔣政権を見離さない第二の理由は、蔣政権の長期抗戦が必ずしも不可能ではないと見越して蔣政権輿地移轉後に於ける西南支那の利權獲得を行はんとしつゝあることである。英國に於て蔣政権の長期戦に耐へ得るだらうとの意見は可成り強い。例へば『マンチエスター・ガーディアン』誌六月

廿四日號(週報)は宇垣外相の戰鬪區域擴大聲明に關聯して次の如く觀測してゐる。

『…實際聲明(宇垣外相の戰鬪區域擴大に關する聲明を言ふ—筆者註)は大した意味はなく、それは單なる強がりに過ぎない。…勿論警告は日本軍が南支—廣東或は其他の港—に遠征軍を送る計畫なることを意味してゐるかも知れない。然し、これは事變開始以來豫期されたことであり、現在最早何等の刺戟をも與へはしない。實際警告は日本が國民政府を打倒することに×××軍隊の勝利によつて支那民衆の抵抗を粉碎することに×××ことを認める以外の何者でもない。』云々

このやうな長期戦の見透しには多分の認識不足があるとしても、兎も角右の様な見解が行はれる限り、英國政府としては、輿地移轉後の蔣政権を支持してビルマと境を接する雲南、四川方面の利權開發權を得んとする意志を放棄しないであらう。この事實を裏書きするかの様に香港七月二十九日發東朝特電は香港英字新聞デイリー・プレス紙廣東特電として『桂林へ旅行中の駐支英大使カー氏は貴州、雲南、廣西、廣東各省の利權開發計畫の交渉に關して考慮を拂ひつゝあり』と報じてゐる。

斯くの如く一方に於て日本との妥協、他方に於て蔣政権との合作と云ふ二筋の途を睨み合してゐるのが英國極東政策の現段階であり、七月廿六日の下院に於けるチェンバレン首相の演説、即ち『機會至り成功の可能性が見へるに至れば戰鬪中止のため何等かの勞をとるに吝かでない。その時期到るまでは英國の權益擁護に萬全の策を盡す決意を有つてゐる』(倫敦七月廿六日發東朝特電)と云ふのが掛値

のないところであらう。然し乍ら現在の英外交政策の基調は飽くまで實利主義的なものであるから、何時まで蔣政権に着き纏つても到底望みなしとハッキリ現實の見透しがつけば態度の轉換は容易である。尙ほ茲に注意しなければならぬ點は、先に見た『マンチエスター・ガーディアン』誌の論調によつても明かな如く、事變が可成り長期に亙るであらうとの見解が一層強くなれば、將來米國政府を極東問題に引込み、案外強硬な態度に出ることがあるかも知れないと云ふことだ。斯くして關心は米國の態度に移る。

四、米國は不干涉主義持續か

支那事變勃發以來英、佛、ソ聯に比して割合に冷靜な態度を維持して來た米國の對日政策が最近に至つて空爆問題、在支米人權益問題を繞つて多分に硬化したことは周知の事實であるが(註)、何等かの突發事件の起きぬ限り今後更にこれが悪化するとは思へない。

(註)六月以降に示された、米國の對日強硬政策を表現してゐると思はれる主要なる新聞電報を纏めると、次の如くだ。

一、華府六月三日發東朝特電によればウェルス外務次官は六月三日無防備都市爆撃に關し日本を攻撃せる聲明をなしてをり、又同日夜ハル國務長官も同主旨の演説をテネシー州で行つてゐる。

二、華府六月十一日發東朝特電によれば、ハル國務長官は『對空防備なき非戦闘員爆撃に使用される軍用機の販賣を阻止せん』と言明したと報じてゐる。

三、華府六月十六日發東朝特電によれば議會に於て米上院外交委員長ピットマン氏の日米國交斷絶論あり、『非武装民衆空爆調査』の決議案を採擇してゐる。

四、尙ほ此の他に紐育六月廿日發東朝特電は米國商務省が對日輸出業者に日本の爲替管理を危惧し警告を發したと報じてゐる。

米國の對日強硬政策決定要因としてH・チェンバリン氏は次の如く述べてゐる。

『米國は英國、ソ聯の如く差迫つて日本の脅威を受けてはゐない。併し絶へず日米關係を緊張せしめるものとして三つの要因がある。第一、交戦地帯には相當數の米人が存在し種々の企業を營んでゐるから、米國人の生命及び財産が日本軍によつて侵害されるゝが如き不祥事件が発生せぬかと云ふことである。第二は、米國の有力者達は國際問題を戦争的手段によらず、合法的に解決することに信念を有し現状維持を望んでゐることである。第三は、日本が現に支那でなしつゝあることを米國人は何れも皆嫌惡してをると云ふことである。弱國が強國に××さるることに對し人道的に憤慨する者もあり、又單に國家的民族的嫌惡の情に驅らるゝ者等様々であるが、要するに日本に對して好感を持つてゐないことは事實である。』(『カレントヒストリー』五月號東洋經濟五月、廿八日參照)

最近に於て米國の對日態度を硬化せしめた主要因はチェンバリン氏が第一に指摘してゐる在支米人の權益問題であつた。然し此の問題に關する限り去る七月十七日になされた日本外務當局の言明によつて大體問題は解決されてゐると見てよいだらう。(註)

(註)五月三十一日米國政府は駐日グルー大使を通じ支那に於ける米人財産返還要求を日本當局に對しなして來たが、日本外務當局は七月十七日外務省情報部發表として回答書翰内容を公表し、在支米人の日本軍占領區域への復歸問題に關しては圓滿解決を見たと發表してゐる。尤も米國では此の回答文は七月十六日に發表されたが華府七月十六日發東朝特電は國務省が此の日本の回答は米國の要求の一部を容認せるに過ぎないとしてゐる。

また米國人の對日輿論に關してはポストン・イヴニング・トランスクリプト紙が『日本の對支軍事行動を好まぬと云ふ理由で米國が日本と戦ふとは思はれない』(註一)と述べてゐる如く、今のところ未だそれ程さし迫つた状態ではない。又、最近に示された米國の對日強硬態度には多分に秋の選挙に具へて國內の輿論に満足を與へるため並に空爆に對してなされた歐洲各國の脊々罵々たる對日非難に申譯的に迫隨したと思はれる點がある。更に米國景氣が依然慢性的不況を辿るとき對日軍需品の輸出禁止など出來ないことはニューヨーク・タイムス紙の報道によつても明かである。(註二)

(註一)六月廿四日の社説、外務省週間時報第百八十六號より

(註二)七月卅一日付ニューヨークタイムス紙はセルエヴスキ會社と日本との間に多數の飛行機輸出契約のあることを指摘してゐる。(紐育七月三十日發東朝特電)

次に最近の米國の對日政策に就て注目すべきは、英米接近の問題である。今日まで對日政策に就て英國より米國へ働きかけたことは事實であるが、米國は今日既にフィリッピンを足場とする極東政策を一應解消し、南北兩アメリカを連ねる南北アメリカ・モンロー主義政策をとつてをり、さう簡單に

英國の誘ひに乗るとは思はれない。而も現に米國政府は英國政府との共同行動説を否定してゐる程である。(註)

(註)華府六月廿四日發東朝特電は、國務次官ウェルズ氏が英米共同動作説は無根の風説として之を否定した、と報じた。

要するに米國政府の對日政策は次の如く結論することが出来るだらう。即ち在支米人財産に損害が起り米國輿論のより一層の硬化がない限り、米國政府は依然不干涉主義を維持し、又、飽くまで英國との共同行動を退け、平行政策を採るであらうと。

五、注目を要するソ聯の態度

支那を繞る列國の動向を觀察するに當つて最も重要なものは云ふまでもなくソ聯である。今後資本主義諸國の對支援助が消極的なものとなるとすれば、蔣介石政權としては抗日戰を施行するためには當然左翼化せねばならず、國共合作が好むと好まざるとに拘らず強化されねばならないことは既に我が第一節で見た如くである。六月十八日に急遽歸國したソ聯大使オルレスキー氏の使命も漢口陥落後に於ける對支援助強化にあるものと見られる。前輯第二部に於て我々が見た如く、ソ聯の對支援助

は最も積極的なものであつたが、その後も引續き之は繼續されてをる。六月に入つて以來の對支援助として傳へられる主なるものを要約すれば次の如くである。

上海六月廿七日發東朝特電はソ支協定の内容として次の如く報じてゐる。

- 一、ソ聯より飛行機三千臺を供給す。その中一千臺は一ヶ月内に二千臺は二ヶ月内に供給する。
- 一、ソ聯より軍事指導員五百名を送る。
- 一、ソ聯より一個師につき教官一名、政治運動員三、四名をつける。

一、紅軍は十箇師を編成し、來る九月察哈爾、綏遠を攻撃の上東三省をも奪還の計畫である。

一、毛澤東を西北邊境主任に任じ、陝西、甘肅、寧夏、新疆四省の政治建設を指導せしめ毛澤東麾下の五箇師は最近陝西で訓練を終へ潼關防備のため既に同地附近に集結した。

また紐育七月八日發東朝特電は香港發A・P電報として、三百餘臺のソ聯飛行機が支那に向け輸送されつゝあり』と報じてあり、七月廿四日香港發同盟は『國民政府はソ聯より軍事顧問二十各を招聘し一行はパイロット並に技術者約三百名と共に漢口に到着した。』と報じてゐる。

勿論斯くの如き老大なる對支援助がなされつゝあるか否かは判然としないが、兎も角も、今後のソ支關係には多大の注目を要する。

尤も、ソ聯邦が日ソ戦争を賭してまで支那共産黨を援助するかどうかと云ふ點に就ては多大の疑問がある。此の點に就ては、本年報前輯(八〇—八八頁)に稍々詳しく述べておいたから此處には繰返さないが、要するにソ聯邦には西部國境に於ける危険や國內に於ける惱みがあつて、現在の所では極東に事を構へることを不利とし、従つて其の對日態度は頗る慎重である。

此のことに就ては、先般の張鼓峰事件に於けるソ聯邦の態度が一つの參考となり得るだらう。張鼓峰事件は、去る七月十二日朝、ソ聯兵が琿春南方約四十キロの國境線を越えて滿洲國領に侵入しハサン湖西側の張鼓峰に塹壕や掩兵壕を構築したことに端を發する。これに對し、滿洲國外務局、日本外務省、及び我方出先軍隊からソ聯側に再三抗議し、張鼓峰からのソ聯兵の撤退を要求したが、ソ聯側では張鼓峰一帯を以てソ聯領であると主張し、我方の要求に應じないので、此の問題に就て折衝中であつた所、遂に七月三十日に兩國々境守備軍が兵火を交へるに至り、戦闘は八月十日まで續いたのであつた。此の戦闘は兩軍、就中ソ聯側に可成りの損傷を與へたが、我が外務當局の努力により、十日夜に至つて重光駐ソ大使とリトヴィノフ外務人民委員との間に停戦協定が成立し、十二日には現地に於て兩軍の交渉が成立した。

斯くて一ヶ月に互つた張鼓峰事件は一段落着いた譯であるが、日ソ間の紛争が局地だけに限られ、

滿ソ國境の他の方面に波及せずして終つたのには、我方の不擴大方針堅持と同時に、ソ聯邦中央部が慎重なる對日方針を執つた爲と見られる。

殊に、此の事件を惹起したこと自體が、出先ソ聯軍の近視眼的行動に過ぎず、ソ聯邦が全面的に滿洲國或は朝鮮方面への攻撃——戦争を企圖したものでないのは、後に第二部第八節に於て述べる様に、張鼓峰の地形を検して見れば判ることである。また、我が漢口策戦に對するソ聯邦の側背牽制であつたとも見ることが出來やうが、假りにさうだとしても、それ以上に全面的對日戦争を目的としたものでなかつたことだけは確かだ。

ソ聯邦の對支援助と其の今後には多大の注目を拂はねばならぬが、其の爲に、ソ聯邦が日本との戦争を決して辭さぬだらうと見ることは、今の所未だ速斷に過ぎるであらう。

第二部 物資總動員下の日本經濟

第一節 統制大強化と殘された諸問題

一、物資總動員の實施と其の背景

『戦争のため必要とあらば、經濟統制の強化は當然である』とは池田藏商相の就任第一聲であつた。内閣改装は止むに止まれぬ戦時經濟體制の大強化を斷行し、それに伴ふ諸種の摩擦を押切る任務を擔はされた以上、この第一聲は寧ろ必然の事柄を表明したに止るが、その後の戦局の擴大、長期化傾向は言明の具體化を豫想外に急激、且全面的ならしむるに至つた。

(A) 戦局の新段階と日ソ關係の緊張

徐州陥落を以て一段落するかも知れぬと見られた戦局は、その後更に漢口攻略へと擴大することゝ

なつた。作戰の然らしめるところか、或は黄河決潰のためか、隴海線方面の戦線は鄭州を目前に控えて何等の進撃も示さないが、揚子江遡江戦は着々と輝かしい戦果を収めつつある。北岸の部隊は安慶、潜山、太湖を抜いて八月二日には更に黄梅を占據し、南岸の部隊また之に呼應して馬頭鎮、湖口を奪取の後七月二十六日、江岸の要衝九江を攻略するに至つた。この九江攻略は直に從來の軍都南昌の支配を意味するものであり、また浙贛鐵道（南昌—杭州）を脅威することによつて遠く杭州附近の敵軍をさへ牽制する力を持つと云はれてゐる。今後の軍事行動が如何なる方面に進められるかは固より不明であるが、漢口が既に重大な危機に直面してゐることは明白であり、一部ではその陥落は遅くとも九月末であらうとまで豫想されてゐる。

漢口への攻略戦はかやうにして目覺しく進捗してゐるが、國府側の長期抗戦策には、それにも拘らず何等の變化も窺はれない。飽くまで漢口を防衛せんとする共産軍と、中央軍の損失を可及的少くして後退しようとする蒋介石との間に意見の對立を生じたと傳へられるが、併しそれは單なる作戰上の問題に過ぎず、抗戦の根本方針に動搖があつたとは考へられない。而も、かく一方に於て戦鬪が益々擴大、長期化せられやうとしてゐる時に當つて、七月十二日突如鮮ソ國境に近い張鼓峰に越境事件が勃發した。事件の勃發地點は元々劃然たる國境線が不明であり、加ふるにソ聯側にとつて地理的に大部

隊集結には極めて不利な場所である爲め、外交交渉を以て簡單に落着するかに見えたが、その後の經過は國境事件には曾て例のない激戦に發展するに至つた。其の後モスコ並に東京に於て外交交渉が成功し、八月十二日の停戦協定を以て事件は一先づ解決を見ることゝなつた。此の事件に關する限り、恐らくこのまゝ落着するであらう。併しこれで全問題が無くなつた譯ではない。國境全體の確定がなされぬ限り、今後かやうな紛争が生じないと斷言し得ないのは勿論、それが多かれ少なかれ我國の對支作戰を弱める以上、ソ聯の對支援助策に利用せられる危険性が充分にあるからだ。そして萬一かやうな紛争が瀕發すれば、而してそれが對日牽制策である場合には、日ソの全面的な衝突を導くに至る恐れも全くないと言へぬ。他方、日英關係には多少協調的色彩が加へられて來た。最近、宇垣外相とクレギー英國駐日大使との間に數次に互る會談が行はれて來たのは、その一斑の現はれと見られる。けれども今日までのところ、會談の内容は専ら上海を含む長江沿岸の英國權益擁護に限られてゐるらしい。それだけでも緊迫した空氣を和げつつあることは争はれぬが、全面的な日英協調はまだ前途遼遠の感がある。

(B) 戦時統制の新紀元—物資總動員計畫

事變が北京の近效に突發してから既に滿一ヶ年餘を經過し、戦果は大いに擧げられたが、以上のや

うに時局の非常時性は益々加はる許りである。經濟對策がこれに應じて愈々戰時色を濃くせなければならぬことは、従つてまた當然の成り行きである。『戰爭のために必要とあらば、經濟統制の強化は當然である』と云ふ池田藏商相の言明はその後今日まで僅か二ヶ月餘の間に、文字通りの急テンポを以て實行に移されることとなつた。六月十七日に開かれた第一回五相會議は、先づ企畫院の立案になる長期經濟戰の根本原則——物資總動員計畫を承認し、續いて六月二十七日その實行方針として次のやうな十項目の基本原則を公にするに至つた。

- (一) 爲替相場の堅持、軍需資材の供給確保、輸出の振興及び國民生活維持の爲現在以上の物價騰貴を抑制するに必要なる措置を講ずると共に基準價格、公定價格の設定等の外、消費節約及び配給統制を併せ強化し、物價の引下げを行ふこと。
- (二) 一般物資につき極力消費節約を圖ること、特に輸入物資に就ては必要に應じ使用制限乃至禁止、代用品使用強制等の方法により、國內不急用途に對する物資の消費節約を徹底強化すること。
- (三) 輸出増進の爲め綜合計畫の下に之が一般的促進を強化する外、(イ)製品の輸出とその原材料の輸入とをリンクせしむる等の方法により輸出用原材料の輸入を確保すること、(ロ)輸入原料、材料につき之を國內消費用と輸出とに區別し、輸出用原料、材料の國內消費を徹底的に防止すること。
- (四) 主要物資につき輸入及び配給の適正圓滑を圖るため組合制度その他の機構を完備すること。
- (五) 貯蓄の普及徹底を圖ること。
- (六) 官民一體簡素なる非常時局國民生活様式の確立に努むること。

- (七) 主要物資の増産、特に礦産の増加に徹底的措置を講ずること。
- (八) 軍需工業能力増進のため交替制の採用及び勞務者の急速充足につき必要なる措置を講ずること。
- (九) 廢品の回收のため従來の業者の外各團體の協力を求め其の組織化を圖ること。
- (十) 轉業及び之に伴ふ失業の救済のため必要なる對策を講ずること。

そして聲明書は更に、右の國內使用制限を強化すべき品目として鋼材以下三十三種を列挙してゐる。本年春長期戰の決意がなされて以來、かうした諸對策の必要なことは既に知られてゐたところであつて、具體的な方法も當時の賀屋、吉野兩相の手で立案せられ、また部分的には或程度まで着手せられてゐた。従つて右の聲明は何等事新しいものではなく、云はゞ改装前の内閣から改装内閣に受け継がれたに過ぎない。けれどもその具體化の全面的であり急速である點に於て、更に強化の度合ひの激しい點に於て、正に事變以來の戰時統制に一つの新紀元を劃したと云つても過言ではあるまい。

二、輸出の積極的振興へ

(A) 國際收支次第に緊迫

物資總動員實施に關する十原則のうち、右の如くその最初に掲げられたのは、爲替相場の堅持、軍需資材の供給確保、輸出の振興等であり、この目的達成の爲めの物價引下げである。此等の點は二三

輯來、本年報で述べて來た通り、事變以來の我國經濟が逢着してゐる最も中心的な二つの問題、即ち國際收支適合の困難とインフレ激化の危険とが頃に切實化してゐることを示すものにほかならない。國際收支を決定する最も主要なものは云ふまでもなく貨物貿易であり、益々増加する軍事需要と緊急生産力擴充資材との輸入を確保する爲め、不急不要品の輸入は極力抑へられて來たのであるが、國內物資の不足に基く物價高—輸出競争力の減退—輸出向け商品の國內流用等が豫想外に強く作用し、輸出は甚だしい萎縮に悩まされたのが、最近までの實狀である。

後掲第二節に詳しく述べるであらうが、例へば今年上半年の内地輸出高を見ると、總計十二億圓餘に過ぎず、昨年同期より二七%強を激減してゐる。折角の輸入制限もかくては軍需資材の輸入力を大して増加せしめる力がない譯であつて、同期間に輸入は五三%を減じたるに拘らず、尙ほ入超額は一億九千萬圓に上つた。而も此の數字は、支那との貿易を含むが、對支貿易は事變以來圓ブロックの圈内に包括せられてゐるので假令出超であつても外貨を受け取ることが出来なくなつた。此の點從來の對滿貿易と選ぶところが無い。換言すれば滿洲、支那に對する受取勘定は、第三國よりの軍需品輸入資金に振り向け得ない。そこで圓ブロックへの貿易を差し引くならば、上期の内地對外貿易尻は實に三億九千萬圓の入超になる。これに朝鮮、臺灣、南洋の各外地貿易を加へるならば、入超額は更に多くなる筈だ。加ふるに貿易外收支に於ても亦頗る面白くない。正確な數字は判らぬが、貿易外収入のうち最も高額を占める海運賃が、多數船舶の軍事徵用の結果激減すると見られてゐる一事に徴しても、それは容易に想像される。

(B) 消費の非常管理始まる

絶対必要な軍需を満たし乍ら、而も尙ほかうした事態に適應して行くために先づ考へられるのは原料を輸入に俟つ商品の國內消費制限である。物資總動員に關する前記の政府聲明は、かゝる制限の必要な商品として卅三品目を列擧したが、六月二十九日先づ綿製品に對し民需の制限が斷行せられた。同日公布、即日實施された綿製品の製造、販賣、加工に關する各制限規則がそれであつて、此等の規則により輸出向(但關東州、滿洲國及び中華民國は除外)のほかは、綿絲、綿織物又は綿メリヤス、(何れもス・フ混用のものを含めて)の(一)製造を許さず、(二)小賣以前一切の販賣を認めず、更に(三)向ふ一ヶ月間は染、晒、裁斷その他の加工が禁ぜられて了つた。つまり綿製品は小賣商の手許にある分が一順すると、國內では最早や新たに購入が出来ず、その補填は總て限られたオール・スフ製品によらねばならぬ譯である。この徹底した綿製品國內使用禁止に次いで、七月一日よりは牛革、馬革、豚革、羊革、鯨革及び鮫革を原料とする多數商品の輸出以外の使用禁止が實行され、七月九日に

は更に鉛、亞鉛、錫、アンチモニー等の非鐵金屬製品と再生品を含む各種ゴム製品とに就て同様の禁止が斷行されるに至つた。ゴムに關しては更に切符制を強制するゴム配給統制規則と、小賣以外に總ゴム靴の販賣を禁ずる販賣制限規則とが同日から強行を見てゐる。そのほか工作機械の需要にも制限が設けられ、また鐵鋼工作物の許可範圍擴大、銅使用制限の強化等も前後して決行されると云ふ有様である。

(C) 新たなる輸出振興策

『戰爭の爲めには生活を或程度犠牲に供さねばならぬ』とは事變以來繰り返し述べられた事だが、以上のやうにして愈々それが現實の問題となつた。が併し單に國內の民需を禁止すると云ふだけでは、まだ極めて消極的で、既に著しく減退した輸出を取り戻すことにはならない。これには更に積極的な輸出振興等が要求される。勿論これまでもかゝる積極策が全然省みられなかつた譯ではなく、例へば輸出商品に關する限り原料輸入を無制限に認め、輸入制限から來る輸出減退を防がうとする所謂リンク制が採られ、豚毛等の雜品を初め、羊毛、棉毛の如き最大輸出品用原料にもそれが適用せられてゐた。併し乍ら肝腎の綿業に於ては製造から輸出までの行程が複雑を極め、輸入原料をそのまま製品として輸出せしむる事は強度の配給統制を以てしても不可能で、種々の脱法行爲によつて國內流用が

持續せられた。前記の混用品に至るまで一切の國內向綿品の製造乃至販賣を禁止すると云ふ手段は、かゝる流用を側面から喰ひ止めるに役立つが、池田藏商相はこれに更に一步を進めて七月一日より輸出綿製品配給統制規則を實施し、總て紡績聯合會加盟會社及び綿絲布輸出組合員の組合にのみ製造又は加工を認め、織屋、加工業者等は何れも此等業者の下請たらしめることとした。從來の綿業リンク制はこゝにその性質を一變した譯である。

併しかうした新しい工夫にも拘らず、現在までリンク制が適用せられ、兎も角輸出減の防止に役立つてゐるのはいまのところ七種の商品に過ぎない。金額ではこれでも相當の額にならうが、輸出の品數から云へば正に九牛の一毛である。従つてリンク制適用の擴大が必要となるが、實際には輸入原料が輸出製品の一小部分を占めるに止つてかゝる制度の適用を困難とするものが多い。また輸出振興は單に原料を輸入に仰ぐ輸出品許りでなく、國內産品に就ても同様に緊要だが、右の如き商品別のリンク制ではかやうな要求を満すことが出来ない。そこで前者に關しては保税工場の利用を容易ならしめるに決し、後者に對しては品目の何たるを問はず、輸出金額の一定割合に相當する輸入を自動的に許可せる所謂綜合リンク制の適用が考慮されてゐる。共に具體的方法是公にされぬから、何の程度に輸出を振興せしめるかは不明だが、これ迄に見られなかつた積極的對策として注目に値する。

三、爲替基金設定の意味

(A) 原料輸入資金を何うする

輸出の減退を喰ひ止める對策は以上のやうに一應は整へられた。けれどもこゝにいま一つの問題が横はつてゐる。それは外でもなく、原料輸入の資金を如何にして調達するかである。原料輸入—製品輸出—外貨獲得—原料輸入と云ふ循環が一度繰り返されるとかゝる問題はなくなるが、その前にかゝる循環を可能ならしめる輸入資金が必要である。ところが最近までの輸出の萎縮、貿易外收入の激減軍需關係輸入の不減等は既にかやうな資金を殆ど枯渇せしめて了つた爲め、これが補給策が別に講ぜられねばならぬ事態に陥つてゐた。そしてこれが爲め日銀の正貨準備を流用するやう一部では提唱せられてゐたのであつたが、政府も遂に意を決して愈々日銀金準備のうち三億圓を割いてこれに充當するに至つた。

尤も金準備を割くと云つても、金現送によつて得た外貨をそのまま爲替銀行に賣却するのでは、それだけ通貨が國內で收縮し、金融市場に思はぬ副作用を及ぼす事になる。そこで三億圓はそのまま爲替基金と云ふ名稱の下に日銀勘定に留保され、金現送による代り金は爲替銀行へ指圖貯金とする方法が

採られた。そして日銀の此の爲替基金勘定設定は七月二十三日に斷行され、金現送も開始された模様である。輸送の關係から金現送を完全に終るまでには五、六ヶ月を要するから、三億圓全部が運用されるのは早くも今年末であらうが、本資金は輸出商品の原料輸入以外に利用を許さぬし、外貨が獲得され次第、金額の如何に拘らず此の目的に使用出来る譯だから、一小部分にしる原料輸入が緩和されるのは案外早いであらう。

たゞこゝで問題となるのは、三億圓の爲替基金で何の程度まで輸入が可能かと云ふことだ。それは原料相場の高低や輸出製品の内容如何によつて可なり相違するが、輸出金額から逆算すると、大體の推定はつけられる。先づ本年上半期の繊維製品(但生絲や絹製品の如き國產原料によるものを除く)の輸出額は約三億八千萬圓で、年計は大略八億圓と見られる。ところで昭和十年の工場統計によれば此の種纖維製品の國內添加價值は約四割八分見當であつたから、八億圓の輸出に該當すべき輸入原料はザツト四億二千萬圓に當る譯だ。對滿、支輸出は外貨を獲得し得ぬと云ふ理由で爲替基金の利用を認められてをらないから、此の種輸出の原料代を控除すると、右原料代は更に減つて三億七、八千萬圓になるだらう。勿論これは纖維製品だけの原料輸入代金で、他の輸出品で原料を輸入に仰ぐものが相當ある筈だ。此等を合計すれば或は六億近くになるのではないかと考へられる。が原料買入から輸

出代金入手までの期間は平均して六ヶ月前後と見てよく、従つて三億圓の爲替基金があればその二倍の原料輸入が可能となる。それに日銀の準備金は金の市價より一割方安く評價されてゐる爲め賣却代金は三億三千萬圓に上る見込みである。とすれば、今年程度の輸出なら、これで原料輸入に事缺かぬ勘定となる。昨年の如き多額の原料輸入は到底不可能としても、極端な外貨資金不足から兎も角も解放せられると考へてよいだらう。

(B) 爲替業務は集中統制

輸入資金はかやうにして準備せられたが、さてその實際の運用となると尙ほ種々の問題が残る。輸入許可と爲替許可とは池田藏商相就任の當初に統一されたからよいとして、さて爲替銀行に對する外貨割り當てを如何にするかゞまだ解決されない。この割り當てに適正を缺くと爲替の出會ひはつき難く、折角の爲替基金も利用の範圍を減削される。對策は従つて當然この問題にまで延長されざるを得ず、政府も爲替基金設定の後直に、基金運用を正金に委ねず一切日銀がこれに當ることに決定した。日銀と爲替銀行との會談の結果、先づ爲替基金の貸付は總て日銀の指圖により、正金は單にその事務を取り扱ふことになり、更に銀行間の爲替取引は一切中止して爲替銀行に一定限度以上の餘裕外貨ある場合には之を日銀に提供し、不足する場合には日銀を通じて融通を受けることに取り極められた。

つまり爲替の出會ひは總て日銀を中心につけられる譯である。

爲替基金の運用はかくして爲替業務一般の集中的統制に發展したが、その結果は更に餘裕外貨の利用と云ふ副次的効果を持つ。爲替取引が銀行間に行はれてゐるときは、銀行は萬一の出合ひ難を見込んで各自或程度の外貨を手持ちしてゐたが、これからはその必要はなくなり、此等の餘裕金は他の目的に利用出来るからである。金貨鑄造の禁止を緩和して民間所有金を動員しやうと云ふ六月四日の省令等と相俟つて、多少とも對外支拂手段の補填となることゝに説明を加へるまでもないだらう。

四、物價の強制管理成る

(A) 轉換した物價抑制策

價格が物資の需給を調整する基本條件をなしてゐる現在の經濟組織に於ては、物資不足が價格の昂騰を來すことは當然であり、その實情は毎輯本年報でも紹介してをいた。併し戰時に於ては價格の昂騰が供給の増加を誘導すると云ふ平常の原則が働き得ず、却つて對外輸出力を弱めて物資の供給(輸入)を一層削減する結果となり、また財政負擔を増大せしめ、或は換物運動を助長して悪性インフレに導く危険性を伴つて來る。これが對策として賀屋、吉野時代にも購買力を徵收する爲めの貯蓄獎勵

運動が開始せられ、更に直接個々の物價の抑制策が講ぜられた。が併し物價抑制は専ら各事業團體の自主的統制に委ねられ、暴利取締令の如き法規は存してもそれを適用すべき物價規準がなく、殆ど死文に近かつた。その間隙に乗じて物價は上昇する處を知らず、東洋經濟の卸賣物價指數によつても累月上昇して本年六月末は二八六・五に達した。事變直前から見ると三三%、本年一月末に比較しても二一%からの昂騰に當る。かゝる情勢の上に前述のやうな徹底した供給制限が斷行されるとなれば、今後の昂騰は計り知れざるものがあり、勢ひ之が抑壓にも亦強權を加へなければならぬ。

既に政府は、内閣改裝直前の五月二十二日から綿絲にだけは、從來業者が自主的に決してゐた最公價格をそのまま公定價格とし、『何等の名義を以てするを問はず最高價格を越ゆる對價を以て之を販賣』せしめざることとした。輸出入臨時措置法第二條に基く綿絲販賣價格取締規則がそれであつて、若し此の規則に違反した場合には臨時措置法に規定する一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金が課せられる。ところが、此の種の強度の統制は改裝内閣の物資總動員計畫と併行して漸次擴大され、綿製品の製造、加工及び販賣の禁止と同時に纖維製品全體の販賣價格取締が實施を見、皮革品にも使用禁止令と共に同様の方法が斷行せられた。更にその後十日を出でぬ七月九日にはあらゆる物價を抑制し得る物品販賣價格取締規則を實施し、取り敢えず此の規則の適用を受けるものとして麻製品、輸入材

及びその製品、ゴム製品、松脂、セルラック、アラビヤゴム、桐油、カーボンブラック、亞鉛華、鉛丹、リサージ、唐土、石炭酸及び硼砂の十四品が指定された(七月十五日には更にアルミニウム製品、アルマイト製品、ヒマシ油、カゼインが加はり、七月二十八日からは纖維製品、皮革製品の兩販賣取締規則が一般的本規則に解消することとなつた)。自主的統制價格は、かやうにして強制管理價格に置き換へられつゝある。

(B) 物價抑制の第二段——積極的引下

斷るまでもなくかやうに價格強制管理の體形が整へられても、何を目標に價格を抑へるかゞ決らぬれぬなら意味をなさない。が此の點は物價委員會の裁定に俟つ仕組みであつて、中央物價委員は取り敢えず抑制の一般原則を(一)輸入品は輸入價格へ、(二)輸出品は海外市場價格へ、(三)その他國內生産一般物品は少くとも現在以上の騰貴を抑へて順次事變前の位置に至らしめる、と決議したことは前輯の本節で述べておいた通りである。その後個々の商品に就ては小賣價格に至るまで中央物價委員會中に組織された各専門委員會の手によつて次々と標準價格の決定公表を見てゐる。その一々をこゝは例擧する餘白を持たないが、その大多數は時價より可なり低く皮革製品の如き八月中に二割を引き下げ、九月以降更に五割を引き下げる意向だと傳へられてゐる。(それでもまだ事變前に比し三割五分

高と云はれる)。

それだけに裏をくゞられる危険性は増し、従つてこれを監視すべき制度を必要とするが、それには經濟警察の組織が樹立された。即ち(一)物資統制法令の違反取締、(二)經濟統制に關する情報事務、(三)特別の物資配給事務執行竝に取締、等を行はしめる爲め内務省及び府道縣に經濟保安課(又は經濟保安係)を設け、全國で四千人近い警部、警部補及び巡查をこの方に増員しようとするのである。而も一般消費者をして公定價格を明瞭に知らしめて違反を豫防する意味から、暴利取締令を改正してあらゆる商品價格を物品の見易き部分に記載し、又店頭に掲げる義務を販賣業者に課すこととなり、七月十八日からこれを斷行してゐる。民需の供給制限のみならず價格の點に於ても、統制は愈々一般の生活にまで喰ひ入つて來たと云へるだらう。

五、貯蓄運動の實績

前にも一寸觸れた通り、個々の商品相場抑制と並んで、いま一つ重要な物價對策は購買力の側から加へられるものである。如何に細かい警察網が張り廻はされ、また苛酷な罰則を以て望んでも、消費者全般に購買力が餘つてゐる限り、何等かの形でそれが需要となつて現はれ、脱法行爲が培はれる。

前にも一寸觸れた通り、個々の商品相場抑制と並んで、意外の摩擦を惹き起すことになるだらう。かゝる不合理或はまた多數の違反者を出すことによつて、此の運動は内閣改装後も持續されてゐること勿論で、今日までの實績に徴する限り、比較的効果を防止する見地から、賀屋藏相時代に早くも貯蓄獎勵運動が開始され、強制貯金が行はれるに至つたこと前輯にも報じておいた通りである。

此の運動は内閣改装後も持續されてゐること勿論で、今日までの實績に徴する限り、比較的効果を擧げてゐると云つてよい。貯蓄獎勵は原則として單に預金や郵便貯金だけでなく、直接公債、社債、株式等の有價證券投資の形でもよい定めであるから、

四半期別國債消化狀況(百萬圓)

	十二年	十二年	十三年	十三年
	第三	第四	第一	第二
國債發行額	三〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	九三〇・〇	九〇〇・〇
預金部引受	—	二〇〇・〇	一五〇・〇	一五〇・〇
日銀引受	二〇〇・〇	七三〇・〇	七九二・二	六六六・八
内				
日銀引受中	—	六六〇・〇	五〇八・〇	二二二・二
郵便局賣出	—	—	—	—
郵便貯金	—	—	—	—
シナケート受	一〇〇・〇	—	—	—
日銀國債賣却	二七五・四	一八三・九	五四・四	七二・〇
全國銀行預金増	六九・一	七五・三	二五・六	一、三〇二・九
同上貸出増	四七五・〇	四三六・四	八六・八	三三・三
同上國債手持増	二〇・四	六・五	三九二・五	六二〇・五
郵便貯金増	一〇七・八	九五・二	一〇四・八	三二・五
(備考) 全國銀行預金には日銀を含まず。				

此の運動が齎した効果を正確に測定することは出來ないが、いま國債消化と全國銀行並びに大藏省預金部の預貯金増加との兩側面から最近までの情勢を窺ふに、上掲表示のやうな結果が示される。表によつて先づ預金の側から見ると、本年第一四半期の全國銀行勘定では二億五千八百萬圓、郵便貯金では一億五百萬圓、合計三億六千二百萬圓の増加に止つてゐたものが、第二四半期に入ると銀行預金十三億三

百萬圓、郵便貯金二億一千百萬圓、合せて十五億一千四百萬圓増に達してゐる。第一四半期の四倍強であり、昨年第四四半期に較べても略々二倍に當る。尤も此の銀行預金には銀行間の預け合ひによる重複勘定が相當ある筈で、純粹の預金増はこれより少くなる譯だが、他方には生命保險會社、信託會社等の資金増加が可なりの數字に上つてゐる筈だ。加ふるに資金調整法で事業資金の需要が可なり抑へられてをり、現に表示の通り本年第二四半期の銀行貸出は二億二千八百萬圓に過ぎず、第一四半期から見れば二倍以上だが、昨年第三、第四兩四半期に對比すると二分の一に減少してゐる。かく預貯金増と貸出減との兩方から殖えた資金が結局國債消化に向けられた勘定であつて、その結果は日銀國債手持の變化に如實に現はれつゝある。即ち前頁の表によつて日銀公債引受高と賣却高とを比較するに國債發行の激増した昨年第四四半期は五億四千八百萬圓、本年第一四半期も二億一千五百萬圓の各引受超過（日銀背負込み）となつてゐたものが、本年第二四半期に入つて逆に一億三千五百萬圓の賣却超過へ一轉するに至つた。それでも事變以來本年六月末迄丁度一ケ年の通計では日銀引受二十二億八千八百萬圓、同賣却十七億三千四百萬圓で差引尙ほ五億五千四百萬圓の背負込みに終つてゐる。がいまゝでのところ、日銀の國債背負込みから來る通貨増發懸念は薄らいだと云つてよく、従つて通貨側から惹き起されるインフレーション激化の危険も一應抑へられてゐると見られるであらう。

六、統制一巡の後に來るもの

消費制限、價格管理、輸出振興、爲替統制と必要な對策は矢繼ぎ早やに強引に斷行せられたこと以上に見られる通りである。長期戰、従つて經濟戰の場合を豫想して第七十一、七十二及び七十三各議會に準備せられた非常法規は、こゝにほゞ一巡實施せられた形である。當分は暫く新たな諸統制が充分な効果を擧げるか否かを見届ける順序である。併し統制が強ければ強いほど、經濟界に與へる摩擦も亦大きいことは止むを得ない。これを緩和する色々な第二次的の對策を必要とする。差し當り遷延を許さぬ此の種の對策に失業救濟問題がある。後節にも述べるであらうが、消費制限の爲め職を失つたものは、企畫員の調査で百三十萬人に上る見込みであり、過少見積りだと云はれる厚生省の調査によつても尙ほ三十九萬人を數へてゐる。これを如何に救濟するかは容易ならぬ課題である筈だ。政府も中央失業對策委員會を急造してこれに當らしめてゐる。そして八月三日に開かれた此の中央失業對策委員會第一回總會は一般方策、失業防止方策、失業救濟方策の三項目に互る參考對策を提示したが、果して參考案に云ふやうな事業の轉換、就職斡旋、歸農獎勵、移民獎勵等がしかく簡單に多數の失業者を吸収し得るか何うか頗る疑問と云はねばならない。不可能ではないまでも相當の無理と困難とが

伴ふであらう。

國際收支に就ても亦別の困難が豫想される。リンク制と爲替基金制との設定によつて、輸出貿易に關する限り一應の振興策は樹立せられたが、貿易外收支に於てはかやうな對策が仲々見當らない。損害保險金の支拂を抑制する位が、いま考へられてゐる具體的なものと云つても過言ではあるまい。而も金資金特別會計の手で行はれる現送金は、その手持金の拂底から今後新産金の限度に限定せられるであらうし、東京海上の外貨五千萬圓の提供等によつて、利用し得べき民間在外資金も相當に減少した模様である。此等の正確な數字は固より外部から知る由もないが、兎も角輸出が相當の増加を示すことにならなければ、聽て再び輸入制限、物資使用制限の度を強めるほかない結果に陥る。資金調整委員會が八月八日の省令で、資金調整標準を著しく辛くし、調整法の適用に受くべき會社の資本金を之迄の五十萬圓から二十萬圓に引き下げると同時に、緊急な生産力擴充事業として從來擴張を認めたものにも或程度の制限を加へるに至つたのは、かやうな再度の物資使用制限に對する準備だと解することが出来る。

のみならず、物價抑制に就ても亦これを貫徹するには數多くの支障が横つてゐる。七月末の日英米の各卸賣物價（日本は東洋經濟、英國はエコノミスト、米國は勞働省の各指數）を弗に換算し、大正

二年一月基準に直ほした指數によると、依然として我國の對英割高は五割三分に上り、對米割高に至つては七割四分に達する状態である。海外市場で競争する輸出商品だけの相場を採つて見ると多少事情は異つて來るだらうが、何れにしても對外競争力を強める意味から云つて、物價對策は今後まだまだ相當思ひ切つた引き下げに進まねばならぬこと明かだ。而もこれを文字通り貫徹するとすれば、緊急資材の生産増加を阻む矛盾に陥り兼ねない。石炭の價格引き下げが殆んど全部中間商人の利益を犠牲にしてのみ行はれたと云はれる如き、此の矛盾の現はれであるが、同じやうな矛盾は金屬類の生産に就ても起るものと考へられる。こゝに價格の引下げは一つの限界に到達するわけであり、これを如何に解決するかと新たな對策として登場せねばならぬであらう。商品の價格自體を抑へることから生れるからした困難とともに、尙ほ一つ注意を要するのは、矢張り購買力と物との關係から來る一般的な物價昂騰の力である。蓄貯獎勵によつて購買力を吸ひ上げやうとする運動は或程度の効果を擧げ、公債消化に關する限り本年第二四半期以來順調な推移を示しつゝあることは前に一瞥したが、一方に物資の供給は益々制限せられるのであるから、單に國債消化が支障なく行はれ、懸念された日銀國債背負込みから來るインフレ進行が一應停止したとて、物資と購買力との乖離は相變らず持續されることになる。とすれば、通貨の積極的な増發がなくなつたからと云つて、それで安心することは許され

ない。こゝにも亦別の對策が要求せられるわけであつて、三度目の増税が云々せられてゐる所以である。

基本的な統制は一巡したが、經濟戰の進展と共に、改装内閣に課せられた任務は今後益々重にして且つ大であると云はねばならない。

第二節 リンク制に到達した貿易對策

貿易の部面に於ける賀屋・吉野から池田への道は、爲替管理法強化、輸出入臨時措置法による輸入制限・需給調整から、リンク制採用と『正貨準備活用』への道であつた。即ち、池田藏商相の『物資動員計畫』に呼應して、輸出振興策としては輸出入リンク制が決定的なものとなり、これと表裏して直接に金——日銀の正貨準備中の三億圓——に動員令が下つた。

前輯にも述べた様に、賀屋・吉野統制による輸入制限強化、輸出品用原料の極度の抑制は、一方に於て貿易收支尻の改善と云ふ効果を生むと同時に、他方に於ては輸出貿易の萎縮と云ふ好ましからぬ結果をも生じたのである。而も輸出の萎縮は、更に貿易收支尻を合せる爲の輸入抑制を餘儀なくし、輸入抑制は重ねて輸出減を呼ぶと云ふ循環を描いて、貿易はどこ迄も萎縮する。——今年第一四半期に入ると、我國貿易には既に斯様な徴候が現はれて來たので、第一四半期から第二四半期にかけて、賀屋・吉野統制策への批判、乃至は其の修正の要求が漸く熾烈となり、また各方面から各種の輸出振興策が唱へられるに至つた。それらの振興策は各々特定の地盤に立脚したものであるだけに容易に一

致點に達し得ないものだつたが、然し戰爭遂行と云ふ巨大な壓力は相互に矛盾相尅する凡百の輸出振興策を押し切つて遂に最後の解答を與へた。それが池田藏商相によるリンク制の採用であり、輸出振興の『呼び水』としての正貨準備の活用である。斯くして貿易統制はこゝに一應の結論を得たもの様であるが、それに就て述べる前に、先づ上半期貿易の實績から見ることにしよう。

一、上半期貿易は引續き萎縮

(A) 圓ブロックを除けば入超約四億圓

本年第二四半期の内地對外貿易總價額は、昨年同期に較べて輸入三三%、輸出二五%を減少した。第一四半期には、昨年同期と比較して輸入三六%減、輸出一八%減であつたから、第二四半期に入つて輸入の減少率は稍と低下した譯だが、然し其の反面、輸出の減少率は急速に高まつてゐる。結局今年上半年の實績では、昨年の同期に比べて輸入三五%、輸出二一%の減少となつた。そして上半期の入超額は約二億圓、圓ブロックを除外した場合の入超額は實に四億圓に近い。

尤も七月中旬に入つて本邦對外貿易は出超に轉じた。その額は六十二萬圓、僅少ではあるが年初來始めての出超であつた。昨年は九月中旬になつて漸く出超に轉じたことを考へると、本年は其の時期

が二ヶ月早く來た譯だ。續いて下旬には一千三百萬圓と云ふ、可成りの出超を示してゐるが、結局一月以降七月迄の累計では輸入十七億圓(對前年同期九億圓減)、輸出十五億圓(同六億圓減)、差引一億九千萬圓の入超で、昨年同期の入超七億二千萬圓に比し約五億三千萬圓を減じ、輸出入總額も三十二億二千萬圓と對去年同期十二億九千萬圓(二九%)の萎縮となつてゐる。

以上は貿易旬報の數字であるが、貿易月表によつて上半期の實績を見ると第一表の示す如く、滿支貿易をも含めた數字では、昨年同期に比し輸入七億五千萬圓、輸出三億二千七百萬圓を減じてゐる。輸入の減退は、輸出のそれに比して著しく大きい。尤も昨年上半期に異常な思惑輸入が行はれたことを考慮すると、今年を昨年と比較するだけでは不充分であらう。然し一昨年の上半期と今年とを比較しても、輸出は一千七百萬圓の減少に對し、輸入は九千五百萬圓の急減に當つてゐる。

ところで右の計數から更に滿支を除いた分を見ると、今年上半年の入超は實に、三億九千萬圓に上る。滿支は我が商品の主要輸出市場であるから、これを除く數字が右の様になるのは當然であるが、然し、滿支を除く輸入の對前年同期減少率は然らざる場合のそれよりも、約八%高いのに對し、輸出の減少率は同様に一七%四も高い。つまり滿支からの輸入の減退よりも、滿支への輸出減退の方が大きいのである。従つて我國としては滿支を圓ブロックの中にひき入れることによつて、國際收支の逆

(一) 上半期貿易概況 (貿易月表より作成)

類別及品別	内地對外貿易			滿支を除いた内地對外貿易			
	13年 1-6月	12年 1-6月	比較	13年 1-6月	12年 1-6月	比較	同割合
輸 入 力 擴 充 資 材 及 生 産 用 原 材 料	石炭	28,273	29,452 -	1,179	5,248	6,034 -	786 - 13.0
	生麻	27,027	72,007 -	44,980	27,027	72,007 -	44,980 - 62.5
	皮革	11,034	22,848 -	11,814	7,606	19,717 -	12,111 - 61.4
	其他	16,313	20,502 -	4,189	13,882	12,607 +	1,275 + 10.1
	計	1,422	4,200 -	2,778	1,422	4,200 -	2,778 - 66.1
	其他	755,676	766,637 -	10,961	702,465	734,426 -	31,961 - 4.4
	計	839,745	915,646 -	75,901	757,650	848,992 -	91,342 - 10.8
	棉花	217,505	630,715 -	413,210	169,162	610,866 -	441,704 - 72.3
	羊毛	48,599	258,003 -	209,404	47,462	257,448 -	209,986 - 81.6
	其他	35,104	48,078 -	12,974	35,104	48,078 -	12,974 - 27.0
輸 出	其他	7,382	16,986 -	9,604	4,599	15,712 -	11,113 - 70.7
	其他	26,266	42,351 -	16,055	21,888	34,237 -	12,349 - 36.1
	計	334,856	996,133 -	661,277	278,215	966,341 -	688,136 - 71.2
	其他	219,372	234,115 -	14,743	45,731	63,146 -	17,415 - 27.5
	計	1,394,473	2,145,894 -	751,421	1,081,596	1,878,479 -	796,883 - 42.5
	織物	220,554	269,454 -	48,900	149,446	219,940 -	70,494 - 32.0
	生絲	150,887	186,396 -	35,509	150,887	186,396 -	35,509 - 19.0
	絹織物	54,478	75,108 -	20,630	39,445	63,051 -	23,606 - 37.4
	其他	60,300	57,118 +	3,182	9,935	12,649 -	2,714 - 21.4
	其他	32,234	37,881 -	5,647	26,541	36,465 -	9,924 - 27.2
其他	23,888	34,394 -	10,506	21,718	32,910 -	11,192 - 34.0	
其他	17,511	26,758 -	9,247	15,185	25,360 -	10,175 - 40.1	
其他	17,230	23,833 -	6,603	13,092	19,332 -	6,240 - 32.2	
其他	22,314	26,922 -	4,608	6,844	17,468 -	10,624 - 60.8	
其他	18,368	24,296 -	5,928	13,974	21,843 -	7,860 - 35.9	
其他	17,853	19,930 -	2,077	5,855	9,343 -	3,488 - 37.3	
其他	7,503	20,745 -	13,242	4,512	15,768 -	11,256 - 71.3	
其他	11,883	18,835 -	6,952	11,458	18,272 -	6,814 - 37.2	
其他	20,693	19,584 +	1,109	3,898	5,657 -	1,759 - 31.0	
其他	28,366	6,333 +	22,033	—	858 -	858 - 100.0	
其他	4,490	13,165 -	8,675	3,777	10,622 -	6,845 - 64.4	
其他	708,551	860,751 -	152,200	476,567	695,925 -	219,358 - 31.5	
其他	492,082	667,025 -	174,943	215,444	435,467 -	220,032 - 50.5	
計	1,200,633	1,527,776 -	327,143	692,011	1,131,392 -	439,381 - 38.8	
差引	193,840	618,118	—	389,585	747,037	—	—

調を激しくしてゐることは明かだ。
 (B) 軍需品
 輸入は確保・
 寒心すべき輸
 出減
 次に右の結果を
 品別に觀察すると
 軍需品及生産擴充
 資材の輸入確保の
 爲に、輸出品用の
 原材料輸入が極度
 に抑制されてゐる
 ことが判る。即ち

前掲第一表の示す様に、軍需品及生産力擴充資材は對前年同期七千六百萬圓(八%三)、滿支を除くと約九千萬圓(二〇%八)を減じてゐるのに對し、輸出品用原材料の輸入は滿支を含めて六億六千萬圓(六六%四)、滿支を除くれば六億九千萬圓(七一%二)を激減してゐる。昨年の猛烈な思惑輸入及び價格の昂騰を考慮しても輸入制限の徹底と國內消費の切下の跡は蔽ふことが出來ない。結局『軍需品及生産擴充資材』にせよ、『輸出品用原材料』にせよ、『其他』(主に内需に振向けられるもの)にせよ、輸入が制限されただけ國內消費が切詰められたと見てよいが、その減少額合計七億五千萬圓(三四%五)に上つてゐる。(註)

(註) 第一表の『軍需品及生産力擴充資材』の項中『其他』は昨年八月以降貿易月表から削除された品目の推計で、類別輸入表の原料品、原料用製品、全製品の項の『其他』を合計したものだ。滿支に就ても同様にして『其他雜品』の項を推計して掲げた。

轉じて輸出を見ると、前掲第一表に示す通り、これ亦激しく減少してゐる。對前年同期綿布の約五千萬圓減(二八%一)、滿支を除けば三二%、生絲の三千五百萬圓減(二九%)、人絹布の二千萬圓減(二七%四)、滿支を除けば三七%四、等を始めとして減少率は無氣味な程大幅である。滿支を除けば小麥粉の如きは二〇%、人絹絲は七一%三、帽子は六四%四の各減少となつてゐる。

第二部 物資總動員下の日本經濟

(二) 輸出綿布品種別増減
△數量(千方碼)

本年上期	昨年上期	増減率
生地	四二二,〇〇元	(+) 一五・一
晒地	二七四,〇〇三	(-) 一五・四
加工	四〇七,〇三七	(-) 二九・五
計	一,〇九三,四五〇	(-) 三三・二
△金額(千圓)		
生地	六九,四〇八	(+) 三・五
晒地	五,五五一	(-) 一六・七
加工	九六,六二五	(-) 二九・二
計	一七〇,五五〇	(-) 一八・二

また我が輸出品の主位を占める綿布の輸出實績を上掲第二表に就て品種別に見ると、こゝに興味があるのは、晒及び加工綿布の減少に反し、生地綿布のみが數量金額共に増加してゐることだ。他方、一平方碼當輸出單價は第三表に示すの如く、昨年中に比しいづれも下落してゐるが、その率は生地が最も大きい。國內相場はいづれも高かつたから、どれだけ輸出單價を下げ得るかによつて實績が決まる譯だ。生地綿布は殆んど紡績會社の兼營織布工場の生産品であるのに對し、加工、晒綿布は中小機業家の工場の生産品だから、右の結果は輸出實績に於ける大資本の實力を正直に示してゐる譯だ。これは後述するリンク制の問題、従つて我國の輸出貿易の前途に大きな示唆を與へることなのである。

(三) 一方碼當り輸出單價比較

十二年 中	十三年 上期	下落率
生地	一八・三	八・一%
晒地	一八・三	二・三
加工	二五・三	三・四
計	二〇・七	六・九

(C) 圓ブロック内輸出増加の原因

品別の實績と表裏して、國別に見た貿易の様相にも大きな變化が生じてゐる。詳細は第四表によつて見られ度いが、棉花の輸入制限は英印、合衆國、埃及、南米等よりの輸入減を來し、

(四) 國別輸入輸出

國別	輸入		輸出		
	13年1-6月 千圓	12年1-6月 千圓	13年1-6月 千圓	12年1-6月 千圓	
亞細亞	544,286	798,762	740,467	824,654	
細東	32,148	23,516	235,809	179,561	
關中	80,877	103,308	132,033	124,997	
英領	89,498	308,831	81,830	122,437	
印度	52,959	80,057	43,345	115,268	
滿洲	199,852	140,591	140,779	91,826	
海峽	29,583	47,431	10,135	40,008	
合衆	512,306	679,775	181,739	345,976	
歐洲	460,414	635,265	174,886	336,532	
北歐	218,330	250,673	118,686	152,722	
英獨	42,398	57,541	62,112	68,606	
佛羅	101,679	89,549	12,636	20,658	
南歐	7,392	13,014	15,669	20,587	
非洲	33,245	156,021	62,160	100,103	
利阿	5,586	72,090	16,875	22,212	
加聯	18,605	56,520	6,901	15,721	
大洋	53,431	173,185	48,716	40,321	
澳洲	44,175	127,332	35,743	24,439	
南美洲	6,025	42,214	6,381	8,470	
新西	28,462	73,880	35,769	37,942	
アル	13,133	27,462	13,187	15,013	
セント	1,767	30,328	2,473	2,745	
パウル	4,413	13,598	13,096	26,059	
グレン	2,998	10,665	2,755	6,194	
中央	1,394,473	2,145,894	1,200,632	1,527,776	
計					
		比	同割合	比	同割合
		→	%	→	%
		25,476	31.9	84,178	10.2
		8,632	36.7	56,248	31.3
		22,431	21.7	7,036	5.6
		219,333	71.0	40,607	33.2
		27,098	33.8	71,923	62.4
		59,261	42.2	48,943	53.3
		17,848	37.6	29,873	74.7
		167,469	24.6	164,237	47.5
		635,265	27.5	161,646	48.0
		32,343	12.9	34,036	22.3
		15,143	26.3	6,494	9.5
		12,130	13.5	8,022	38.9
		5,622	43.2	4,918	23.9
		22,776	14.6	37,943	37.9
		66,504	92.3	5,337	24.2
		37,915	67.1	7,820	49.7
		119,754	69.1	8,395	20.8
		83,157	65.3	11,309	46.3
		36,189	85.7	2,089	24.7
		45,418	61.5	2,137	56.3
		14,329	52.2	1,826	12.2
		28,561	94.2	272	9.9
		9,185	67.5	12,963	49.7
		7,667	71.9	3,439	55.5
		751,421	35.4	327,144	21.4

全體としての我國の英帝國及び合衆國への依存を幾分薄くしてはゐる。だがそれは程度の問題であつて、依然としてそれらの國からの輸入割合は壓倒的に高い。羊毛に於ける輸入制限はまた南阿、濠洲、新西蘭、南米よりの輸入激減に現はれてゐる。これに對して關東州、滿洲國よりの輸入と獨逸よりの輸入が増加してゐるのは、圓ブロックの強化と軍需品關係の輸入増に基くものである。

一方輸出を國別に見ると、増加してゐる市場は關東州、支那、滿洲國、濠洲等であり、他は皆減少を示してゐる。米國への輸出減は全く生絲の輸出減に基くものであり、蘭印への輸出減は綿布輸出の減少に因る。尤も英印への綿布輸出は數量では殖えたが、生地綿布は増加したのに、昨年比してその價格が下落したので、數量の増加した割に輸出價額はさほど増加せず、人絹絲その他が激減した爲輸出合計も亦減少したのだ。

圓ブロックへの輸出が増加したのは當然とも言へるが、綿布の進出が特に著しかつたのは滿洲國、關東州等に於て四月一日以降純綿絲布の製造禁止(内需向)が實施されたため、それを見越しての思惑輸出が相當猛烈だつたのと、其の後圓ブロック内の輸出制限が問題となつたので制限を恐れて積出を急いだことに起因してゐる。人絹綿布其他主要商品についても多かれ少なかれかうした事情があり、これが圓ブロック内への輸出増を招いた有力な一因と考へられる。

濠洲への輸出増加は主として綿布の輸出増に基くものだ。それも特に輸出が悪かつた昨年比べて今年がよかつたのであつて、一昨年と比較すると殆ど變りがない。

二、第二次日濠通商取極とバーター制の今後

尙ほ問題の第二次日濠通商取極に就て一言しておく、第二次取極は、第一次協定の滿了期たる六月卅日を越えた七月二日、濠洲の首都キャンベラに於て若松シドニー總領事とヒューズ濠洲外相との間に正式調印を了した。新取極の内容は、

日本側

一、昭和十三年七月一日以降向ふ一ヶ年間に、日本に於ける羊毛輸入總量の三分の二に相當する濠毛の輸入を許可する。

濠洲側

一、右と同期間中に、日本綿布を五千百二十五萬平方碼、人絹布及びス・フ織物五千百二十五萬平方碼の輸入を許可する。

ことを根幹としてゐる。第一次取極の期間中(昨年一月一日——今年六月卅日)に於ける実績は、濠毛の輸入割當量八十萬俵に對し輸入実績は四十萬俵餘に過ぎず、綿布、人絹布は共に夫々七千六百

八十七萬五千平方碼の割當に對し協定品種はいづれも割當を滿たし得なかつた。(實績に就ては今年七月二日號の東洋經濟新報參照)

第二次取極は、公表されたかぎりには第一次の夫れに比し決して我國にとつて不利ではない。即ち、輸出に就てはス・フ布を新にクオータに入れた他、數量に變化なく、唯期間が變更されただけであり、又濠毛の輸入に就ても數量を明定せず輸入比率による一種のスライディング・システムをとることによつて弾力性を持つたものとなつたからだ。然し濠洲側としても恐らく、少くとも我が國の濠毛輸入數量に就て、最低數量の設定、それに滿たざる場合の措置等につき種々要求するところあつた筈であるし、我國の輸入制限強化の傾向よりして當然濠洲としても報復的取極條項を要求したと思はれる。この點明にし得ないが、第二次取極が我に有利であるとは決して言ひ切れないものがある。第二次日濠取極は輸出振興策の一として主張されるバーター制に一つの暗示を與へてゐる。

三、輸出入リンク制の採用と其の意味及效果

(A) 輸出振興策は簇出した

以上述べた様に上半期の實績は大萎縮の一言に盡きる様であるが、就中輸出不振の加速度的増大傾

向は一日も放置し得ない様相を呈して來た。それと符節を合せて輸出振興策は各方面から簇出する。既に前輯に於て我々はこの問題に關説したが、一應日記の中から輸出振興に關する目ぼしい事項を拾ひ上げて見よう。(括弧内は月日)

經濟團體聯盟(經團聯と略稱)は輸出振興對策委員會を設置(一・二五)……吉野商相は議會で爲替清算協定の必要を力説(一・二六)……企畫院各省會議は貿易振興方策につき協議し三方針決定(三・二)……大阪商工會(大商)は輸出振興策として原料手當難緩和が急務と決定(二・一五)……綿布輸出振興官民懇談會はリンク案を協議(三・一〇)……大藏省は輸出振興策として保税工場用原料の輸入爲替簡易化を決定(三・一八)……經團聯は輸出振興中央委員會設置(三・二〇)……東京商工會議所(東商)の個人求償制による輸出振興對策成る(四・二)……貿易懇談會成立(四・一四)……貿易懇談會は輸出振興策として、貿易統制機構の一元化、貿易中樞機關の設置を協議(四・一四以降數回)……政經・國策研究會の「國家全體の見地に立つ」輸出振興策成る(五・三)……日商の個人求償を基調とする振興策成る(五・一一)……大商は團體求償を基調とする振興策を決定(五・一六)……日本商工會議所(日商)は各種組合を連繫する振興策を建議(五・二四)……商工省の貿易政策としてリンク案決定(六・一二)……貿易組合中央會設立(六・一六)……商工省は綜合リンク案の骨子を經濟部長會議に明示(七、一二)……日商の最後の輸出振興策成る(七・二〇)

右の様に輸出振興策は主なものだけでも到底枚舉に追ない程である。振興策は何れもそれを唱へる主體によつて異なるが、原料の輸入と製品の輸出とを連繫せしめ、輸出したゞけの輸入を許可すると言ふ點に於ては大體一致してゐた。議論の岐れるのは、具體的方法とリンクの主體の問題である。我國

内物價の割高、輸出原料の入手難、輸出品の國內流入等に悩み抜いたあげく、到達した結論はリンク案であつて、それは六月廿三日の物資總動員計畫の發表と前後して輸出振興策の決定版となつた。

(B) 個人リンク制及團體リンク制と業者の利害

現在迄に採用され、或はされようとしてゐるリンク制は、大別して商品別リンク(個別リンク)と綜合リンク(一般リンク)とに分け得る。前者は個々の商品(例へば棉花對綿製品、羊毛對羊毛製品)についてリンクを行ふ場合であり、後者は全輸出に對して全輸入をリンクせしめる場合、即ち商品別リンクを実施せる商品を除く全部の輸出入額につき一定の金額の輸出が行はれた場合、その何割かの金額の輸入を認める仕組である。而して兩者共に其の方法につき金額リンク及び數量リンク(事實上綜合リンクの場合には數量リンクは考へられぬが)があり、又リンクの主體については個人リンクと團體リンクがある。

商品別リンクか綜合リンクかを決定するのは、主として商品そのものの特性による。即ち原料の輸入と製品の輸出との連繋が比較的單純か否かによる譯だ。又生絲の如く純粹に國産のものは、輸出のみが問題なのだから綜合リンクの中に引入られるのである。次にリンクの方法を數量で行ふか、金額で行ふかは、金額で行ふのが一般的に妥當であるが、實際問題としては數量で行はれてゐる場合が

多い。それは數量で行ふことによつて品質の如何を問はず輸出が行はれると言ふ弊害を伴ふが、業者としては實績を高める上から數量による方が原料確保上重要だからである。このとは例へば綿布の場合に生地綿布の輸出が増加したり羊毛製品の場合には毛織物よりも毛絲の輸出が増加したりする傾向に現はれてゐる。リンク制はかうして可成り當業者(特に大資本)の利害にひきずられてゐるのだ。

最後にリンクの主體が個人か團體かの問題は最も利害の對立が激化する點だ。即ち輸出されたのに對應して輸入が許可されるとしても、その輸入權を誰が握るかの問題である。綿業のリンクに於て、決定が長引いた主要原因は、輸入權を繞る紡績聯合會、綿工聯、輸出組合聯合會の對立及び、各團體内に於ける大資本對中小資本の對立にあつた。若しリンクの主體が個人であれば資本力の大小が勝敗にとつて決定的の要因となる譯だ。又團體であれば、大資本は自らの犠牲に於て中小資本を支援しなければならなくなる(表現をかへると中小資本は「輸出に對する勵みを失ふ」)。個人求償が團體求償かの問題は斯くして激烈に議論の對象となり、中小資本を代表する大阪商工會議所の團體求償主義と大資本を代表する東京商工會議所の個人求償主義の應酬によく現はれてゐる。結局勝を制したのは個人リンクであつて、綿業に於ては個人リンクが、間接にはあるが、輸出綿製品配給取締規則(商工省令)により法的にも規定されてゐる。

第二部 物資總動員下の日本經濟

(五) 現行商品別リンクの概要(十三年七月末現在)

輸入原料	(同上主要)	仕入國	輸出製品	(同上主要)	仕向國	實施期	實	行	方	法	備	考
棉	花	(米國・印度及等)	綿絲布	(印度・蘭印支等)	七三年	各紡績會社を主體とする個人リンク。輸出商は綿絲一ヶ月以内、線布二ヶ月以内に輸出する義務を負ふ。各羊毛工業會社を主體とする個人リンク。輸出羊毛製品を一定比率の下に原毛に換算す。輸出期限は大體十ヶ月(原毛入手より)。	メリヤス、タオル等綿織品については輸出會社が設立される筈。	十三年七月、内容の部分的改訂行はる。	リンクの比率は大體數量によるもの。様だが現在細目未決定。			
羊	毛	(南米・南阿等)	羊毛製品	(印支等)	七三年	同上。						
人絹	パルプ	(カナダ)	人絹絲布	(滿支・印度支等)	八三年	人絹絲の輸出に關しては人絹聯合會加盟各社の個人リンク。人絹布の場合には人工聯の團體リンク。						
牛	脂	(濠洲・支那)	化粧石鹼	(滿)	十二年	輸出組合の統制下に行はれる個人リンク。一ヶ年を四期に分ち過去の輸出実績(數量)の三五%の原料輸入を許可。						
芳	香油	(英・米・佛)	化粧石鹼	(滿)	十二年	同右。但し輸出実績は金額、輸入比率は二五%。						
ノ	イ	毛	フェルト帽	(米國・支那)	十三年	帽子は輸出組合、帽體は原料統制協会の統制下に行はれる個人リンク。帽子は輸出金額の三五%の帽體は同五〇%だけの原料輸入を許可。						
豚毛	及び	刷	子	(米)	十三年	刷子を等級に分類し、各々の輸出金額に對し一定比率の下に各原材料の輸入を許可。個人リンク。						
用	原	材	料	(滿)	十三年	和紙の各品種につき一定比率を設け、これによつて輸出數量を原料に換算して輸入を許可。個人リンク。						
マ	ニ	ラ	麻	(比律賓)	和	紙	(滿)	支	十三年	六月		

言ふ迄もなく我國の主要産業は輸出産業であり、それは我國産業の中樞を構成してゐると言つても過言ではない。このことがとりも直さず戦時下に於て輸出振興策を中心問題の一つたらしめたのだ。その到達點がリンク制であることも當然であつて、別に日本人のオリジナリティーに因由するもので

はない。唯個人リンク制は個人の創意を活動せしめて「自由」競争を行ふ點が強調されてゐるが、それにも増して注目すべきは、個人リンク制の實施を契機として大資本の優位が確保され、中小資本の淘汰が激成される點であらう。平時ならば比較的長期間に行はれるこの過程が、戦時下に於て貿易の面を通して急速に行はれようとしてゐる様だ。而も大阪商工會議所の主張する様に、個人リンクが齎らすからした結果は、我國の輸出産業の根幹をなす中小工業を震撼せしめ、輸出の前途そのものにとつても決して得策とは云ひ得ないのである。

最近迄に商品別リンク制の實施されてゐるものをまとめると第五表の如くだが、右の内、團體リンクを實施してゐるのは人絹織物に於ける人工聯のみである。この理由は、人絹工業に於ては人絹絲生産會社で織布を兼營するものなく、中小機業家の地位が比較的獨立強固であるに他ならない。然し既に人絹絲生産會社の中小機業家合併の氣運は動いて居り今後この傾向は恐らく弱まり得ないだらう。

(c) 輸出は伸び得るか

輸出不振の有力な原因となつてゐた輸出品の國內流入は個人リンクの徹底によつて相當程度迄防止し得る譯で、輸出振興策にとつての一つの痛は一應除去されたと言つてよい。又リンク制が巧みに運用されるならば、輸出不振の今一つの原因たる原料手當難からも一應解放されたと言へよう。然し、

第二節 リンク制に到達した貿易對策

前項に述べた基本的傾向は姑く別としても、第一に國內消費の徹底的節約から來る生産の總體的減少と國內物價高は、どうしても輸出品のコストを高めずには措かない。現在種々の物價抑制策が採られてはゐるが、その効果は疑問である。とすれば、我輸出品の唯一のレツテルであつた低コストは今後剥ぎとられねばならぬだらう。次に海外の不況は如何ともし難い問題だ。第三に海外に於ける排日貨・邦品ボイコットも依然強く行はれてゐる模様であるが、邦品の廉價といふ強味が失はれたならば益々困難とならう。各國の求償主義的貿易政策に對してリンク制を如何に結合せしめるかも亦難中の難事たるを失はない。従つてリンク制は輸出振興策としては目下止むを得ぬ策ではあるが、結局これ迄以上に輸出が減退するのを防止し得れば、最大の成功としなければならぬ。

最後に商品別リンクと對置される綜合リンクに就て一言しよう。綜合リンクに就て商工省は最後の決定に達してゐないが、近く大藏・商工兩省令として公布されると傳へられるものは次の如くである。

- (一) 指定品目Ⅱ商品別リンク制物品、軍需用品、公益品を除く一切の品目（但し輸出品は限定せざるも輸入品は不急不要品を除く）。
- (二) 輸出證明Ⅱ爲替銀行に輸出ビル取組の證明を付さしめることを條件とする。
- (三) 輸入權Ⅱ輸出したものには輸入權を認む。然し輸出業者自ら輸入權を行使し得ぬ場合は、轉々賣買せず、之

を日銀に集中せしめる。

(四) 圓ブロック内は制限Ⅱ圓ブロック内への輸出は輸出と認めない。

(五) 尚ほ綜合リンクは個人リンク制を主體とするが、輸出組合、工業組合其他の統制團體をして援助せしめ、又保税工場、特殊工場等の方法によつて内地流入を阻止する。

綜合リンク制がどの程度迄成功するか、實施されて見なければ何とも言へないが、輸出品は無制限なるに反し輸入品が不急不要品を除くと言ふ點からすると、綜合リンク制の目指す處が原料を國內に仰ぐ輸出品であり、就中生絲輸出であること明かである。従つて商品別リンクが適用されない無数の輸出品中原料を海外に仰ぐものは自滅の他なく、それは個別的には輸出金額から言つて大したものではないとしても、全體として相當問題たるを失はない。

以上述べた様にリンク制は全面的に實施されつゝあるが、如何にリンク制そのものの運用を完璧に行はうとしても、原動力となるべき原料の輸入に差當り事缺く現状ではリンク制も亦意義を失はざるを得ない。そこで日銀の正貨準備には絶対に手を付けぬ方針を堅持して來た政府も、遂に七月中旬從來の方針を放棄して外國爲替基金三億圓を日銀の勘定中に設置し、これを活用して原料輸入資金に當て、輸出不振打開に進まうとする。従つて金の戰時動員たる外國爲替基金が次の問題である。

四、外國爲替基金の設置と其の役割

(A) 外國爲替基金の内容と運用方法

外國爲替基金の設置が正式に決定したのは七月十九日の閣議に於てであるが池田藏相はその席上『日銀正貨準備の中三億圓を割き同行に外國爲替基金勘定を置き、今後主として輸出商品の原料輸入の爲回轉的に活用することにした。この決定は正貨準備の一部を外國爲替基金とすることによつてこれを活動的なものにしようと言ふ趣旨である。通貨の信用には毫も影響なしと信ずる』と述べた由だ。同日大藏省發表の要旨と運用は次の如きものであつた。

一、要旨 (1)日本銀行はその保有する正貨準備の中三億圓を解除しこれを以て同行に外國爲替基金勘定を設置する。(2)右基金はこれを後述の方法により運用し主として輸出商品の原料輸入を圓滑ならしむることを目標とす。

二、運用 (1)本基金に移したる正貨は必要に應じ逐次これを外貨に換へて保有する。(2)本基金に屬する外貨資金は正金銀行及び他の爲替銀行をして輸出商品の原料輸入のため利用せしむ。各銀行はその利用したる資金を各自の輸出爲替代り金の中より一定期間内に本基金に返還せしむ。(3)従つて本基金は原則として回轉的に輸出商品原料輸入のため活用せらるゝものとする。

以上によつて明かな様に、外國爲替基金勘定は日銀の資産勘定の内部に設定されるのだから日銀の

正貨準備は三億圓だけ減ずるが、資産勘定の總額は何等の變更を受けない。次に爲替基金勘定に移された正貨は逐次現送されて外貨資金として正金その他の爲替銀行に保有されるが、保有の形式はどこ迄も日銀の指圖預金の形をとり、正金が自由に運用し得ない。而してこの勘定から、例へば五千萬圓の外貨を得たものはその時以降一定期間(大體六ヶ月間)に同額即ち五千萬圓の外貨を賣渡さねばならない。つまり、原料輸入に際しこの勘定を利用したものは必ず一定期間内に原料を製品にして輸出し受取つた外貨をこの勘定に返さねばならない。そして、前の例で言ふと製品を輸出して五千萬圓以上の外貨を得た場合、其の超過額は輸出者の自由處分には委ねられず、結局軍需品關係輸入に向けられるのだから、輸出産業はどこ迄も軍需資材輸入のために外貨資金の稼ぎ手としてのみ存在理由を認められる譯であり、他方三億圓の爲替基金はいつ迄も増減なしと言ふ仕組である。

結城日銀總裁が語つた如く、かうした重大措置を取り得たのは『實に物資需給計畫の基準が確立されたことによるもの』であつて、國內消費の禁止的切詰、輸出品の國內流用の完全な防止等を不可缺な前提とすることと言ふ迄もない。

(B) 其の効果は如何か

當面爲替基金利用の對象として決定された輸入商品は、棉花、羊毛、牛脂、香料、縞黑檀、メキシコ・

ファイバー、豚毛、マニラ麻、屑毛の九品目でいづれも既に商品別リンクの實施されてゐるものばかりであるが（縞黒檀、メキシコ・ファイバーは豚毛と共に刷子の原料）、利用し得る額から言へば棉花と羊毛が大部分で就中棉花は壓倒的に多いだらう。尙ほ人絹、パルプ今後殆んど輸入されないと見てよい。何故なら、去る六月廿九日の綿需給調整協議會に於ける當局との質疑應答中、當局は「此際明瞭に言ふがパルプは今後外國から輸入する意志はない」と答へてゐることによつても知られる。

それは兎も角として今後に要する原料輸入代金は幾何かを推算して見よう。此の推算には種々な方法があるが、こゝでは前節で用ひたのとは少し違つた材料に基いて推算して見よう。即ち綿工聯調査による今年上期の纖維製品輸出額の月平均は、約七千五百萬圓であるから（生絲關係の品を除く）、この内に含まれる原料代は四千七百萬圓となる。（算出の方法は、曾て綿業の金額リンクが問題となつた時に原料代算出の基準とされた六二%五をとる。勿論大まかな計算だ）爲替基金運用は八月一日から實施されてゐるから、年内五ヶ月間に必要とされる原料代は大約二億三千五百萬圓となり、纖維品以外の原料をも考慮すれば明年早々で原料は買へなくなると言ふことになる。然し買付けられた原料が輸入され、輸出される迄の期間はものによつて異なるが大體六ヶ月とすれば、順調に行つて三億の基金は無事に回轉し本來の機能を果すこととなる。従つて原料の買へなくなる様な心配は無用だらう。尤

も基金運用上の實際手續には相當窮屈なものがあるから、其の點は考慮に入れておかねばならぬ。外國爲替基金勘定の設定に續いて今一つの輸出促進策が決定された。それは近く細目決定を待つて公布されようとしてゐる輸出資金前貸制度である。

(C) 臨時輸出資金前貸制度

この制度、詳しく言へば『臨時輸出資金前貸損失補償制度』は、商工、大藏兩省が七月二十八日に發表したところによれば、

『本邦輸出貿易の現狀に鑑み、輸出資金の前貸を積極化して輸出業者の金融難を緩和するため、本邦爲替銀行をしてこの際臨時輸出資金の前貸を實施せしめ、これにより銀行が損失を蒙りたる場合その八割を限度として政府においてこれが損失を補償することとし、所要經費四百七十萬四千圓を第二豫備金より支出せんとする』

にある。従來の輸出補償制度は、輸出手形の振出人たる相手國輸入業者の信用不明等の關係から、爲替銀行が思はぬ損失を蒙ることを恐れ、融資を濫る傾向があるので、政府がこの損失を補償すると云ふ制度であつた。併しこの制度では輸出手形の取組みと船積みを前提としてゐるから、それ以前に於て輸出業者は金融を受けることが出来なかつた。前述した各經濟團體の輸出振興策はいづれもこの點についてヨリ積極的な政府の援助を要請してゐるが、その回答が今回の前貸制度となつた譯だ。即ち輸出商が海外からの注文を受けとつた場合には、輸出組合が輸出のための資金需要なることを立證す

價指數によつて見ると、本年七月末の總平均指數は二八六・九で、事變勃發間もない前年同期に比し二割九分五厘の著騰だ。事變前の昨年六月末に較べると三割以上の暴騰である。しかも、表示の類別指數に明かな如く、穀物類から雜品類の洋紙に至るまで、凡ての指數が昂つてをるが、織物及同原料品の六割五分一厘、金屬類五割五厘の騰貴がその筆頭だ。しかし、この二つの品種の價格騰貴の原因

(一) 東洋經濟調類別物價指數

穀物類(六)	三〇・五	二四・八	(四)四・三	六・八
其他食料品(十六)	二五・四	二三・九	(二)一・五	二・二
織物及同原料品(十六)	一四・六	三〇・八	(一)六・二	一五・一
金屬類(八)	二五・四	三七・九	(二)二・五	五・五
雜品類				
燃料品(五)	二九・五	二五・〇	(四)〇・五	一・九
建築材料(七)	三五・五	三〇・二	(四)九・七	一・九
工業用原料(六)	四三・八	四三・七	(〇)五・九	六・三
肥料(三)	一四・三	一四・五	(〇)二・七	一・九
洋紙(一)	一八・八	三三・〇	(一)四・二	一四・四
平均(廿)	二六・七	三〇・九	(三)四・二	二・七
總平均(六)	三三・五	二六・九	(六)五・四	二九・五

が共に品薄からくる供給不足に基くといへ、それらの供給不足を齎した原因は異なる。金屬類の不足は軍需及生産力擴充のための需要が急激に増大したことに基因する需給の不均衡だが、織物及同原料品のそれは棉花、羊毛等に對する極度の輸入制限による供給の減少から起つてをること、周知の如くである。そして、今日の場合の物價騰貴は決して産業界に好影響を與へるものでないのみならず、寧ろ諸々の困難を齎す。何故ならば、價格の騰貴せる物資の多くは、輸入原料品關係に多く、原料高に對し製品安の現象を起す結果となるか

らである。

次に、現在の株價の位地を見ると、第二表に示すやうに、事變前後の推移に比較して、甚だ低い位地に來てをる。即ち東洋經濟調の産業株三十種平均相場は、本年七月中の日々平均で八一圓九が事變前の昨年六月中の日々平均一〇〇圓六に較べ一八圓七(一八%六)の下落となつてをる。重工業株八種の本年七月平均八六圓四は昨年六月平均に比し一五圓五(一五%二)の下落だが、其他平和株廿二種にあつては、同じ比較で一九圓八(一九%八)の下落である。公益株廿五種平均の本年七月中平均相場五

(二) 東洋經濟調事變前後の株價推移(圓)

産業株三十種	一〇七・三	一〇〇・六	九七・九	八・九
重工業株八種	一〇八・八	一一一・九	一〇〇・三	八六・四
其他廿二種	一〇六・八	一〇〇・一	九七・一	八〇・三
公益株廿五種	六七・九	六五・七	六二・九	五・四
東京短期新東	一七四・〇	一五三・三	一八〇・五	一三・八

會の諸情勢を反映する處であるが、最近の株價の低位地には——人氣の行き過ぎはあるとしても——確かに産業界の一般的な行き詰りを物語つてをると思はれる。

(B) 事業活動・生産指數の停滯と跛行性

次に事業活動指數及生産數量指數を見ることにするが、たゞこれらの指數を見るに就て不便なことは、事變後間もなく、時局關係物資の生産高、消費高、供給高等の資料が發表されなくなつたことである。

先づ、東洋經濟調の事業活動指數（ノーマル100）に見ると、昨年八月は暫定數（鋼材供給高七月以降、原油供給高八月以降の原統計が發表停止となつた爲、綜合指數計算に當つて、此等を發表停止直前の數字と變化なしと做して計算す。更に九月以降石炭消費高の原統計發表停止）ながらも一八・八を示し、一昨年以來の事業活動の旺盛なるに拍車を加へたが、これより該指數は下落して、本年三月には一〇六・五と急激なる萎縮を示し、前年同月の一一一・三を下廻るに至つた。處が本年四月より再び上向き五月には一〇九・二と上昇したが、まだ前年同月の一二四・一より低い。しかも、六月末からは、後述のやうに、物資の消費節約、使用制限に關する管理令が續々施行されてをることとて、この先の指數が俄かに向上するとも思はれず所詮頭打の情勢を免れないのである。

次に、生産數量指數を見ると、やはり、昨年七月一七三を示し、以後低迷横這の状態にあるが、これを消費財及生産財の部門に分けて見ると異なる處がある。

消費財にあつては既に昭和十年秋に一應天井を突いたが、その後物價先高見越の思惑的増産の爲に再び上昇に轉じた。然るに、實勢が思惑に伴はなかつた爲に、昨年に入ると、二月に一四一を示し、横這の状態となつたのである。

一方、生産財は昭和六年以降一本調子にその生産を増加したが、昨年七月二〇五を示すとともに、暫く保合を續け、本年二月から再び増勢を續けてをるのである。

(三) 業別生産數量指數(昭和六―八年月)

業種	平均100、季節變動調節	
	昭和十三年 七月比較	昭和十二年 十二月比較
纖維工業	二九	(-) 一六・八
製紙業	二九	(-) 一六・〇
食料品工業	二七	(-) 一〇・二
消費財平均	二九	(-) 一五・八
化學工業	二三	(+) 四・九
窯業	二五	(-) 一三・八
鐵鋼機械業	二九	(+) 二・五
電氣瓦斯業	二九	(+) 四・三
鑛業	二九	(+) 二・四
生産財平均	二九	(+) 六・九
總平均	二九	(-) 二・三

(備考) 東洋經濟調、詳細は東洋經濟新報第一八二四號參照。

第三節 産業界の現況と物資總動員の影響

いま、本年四月の指數を事變當初及昨年末に對比して見ると、第三表に示す如く、總平均は一六九で、事變當初に較べると未だ二分三厘方低いとは言へ、昨年末に比較すると三分二厘を上昇した。これは一に生産財の増勢に負ふものである。仔細に業別指數を見ると、消費財たる纖維工業、製紙業、食料品工業ともに低下を續け、昭和九年頃の位地に落ちたが、生産財にあつては減少を示してをるのは窯業だけであつて、その他は凡て増勢にあるのだ。就中、鐵鋼機械業の二九三と云ふ高指數は、時局の齎した強行的増産を最もよく示してゐる。

二、事變下産業利潤の動向

以上、簡單ながら事變が勃發してから一年を經過した今日の産業界の姿を一般諸指標に就て見たが、次に、産業利潤の動向を検討しよう。産業の維持乃至發展を圖るに就て最も大きな要因は利潤だからである。

(A) 昭和十三年上期の事業會社成績

前輯(一五四頁以下)に於て、昨年同期(十二年九月—十三年二月の決算)の會社業績を検討し事變の影響顯著なことを報告したが、本年上期決算ではその影響は一層明瞭に現れてゐる。

本年三月から六月までに決算を行つた主要三十二事業、百九十社の実績を見ると、十三年上期利益金は七億一千五百萬圓で、前年同期に比し一億七百萬圓(一七%六)増、前期に較べ四千二百萬圓(六%二)の増加となつてをる。この限りわが産業界は増益の傾向を辿りつゝある譯で、順調と言ひ得るだらう。しかし昨年同期利益金の對前期六千五百萬圓(一〇%七)の増加率に比較すると、本年上期のそれは小さい。即ち収益の伸力は鈍化してゐる。

この収益力の鈍化乃至停滯を齎した主要原因は、生産原價の製品値上り以上の昂騰、増税負擔の現

實化等々による採算關係の悪化だが、また總體的に産業生産力が一應飽和點に達して、生産數量の増大を以て採算關係悪化を補ふことが出来なかつたからでもある。即ち利益率の推移は寧ろ停滯してをるので、本年上期の利益率二割二厘は、表示のやうに、前年同期に比し一厘の低下であり、前期と同率だ。これは収益の伸力が資本の膨脹に及ばなかつたからで、本年上期平均拂込資本は七十億八千萬

(四) 最近三期の百九十事業會社綜合業績表(その一)

百九十社綜合成績	平均拂込資本(百萬圓)		利益金(百萬圓)		利益率(割)		配當率(割)	
	十三年上	十三年下	十三年上	十三年下	十三年上	十三年下	十三年上	十三年下
公益事業(三十八社)	二,一〇七	二,三三九	二,四三五	一,九〇	一・三五	一・五〇	一・四八	〇・七六
鑛業(十六社)	三九	四四六	四七一	四三	一・一〇	一・一〇	一・〇八	一・〇八
製造工業(百二十二社)	二,五五三	二,九〇〇	三,二二三	三六	一・二七	一・二七	一・〇三	一・〇三
内								
纖維工業(二十一社)	四九	五〇六	五三三	八〇	三・四七	三・三三	一・四〇	一・三三
重工業(三十九社)	九四七	一,〇五九	一,一五九	一一	二・三三	二・四七	〇・八四	〇・八六
食料品工業(十三社)	二九五	三三三	三三五	五	三・四八	三・三三	一・一〇	一・一一
化學工業(四十五社)	八四六	一,〇四四	一,〇九五	一〇	二・四〇	二・二四	一・〇二	一・〇三
雜工業(四社)	一六・七	一八・四	一九・一	二・二	二・五〇	二・五五	〇・八二	〇・八四
其他事業(十一社)	八三	九五七	一,〇五三	五	一・三三	一・三三	〇・七三	〇・七二

(備考) 昭和十三年三月—六月に決算を行ふ株式會社で、上期決算の判明せるものを集録す。金融業(銀行、信託、保險、證券)、取引所、商業(貿易、百貨店、倉庫)等は除外す。詳細は別表。

第三節 産業界の現況と物資總動員の影響

圓、對前期四億二千八百萬圓（六%四）の増加だ。しかも昨年下期の拂込資本は對前期六億八千萬圓（二%四）の増加だから、資本の膨脹力も鈍化してをる譯で、資金調整の効果と言ひながら生産力の全體的飽和状態に達しつゝあることを意味するものである。

しかし、これらの伸力の停頓は、表示のやうに、全體としては配當率を左右してをらず、昨年上期以降三期とも八分九厘で、未だ配率を減らさねばならぬ程には至つてゐない。

處で、以上は総合的に全體を見たのであるが、この内譯を見ると必ずしも一樣ではない。何と言つても、業績が一段と向上してゐるのは鑛業及重工業の時局に恵まれたる産業だ。鑛業の上期利益率二割五分一厘は前二期に比して二分四、五厘の向上である。重工業のそれは前年同期より三分二厘、前期より二分三厘を向上してをる。然るに、食料品工業及繊維工業はこれらと異り業績は寧ろ低下してゐるのだ。即ち繊維工業の本年上期利益率は三割一分三厘で、前年同期より三分四厘、前期より一分の各低下だ。食料品工業は前二期に比較して、それ〴〵六分四厘及四分七厘の低下である。事變下の産業利潤は恐しく跛行的である。

しかし、これを更に細かく三十二事業に見ると、鑛業は金屬鑛業と言はず石炭、石油鑛業も共に好い。然るに、重工業中機械工作業の本年上期業績が前期より好いが、前年同期に比し利益率に

(五) 最近三期の百九十事業會社綜合業績表 (その二)

社名	平均拂込資本 (百萬圓)		利益率 (%)		配當率 (%)	
	12年上	12年下	12年上	12年下	12年上	12年下
公益事業	1,391	1,468	96.9	98.1	13.9	7.6
電力	115	196	14.1	14.2	13.4	8.8
電信	15	196	24.9	25.7	14.9	8.8
電話	2	477	25.0	29.5	10.8	7.8
電報	5	127	7.6	7.6	10.7	7.0
電燈	15	72	23.2	26.9	46.5	6.0
電氣	2	202	6.9	9.5	35.2	7.0
電機	5	57	12.7	14.2	21.0	12.9
電機	2	101	9.5	15.1	23.4	7.7
電機	5	98	12.7	15.1	24.0	9.0
電機	5	252	26.9	30.9	30.9	12.9
電機	5	264	23.2	26.8	28.4	12.9
電機	5	110	6.9	9.5	24.0	7.3
電機	5	98	12.7	14.2	30.5	9.0
電機	5	374	63.8	65.4	35.0	15.2
電機	5	44	4.2	5.2	38.7	15.2
電機	5	44	1.5	1.7	27.1	8.0
電機	5	13	10.0	9.4	28.6	9.7
電機	5	75	4.2	4.9	27.1	8.0
電機	5	69	10.0	9.4	25.0	12.5
電機	5	538	62.8	72.8	27.1	8.0
電機	5	505	33.6	38.8	27.1	8.0
電機	5	248	4.0	4.9	25.5	10.5
電機	5	41	10.9	12.7	19.5	9.2
電機	5	153	10.9	12.7	15.2	6.1
電機	5	188	37.3	38.5	31.0	11.2
電機	5	68	9.7	8.6	28.5	11.7
電機	5	199	2.8	3.0	25.4	10.0
電機	5	24	1.5	1.5	19.7	7.0
電機	5	15	28.7	29.2	20.0	9.8
電機	5	238	5.8	8.8	18.7	9.8
電機	5	48	9.9	10.4	22.6	8.6
電機	5	67	22.9	26.5	23.8	8.6
電機	5	142	16.5	16.5	20.4	12.4
電機	5	158	22.8	24.8	34.4	11.7
電機	5	187	0.9	1.0	22.7	8.9
電機	5	219	1.6	1.6	40.0	10.0
電機	5	5	1.6	1.8	27.2	8.2
電機	5	13	0.6	0.6	21.2	8.0
電機	5	6	4.0	3.7	17.4	10.0
電機	5	42	3.1	3.1	19.0	10.0
電機	5	33	43.5	59.6	13.5	12.9
電機	5	882				7.0
電機	5	977				7.0

遜色がある。これは、利益金は充分に増加してゐるが、急激な資本膨脹の壓迫を受けてをる爲だから拂込資本が生産設備となつて働き出せば、この點は解消するものと思はれる。繊維工業中製麻業の好いのは軍需に恵まれたからだが、製絲業の業績好化は原料繭の割安に較べ製品生絲價格の堅調なによる。食料品工業中製菓業の良好なのは矢張り軍需要が相當額に上つてをるからだ。化學工業中皮革業はやはり軍需に恵まれてをるのである。公益事業中海運業が昨年下半年が前期に較べ非常に良好であつたのが、本年上期は好調な前期に及ばないのみならず、前年同期より更に業績低下を見たことは、世界的なる海運業の不振を反映せるものである。

(B) 産業利潤の見透し

然らば、産業利潤の今後の見透しは何うであらうか。勿論、今後の産業利潤を決定する要因は雑多であらうから、これを適確に見透すことは困難だ。そして、その最大なる要因が事變の推移であり、國內的には戦時統制經濟の動向であること、言ふまでもない。

しかし、當面の見透しとして次のことは言ひ得ることであらう。即ち平和産業或は輕工業、就中輸出産業にあつては、こゝ暫くは時局の困難を脱却することは出来まい。わが國際收支の困難を考へる場合、原料品を輸入に依存せる大部分の平和産業は、リンク制の採用によつて輸出が増加するとして

も、内需の抑制は一層激しくなるだらうから、其の前途を樂觀することは出来ない。

次に時局に恵まれたる重工業、軍需産業部面の見透しはどうか。現在の支那事變の性質がその終了を以て世界の危機を解消せざるものである限り、戦後の軍需消費の減退を考へる必要もなく、先行き大陸開發を控へ、その前途は樂觀されよう。しかし、現在まで或る程度強行されて來たこの部面に於ての「戦時産業編成替」は更に拍車を加へねばならぬにもせよ、それが計畫通りに遂行されると速断する譯には行かない。なるほど十三年上期までの會社業績に就て見れば、この部面は非常に恵まれてをることは事實だが、それにしても、日本經濟が當面する「勞働力」及「物資」の不足は、基本的に生産力の擴充を限界づけるものと考へられるのである。現在以上の飛躍的發展が果して可能であるか、どうかは、疑問なしとしない。

三、戦時産業統制の進行

周知のやうに、戦時産業統制の根本問題は「物資の不足」を如何に調整するかに在るのだから、第一に生産の増加、第二に輸入資金確保の爲の輸出の振興、第三に消費の制限が強行されるのである。生産の増加が順調に出来れば「物資の不足」は直ちに解消するし、輸入資金が豊富で「不足なる物資」

を充分に輸入出来るならば「物の不足」も大して苦にならないだらう。これらの對策が講ぜられぬ客觀的情勢にあればこそ、好むと好まざるとに拘らず、消費の制限が採用されねばならないのだ。

(A) 第七十三議會を通過した産業法規の施行

前輯又は前々輯に於て報告したやうに、事變下最初の通常議會たる第七十三議會は幾多の産業統制法乃至生産力擴充法を制定したが、その多くは漸く最近に至つて、それらの施行期日の勅令が下るとともに、施行令の公布、施行規則の制定を見たのである。

即ち「陸上交通事業調整法」は去る七月廿三日施行令の公布により八月一日より施行することとなつたが、同法は大體さしあつて大都市の私鐵、私バスの統制に乗り出さんとするもので、早くも特殊法制定に基く交通統制會社の設立が目論まれてをる。

これより先「重要礦物増産法」は六月九日施行令公布とともに、六月十日から施行されたが、「重要礦物委員會官制」は七月廿七日公布、翌日施行された。更に「工作機械製造事業法」及「硫安増産及配給統制法」はともに七月八日施行令公布、七月十一日から施行された。又「石油資源開發法」も亦七月卅日施行令公布、八月一日施行となつた。

「日本産金振興株式會社法」は六月十七日施行令公布、翌日施行されたが、八月一日にはその株式割

當てを終了、八月中に創立總會を開き、九月には開業の運びとなつてをる。

以上のやうに、漸く産業統制法なり、生産力擴充法が軌道に乗つて、本格的に動き出さうとしてをるが、この時にあつて戦時生産力確保の建前から「國家總動員法」の發動が計畫されてをるやうだ。

國家總動員法は、曩に、軍需工場管理の部分のみが發動されてをるが、今回更に二つの部分の發動が計畫されたのである。

一は、次節に述べる處の勞務統制に關するものだが、他は國家總動員法第二十六條に基く産業助成規定の發動である。まだその勅令案内容も發表されないが、これが戦時生産力の確保に役立つことは言ふまでもない。

(B) リンク制の實施と外國爲替基金勘定の設置

輸出産業維持の方策は愈々實施されるに至つた。諸種の商品につき製品の輸出と原料輸入のリンク制の採用と、外國爲替基金勘定の創設がそれであるが、この問題は第一節及第二節に可成り詳しく述べたから、こゝでは省略する。

(C) 消費制限の強行

第一節に述べた様に政府は十項目に互る物資總動員計畫を發表すると共に、一般國內需要につき使

用制限を強化すべき主な資源卅二品目を指定した。恰もこの時にあたつて、物價委員會も亦「一般消費調整策」を決定、一般物資に就ては國民の自制による消費節約を要望し、輸入物資及軍需物資たる棉花、羊毛、鐵、銅等の十五品目については法令に基き民需を制限又は禁止する方策を政府に答申したのである。

かくて、去る六月下旬から七月へかけて、輸出入臨時措置法に基き消費制限を目的とした諸規則(商工省令)の目まぐるしい程の公布、施行を見た。

即ち物資總動員計畫に基き非常管理の第一矢は先づ綿業に對して放たれた。六月廿九日公布即日施行を見た四つの商工省令(纖維製品販賣價格取締規則、綿製品ノ製造制限ニ關スル件、綿製品ス・フ等混用規則の廢止、綿製品ノ加工制限ニ關スル件、綿製品ノ販賣制限ニ關スル件)がそれだが、更に翌日公布された「輸出綿製品配給統制規則」は輸出入リンク制の萬全を期したものである。しかし、七月廿日に至り、綿製品ストック調査の結果、案外多量に上つたので、商工省令第六十一號、第六十二號を以て、綿業非常管理を幾分緩和した。

その第二矢は皮革に對して放たれた。即ち七月一日公布の「皮革使用制限規則」「皮革製品販賣價格取締規則」(以上即日施行)及「皮革配給統制規則」(八月一日施行)がそれだ。

七月八日には「毛製品ス・フ等混用規則」が改正され、十日からス・フ等の混用率を高むることとなつたが、これより先六月八日に公布された「重要輸出品取締法施行規則中改正」及「輸出絹織物取締法施行規則中改正」は共に綿絲及絹製品の他纖維二分の一までの混用のものを認めた(従來は三分の一までであつたが)。しかも、六月十五日には「ス・フ及ス・フ絲販賣價格取締規則」及「ス・フ絲ノ番手制限ニ關スル件」が公布され、十八日から施行されたが、これは混用纖維の價格騰貴を抑制するものだ。

七月八日には更に「鋼製品ノ製造制限ニ關スル件」が公布され、八月十五日に施行されたが、これより先、既に「鐵鋼配給統制規則」(六月廿日公布、七月一日施行)は制定され、六月廿九日商工省告示第百六十五號を以て銑鐵鑄物の製造制限につき卅四品目を追加、七月十五日から施行した。なほ、七月十一日には鐵鋼工作物築造許可規則が改正され、五十種以下の工作物についても許可を要すべく七月十五日から施行された。

七月九日には「鉛、亞鉛、錫等使用制限規則」(十五日施行、アンチモン、ニツケル使用も制限)、「米松販賣取締規則」(即日施行)の公布とともに、ゴムに關し三つの省令(ゴムノ使用制限ニ關スル件、ゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件、ゴム配給統制規則)が公布、即日施行となつた。

同日更に「物品販賣價格取締規則」が公布、施行され、告示第百八十六號及七月十六日の告示第百九十四號で物品が指定され、指定前日の價格以上で販賣出來なくなつたが、七月廿八日商工省令第六十八號による同法改正は、廣範なる物品の指定と越えることを得ない時價の決定日を商工大臣の告示によらしめ、纖維製品販賣價格取締規則、皮革製品販賣價格取締規則をこれに吸收廢止した。

七月廿日には「工作機械供給制限規則」が公布、施行され、七月廿三日「人造絹絲販賣價格取締規則」「人造絹絲ノ太サ制限ニ關スル件」が公布、廿五日から施行された。更に、八月一日には商工省令第七十三號を以て銅使用制限の再強化が行はれ、八月十五日から實施された。

なほ、七月十四日に暴利取締令は改正され、十八日から實施されたが、適用品目を金屬から氷に至る廿九品とし、原則としてその販賣に正札を付けしめることとした。更に、七月一日から揮發油九五にアルコール五の混用が行はれてをるが、七月卅日商工省告示第二百二十二號はアルコール一〇の混用を九月一日から命じた。

四、統制の影響と今後

最後に、以上の産業統制の影響乃至見透しにいつて述べよう。先づ第一に、輸入原料の使用制限と

いふことは國內需要の供給源たる中小商工業を壓迫するとともに、他方使用を制限された物資の代用品工業を勃興せしめつゝある。第二に、軍需産業並びに平和産業の間に於ける跛行景氣は否定出來ないとしても、生産力は一般的に停滯傾向となる。と言ふのは「原料」及「勞働力」に限界付けられるからのことである。

(A) 中小商工業の困難

物資總動員によつて打激を受けたのは、何と言つても、中小商工業だ。例へば綿業に於て、或は皮革關係の産業に於て、然りである。と云ふのは輸出入リンク制で原料輸入を緩和されるのは製品輸出の可能なものだ。だが、わが産業構成の上では、かゝる製品輸出の可能なのは大企業、大企業であつて、中小商工業は主として國內需要に應ずるものであるからだ。

處が、この國內消費を制限されたのでは中小商工業者のやつてゆける道理はない。政府は、こゝに於て、該方面の失業労働者の救済を計るとともに、主として綿業、皮革關係業の中小商工業の轉業を援助すべく、豫算その他に注意を拂つてをる譯だ。

(B) 代用品工業の勃興

現在勃興しつゝある代用品工業は棉花、羊毛に代るものとしてステابل・ファイバー工業があり、

石油代用の人造石油工業、金屬及皮革關係の幾多の代用品工業である。かくて、商工省では昭和十三年度に於て代用品工業振興の爲に、廿二萬圓の豫算を計上した。これは代用品製造試験費の補助を主とし、なほ今秋十月六大都市で代用品工業振興展覽會を開催する爲でもある。

代用品工業が、その代用される不足資源の工業に比して幾多の缺點を有つてあらうことは勿論だ。

また、一般に餘剩ある購買力が生ずれば、代用品に對する需要は旺盛で、こゝにも供給不足、物價高を生じ統制を必要とすることとなる。現にステプル・ファイバー工業が歩みつゝあるコースがそれを暗示してをるやうだが、兎に角、今後の代用品工業の發達には注目してよいだらう。

一口に代用品と言つてもその種類は頗る多く、その原料の入手に當つても必ずしも國內で自給し得るとは限らず、製品の用途も亦嚴格に民需のみを目標にするとは限られない様だ。勿論理想を言へば總べて國內の資源とか技術に依存する事が望ましい譯だが、右の様な事情から代用品だからとて豊富低廉といふ譯にはゆかない。其處に一般使用者の不利不便を忍ぶことの要求される根據があるが、そのした點を或程度迄我慢すれば代用品にも意外の利用價値が發見され、それが總て當該代用品工業に發展の素地を與へることになる。平時に於ては比較的困難なことも、戰時なるが故に達成され得るからである。いま代用品として注目されてゐるものを列挙すると、凡そ次の通りである。

- 一、棉花及羊毛||ステールブル・ファイバー、絹製品。
- 一、羊毛||ゼンマイ毛。
- 一、鐵鋼其他の金屬||陶磁器、木製品、セルロイド、合成樹脂成型品、高力陶器、高力セメント、ストニー、テックス、エタニット・パイプ等。
- 一、牛革、馬革、羊革||鯨皮、鮫皮、ウツボ革、バルガナイズド・ファイバー、オイルクロス、擬革、樹皮、豚革、食用蛙革、アザラシ革、鮭革、縞蛇、えらぶらなぎ、シルク・カーフ等。
- 一、生ゴム||再生ゴム、合成ゴム
- 一、麻、マニラ麻||マラオン、ツンドラ、三極、絹ロープ等。
- 一、石綿||ストラッグ・ウール、グラス・ウール等。
- 一、木綿||バンヤ羽毛||ヘヤーロッグ。
- 一、パルプ||屑紙、襤褸、藁、バガス、鬼萱、蘆、桑枝條、大豆殼、粗穀、高粱稈等。
- 一、銅電線||アルミニウム。
- 一、錫||アルミニウム、セロファン紙、パラフィン紙。
- 一、タンニン劑||合成タンニン。
- 一、牛乳カゼイン||大豆カゼイン。
- 一、セラック、其他の天然樹脂||ベークライト其他の合成樹脂。
- 一、グリセリン||グリコール。
- 一、ガソリン(燃料)||木炭、人造石油、天然ガス、アセチレン、メタノール。
- 一、食品||副食入煎餅、乾燥牛肉・鯨肉・兎肉、合成粉味噌・醬油・梅干、不洗米、乾燥魚肉・野菜、乾パン。

一、籐竹。

一、支那竹皮||小笠原タコノキ。

一、キルク||バルサウツド。

二、毛皮||人工毛皮、絹毛皮。

一、豚毛||人造毛プラスチック。

この中には既に一個の企業として成育しつつあるものもあるが、今後の研究や企業化に俟たねばならぬものもある。例へばステープル・ファイバーの如きは前者の好適例で、セルロイド、擬革、合成樹脂中のベークライト、アルミニウム、再生ゴム、エタニット・パイプ等も亦立派に企業的に伸びてゐる。更に藁パイプ、バガス、萱パルプ、木炭瓦斯、合成タンニン、大豆カゼイン等は企業化の緒につき、人造石油に至つては非常に困難な事業であるため、國家的に手厚い保護さへある。

第四節 徹底的勞働統制への方向

近代戰爭は金と物と人によつて戦はれる。この三者のうち何れか一つでも、不如意の状態に置かれる様なことがあれば、戦は放棄されねばならぬ。この意味から勞働力の問題は、資金及び物資の動員計畫と共に、戦時經濟遂行の上に於ける最も基本的にして且つ重要問題と云へる。

殊に今日の如く、長期に亘つて戦線に繰出される老大な兵力補給の必要な反面、國內に於て更にヨリ一層巨大な軍需勞働需要の起つてゐる際、特にこのことが痛感される。どんなに軍需生産を擴充しようとおせつても、若し勞働力の供給が意の如くならないならば、そこに生産の絶對的限界があるからだ。世界大戰に於て參戰各國の多くは、無計畫的な兵力動員を行つた結果、軍需産業勞働力の不足に苦しみ、第一線出動兵士(熟練工)の召集を解除して、工場に復歸せしめたほどであつた。

かやうなわけで、事變發生後一年二ヶ月を經過した現下のわが勞働市場が、どの程度に緊迫化してゐるか、そして又それが如何に調整されつゝあるかを、まづ第一に知つて置く必要がある。ところが、一方事變の長期化は、右の事態と凡そ正反對な一つの現象を生んでゐる。それは準戰體

制から戰時體制へ、更に近くは物資動員計畫の強行から、或る種産業部面——相當廣範圍に互つて——に深刻なる失業問題を惹起せんとしてゐることだ。この問題は目下各方面で、旺に論議されてをり、政府にあつても厚生、商工兩省を動員して、種々救濟策を練りつゝある模様だが、問題が問題なだけに前途は容易に樂觀を許さない。第二に採り上げた所以である。

以下、この二つの問題について報告しよう。

一、勞働力の補給と其の調整

(A) 勞働需給は事變前既に緊迫化

勞働者の不足が最も早く且つ最も端的に表現されたのは、熟練工部面である。即ち生産力擴充が國策として採用された林内閣の下に於てだが、當時一部に傳へられた熟練工不足數は既に十萬人を突破するとさへ云はれてゐた(本年報第二十九輯参照)。この頃から單に熟練工のみならず、一般不熟練勞働者についても、不足の聲を耳にするやうになつた。そして事變發生直前に至るに及び、全般的勞働需給關係は、愈々逼迫して來たかに感ぜられた。

この間の事情を筆者の推算に従つて數字的に説明すれば、第一表及び第二表の示す様に、第三次國

勢調査の行はれた昭和五年十月一日以降一昨十一年十月一日までの過去六ヶ年の勞働力供給量は、五

(一) 五年十月一日以降十一年十月一日迄の勞働供給量(千人)	一、六三三
人口増加による年	一、六三三
年の新規供給量計	九九九
五年十月一日現在	三〇六
在の潜在失業率	二、九六
同右現在の顯在失業率	二、九六
合計	二、九六
(二) 同上年間の勞働吸收量(千人)	一、九七〇
製造工業	一、九七〇
其他工業	三〇四
礦業	四
商業	二七〇
公務自由業	一七
農業 (増減なしと假定す)	一七
交通業 (同 右)	一七
水産業、家事使	一六
用人、其他	一六
合計	二、七四二

年十月一日に存在したと推定される潜在失業率(未就職失業率)九十九萬九千人及顯在失業率(既就職失業率)三十萬六千人と、年々の人口の自然増加から新に供給される勞働者(毎年約三十萬人)百六十九萬人の合計二百九十九萬人と云ふことになつてゐる。一方この六年間に景氣の上昇に伴つて製造工業以下各産業部門に吸收されて行つた勞働者は、合計二百七十四萬人に上つてゐる(第二表)。結局十一年十月一日現在に於て、僅々二十六萬人見當の勞働者が、餘剩勞働力として残された計算になつてゐる。

更にこの推算に従へば、最近一ヶ年に於ける勞働需要増は六十萬人を超えると見積られてをる。すると、これは人口の自然増加に基く年々の新規勞働供給量約三十萬人の二倍に匹敵するものだ。そこで假に右の割合で其の後も需要増加が続けられたとするならば、事變發生當時既に勞働需給關

係は、著しく逼迫してゐたものと推察される。『勞力飢饉』が叫ばれたのも尤もな次第だ。

(B) 新備勞働力は軍需部門へ集中

斯うして全般的勞力不足の感ぜられてゐたところへ事變が勃發した。一説によれば、大戰に於ける獨逸の經驗では、戰闘員一人を維持するために重工業勞働者二・五五人を必要としたと云ふことだ。現在我國が戰闘員をどの位派遣し、それに對し幾何の勞働者が必要であるかは詳かにし得ないが、大戰當時に比して戰爭がヨリ機械化し、消耗戰化したことは隙かである。かやうなわけで、事變後軍需産業の勞働需要は更に急激にそのテムポを早めて行つた。

試みにいま、日本銀行の發表による勞働人員指數によると次頁第三表の如く、軍需部門の第一線を擔當する機械製造業にあつては、十一年平均では二二二・〇に止まつたが、事變發生の昨年七月にはそれが二七一・八と飛躍的に上進し、爾來大中の増進を續け、さる四月には三九八・七と驚くべき高位置に達してをる。同じく軍需的乃至時局性の強い船舶製造業、製藥業、人造肥料業も程度の差こそあれ、大體右と同一歩調を示してゐる。

尤もかゝる反面に於て、紡織業、織物業、護謨製品業、印刷製本業等は事變後却て人員減少に見舞はれてをる。勿論これは輸出入制限、禁止、物資動員計畫を中心とする所謂産業の編成替に基因するも

(三) 産業部門別勞働人員指數の推移(日銀調、大正十五年1100)

年・月	總指數	飛躍産業				萎縮産業			
		機械製造業	船舶製造業	製藥業	肥料業	紡績業	織物業	護謨製品業	印刷製本業
十年平均	九九・九	一九七・六	一四七・五	一四三・五	六九・九	七四・一	七九・五	一四七・七	七六・六
十一年平均	一〇五・五	二二二・〇	一四三・〇	一四七・三	一一三・三	七九・九	七三・九	一五〇・〇	一〇〇・八
十二年平均	二七・三	二八〇・八	一八七・七	一三三・七	一三三・〇	七七八	八二・八	一五九・九	一〇三・〇
同六月	一七六・六	二六九・一	一八四・二	一三三・一	一三四・六	八〇・二	八四・九	一五八・八	一〇三・二
同七月	一七八・八	二七二・八	一八六・四	一三三・五	一三三・八	七九・八	八四・五	一五三・三	一〇三・一
同八月	一八六・六	二八三・八	一九九・五	一四四・七	一三三・〇	七九・九	八三・九	一五七・七	一〇三・〇
同九月	二〇八・八	二九二・二	一九七・〇	一四四・五	一四一・〇	七九・四	八三・七	一五八・〇	一〇二・九
同十月	二二二・二	三〇五・一	二〇三・四	一四一・一	一四三・七	七九・六	八三・二	一五八・一	一〇三・三
同十一月	二二二・三	三〇六・三	二〇六・八	一四〇・八	一四四・四	七九・三	八三・五	一五八・一	一〇三・四
同十二月	二二二・二	三〇九・九	二〇〇・〇	一三七・七	一四五・七	七九・四	八三・六	一五八・八	一〇三・五
十三年一月	二二二・九	三〇六・六	二〇〇・四	一七四・五	一四七・三	七九・三	八〇・三	一五八・六	一〇三・四
同二月	二二二・五	三〇六・九	二〇三・九	一七五・八	一四八・六	七九・二	八〇・三	一五八・二	一〇三・四
同三月	二二二・〇	三〇三・六	二〇三・三	一八〇・二	一五〇・六	七九・一	八〇・三	一五八・二	一〇三・〇
同四月	二二二・三	三〇六・七	二〇三・九	一八三・七	一五〇・三	七九・三	八〇・三	一五八・七	一〇三・六
十二年四月	二二二・四	二六三・〇	一八〇・五	一三三・七	一三一・一	八〇・六	八五・〇	一五九・九	一〇三・九

ば、萎縮部面から投げ出される勞働者は、軍需産業に吸収される勞働者に比して、遙に少數に止まる事が判る。而してこれと同時に、昨今の新備勞働力は一路軍需部門へ集中しつゝあると見て差支へ

なり。

(c) 勞働統制に國家總動員法發動されん

以上の現象は今後長期戰體制が續けられる限り、益々その傾向を強めるものと思ふが、しかし勞務の急速なる補給はこれからは却々容易でない。それは既に述べたる如く、全般的勞働力に最早や餘りゆとりがなくなつてをる上に、技術者の如きは絶對的不足を告げてゐるからだ。現に最近では軍需工場主の間でしきりに勞働者爭奪戰が演じられ、其の結果勞働者の移動を頻繁にし、賃銀の昂騰を招來し、延いて軍需産業に大なる不利を及ぼさんとしてゐる。

かゝる勞働市場の混亂を防止するために、今回政府は國家總動員法發動による強度の勞働統制を採らんとするに至つた。六月廿八日の閣議で正式決定を見た『軍需品生産上必要なる勞務對策要綱』によると、(一)工鑛業關係の大學、専門學校及び中等學校の來年度以降新規卒業生の雇傭を政府の許可制とし、又必要に應じ通學期間を短縮して工場實務に就かしめ、一方(二)工鑛技術者及び重要職種の勞働者に強制登録制を実施する、と云ふ今迄にない強權的内容を盛つてをる。このため近く總動員法第六條『政府は必要なるとき、從業者の使用、雇入、解雇、賃金等を命令することを得』及び第廿一條の『政府は必要なるとき、國民の職業能力の事項を申告せしめ、検査をなし得る』と云ふ二つの條

項を發動する運びに立至つたのだ。

而して、來年度から實施される工業技術者の就職管理については、近く開かれる國家總動員審議會に付議される段取りとなつてゐるが、その機構として新聞紙の傳ふところは凡そ次の如くだ。

厚生、商工、文部等、各省高等官其他關係者を網羅する委員會を設け、全國大學、工業専門學校及び工業學校卒業者専修學科別總數と需要數とを突合せ、全國の需要に對する供給數の決定を行はんとするものである。従つて需要者は今後右委員會の決定を俟つて夫々の學校に對し配當數の供給を仰ぐ事になる譯である。(中外商業新報、八月八日)

一方、國民登録制度に關する勅令は近く公布される模様で、大體來る十一月より實施する方針である。這般厚生省より發表された同原案によると、(一)十六歳以上五十歳迄の男子で、厚生大臣の指定したる職業に三ヶ月以上従事せる者を登録義務者とし、(二)現行健康保險法の適用工場(五人以上を使用する工場)は、事業主より使用人の申告を取纏めて提出させ、(三)國營職業紹介所をして國民登録の管理を命じ、又(四)登録者に對し勞働手帳を交付し、技術者及び勞働者の爭奪防止を圖ると共に、戰時下の勞務需給に便する、等の内容を盛つてゐる。而して本勅令に基き國民登録の義務を負ふべき勞働者及び技術者は、全國で約四、五百萬人に上ると云はれてゐる。

かくて總動員法發動の形式によるこの二つの勞務統制は、わが國勞働行政に劃期的變化を與へるものと云へるが、しかし他面現下の複雑且つ緊迫化する勞働市場の状態を想ふとき、之等の勞働規制も今後は單に技術者及び重要職工のみに止まらず、その適用範圍の擴大・強化が必至の様に思はれる。或ひは又第三期戦今後の推移如何によつては、最後の切札とも云ふべき臣民徵用條項を盛る總動員法第四條の發動すら、豫想されぬではない。

二、轉・失業問題の全貌及び對策

(A) 豫想される失業者百三十萬

つぎに今次事變の不可避的現象と見られる犠牲産業部面の失業乃至轉業問題に移らう。何しろ木戸厚相の最近の談話によつても、軍需資材竝に輸出原材料に對する使用制限を實行することにより、工業部面だけで七、八十萬の失業者が推定されてをる。更に一部で傳へられてゐる商業關係失業者五十萬を之に加へると、總數ざつと百二、三十萬人の失業者が発生する豫想なのであるから實に容易ならざる問題だ。而も今回の失業はその因つて來たる原因が明示する如く、内容が著しく複雑多岐である。その上、事變發生直後の昨年八、九月、既に對支貿易杜絶、輸出入制限・禁止などに

より、相當數の失業者を出し(本年報第三十輯參照)、それがどうか吸収し盡された後の、第二段の大量失業なのであるから、之が成り行き及びその對策如何は、國民全般から極めて重大視されてゐる。

(B) 政府の企圖する救濟策の概貌

そこで、之に對する政府の施設を見ると、先づ厚生省にあつては、その諮問機關として官僚、産業代表者及び學識經驗者よりなる中央、地方失業對策委員會を新設し、これを中心に七月一日から國營に移された全國職業紹介網を動員して、失業狀況の實地調査竝にその審議、或は平和産業の勞働時間短縮、休日制の採用、轉業の斡旋、職業補導及び職業再教育の實施、離職女工の歸農勸奨等の方策を旨指して進んでゐる。而して去る八月三日中央失業對策委員會第一回總會を開催、大體前記の如き内容を盛る厚生省失業對策要綱案を提示したが、今後は同案を土臺に特別委員會に於て實行的對案を練ることとなつた。

一方商工省に於ても、中小商工業者の轉業對策委員會を省内に特設、差當り中小工業者の救濟に重點を置き、これらをして軍需工業、代用品産業乃至輸出産業へ所謂企業轉換せしめんと畫策しつゝある。そしてその手段として工業組合の擴充・新設、更に之を通しての轉業資金の補給、共同施設の助

成等をなし、他方全國商工會議所の商工相談所の活用・増設の方針をも採つてゐる。
 また内務省にあつても問題の重要性に鑑み、去る七月廿二日商工、厚生、陸海軍、司法、大藏の七省よりなる失業救済並に轉業斡旋聯絡會議を開催、協議の結果、今後に處する各省の事務分擔を決定した模様である。

之に關し新聞紙の傳ふるところによると、厚生省は主として失業労働者の轉職斡旋に努め、商工省は専ら失業營業者の轉業斡旋を、内務省は失業狀況の調査、轉業希望者の調査、並に全國警察署の人事相談係を擴充して、失業者の救済及び金融等の斡旋を、また陸海軍省は事情の許す限り、軍需品を中小商工業者に注文して失業防止に努める、といふ分擔である。

即ち一見、政府の失業対策は相當整備して居る如くにも見えるのだが、しかしその實際の運行狀況を見ると、尙ほ不徹底且つ遺憾なる點が決して尠なくない様に思はれる。一例を挙げれば、厚生省の企圖する労働者失業対策委員會と商工省の中小商工業者轉業対策委員會とは、問題の性質上、兩者が當然密接不離の關聯を保ちつゝ、適切妥當な対策をとつて行かねばならぬ筈のだが、必ずしもさうは行つて居ない様だ。また内務、農林、大藏等の各省關係部局間との連絡統制についても、之と同様なことが看取される。

尤も陸海軍省にあつては、此の問題に對し相當實效的且つ積極的方策で臨んでゐる。即ち這般の物資調整局參與會議に於て、まづ關係各省との緊密協力の用意ある旨を闡明、差當り失業労働者に對して雇傭條件の引下げと軍需工場への優先的採用方針を發表した。

更に陸軍では去る七月廿三日當局談の形式で『……從來相當利用してゐた刑務所並に婦人團體及び學校等の作業力は、此の際軍需品の整備補給に支障を來さない程度で、之等の利用を抑制するの方針を定め、尙新に軍需品製作に轉業する者に對しては、技術修得期間注文價格にも多少の色をつけ、幾分なりとも實質的に生活緩和に資し、轉業を容易にし得るやう考慮中である』と發表、一般から時宜に適した措置として注目されてゐる。

然し肝心の厚生省、商工省、内務省、企畫院等が眞に一體となつて、統一的實行に邁進せざる限り、刻下の廣汎且つ複雑なる失業問題は、容易に解決することが出來ぬのではないかと思はれる。

(c) 現在の失業の特質と綜合的勞働統制の必要

現實の問題として、今後も事變の進展につれ物資動員計畫は全面的に強行されるであらう。其の結果綿、金屬、皮革、護謨等の産業部門に屬する失業者は續出するであらう。しかし同時にその反面に於て、軍需生産部門の依然たる勞働力不足の深化が考へられるのだ。この不均衡の是正、つまり全體の勞

務需給の合理的調整を圖ることは、此の際あらゆる角度から見ても是非必要なのではあるまいか。曾て世界大戰勃發直後の一九一四年八月、獨逸が正しく我が今日と同じ状態に見舞はれ、其の結果、關係中央官廳が協力して、帝國中央勞働周旋局を設立、勞働過剰の地方周旋局と不足せる周旋局とを巧に利用し、その間極力失業防止に努めたる如き、國情は異なるにせよ、我國にも多大の示唆を與へるものと言へる。

なほ今次の失業問題に關して、特別な注意を拂はねばならぬ點は、右の如く理論的には、失業者及び轉業希望者を軍需工業等に吸収することによつて、問題はしかく容易に解決出来るやうに見えるが、しかし、實際はこれが頗る困難な點だ。此の程（八月九日まで）大阪商工會議所が、この點に關し關係各商工組合を通して現況調査を行つたところになると、大體以下の通りである。

- 一、電解錫關係業者は一時的の轉業困難のため、合同作業を行はんとしてゐるが、前途の見透しはなほ困難である。
- 一、フラスナーにあつては轉業概ね困難。
- 一、鐵首失業關係についてはまだ具體的數字になつて現はれてゐないが、特に注目すべきはメリヤス工業で、現在休業者約三十パーセントに達し、今後尙續出する見込みで、しかもこれ等は轉業不能のもの九十八パーセントに達し極めて憂慮されてゐる。（東京朝日八月十日）

無論失業勞働者に關する限り、轉職困難なる最大理由は、その大部分が規格、年齢、技能、習慣等に於て、軍需工場勞務者と大いなる相異があるからだ。例へば、金澤の金箔工の如き、或は西陣の友禪職工の如きが、さう簡単に重工業勞働者に轉職すると云ふ様な譯に行かない。尤も、之等の所謂質の相異は、既に述べたる通り軍部直轄工場の採用條件の緩和、政府諸機關の職業輔導施設の擴充等により、或る程度その目的を達するであらうが、併し之にはどうしても民間企業家の大なる犠牲心に待つ外ない。時局で比較的繁忙裡にある工場主及び事業家に對し、此の際所期の生産の確保される限り、従來の企業利潤に多少の低下が起つても失業勞働者を一人でも多く雇入れると云ふ大乗的態度が期待されてゐるのはこの故である。勿論この事は、軍需乃至時局産業部に於ける既就職勞働者の實收賃銀の減少、即ち過長勞働時間の短縮を必要とするが、之は國民保健の見地から既に久しく要望されてゐた點で、此の際寧ろ好ましい現象である。而して右の如き觀點よりして、政府は時局産業勞働者の最高勞働時間制並に最低勞働賃銀制を先づ確立・嚴守せしむることが極めて必要と思はれる。

惟ふに、刻下の失業問題乃至勞働力問題は、單なる社會問題乃至職業斡旋の技術的問題に止まらないのである。それは實に戰時經濟運行上の最も根本的な所に觸れて居る。されば失業勞働力を何處に吸収せしむべきかは、全體的國策上の見地から定むべきものであつて、單に需要ある方面へ振向ける

だけでは足りないのである。時には企業家及び被傭者の欲せざる方面へも之を割當てる必要があると同時に、國家的に最も必要な産業部面へは、特に其生産の振興を助成してこゝに失業者を吸収せしめる工夫も肝要なのではあるまいか。

斯くて今後の勞働力調整は、全體的な經濟政策乃至産業政策とも密接なつながりを持つやうに、特に留意する必要があるだらう。

第五節 農漁村生活から見た長期戰

事變發生以來既に一年餘を経た今日、農村生活に於ても各方面に事變の影響が極めて顯著に現はれて來つゝある。以下、事變の影響を示す事實を幾つか拾ひ上げて、それらを紹介することゝしよう。それらの事實は假令斷片的なものに過ぎないとしても、長期戰下に於ける農村の状態を知る上に多大の參考となり得る。また先般の關東、關西に於ける水害は、此の四半期に起きた重要な出來事であり、農村の蒙つた災害も亦決して少くない。そこで水害問題をも併せ採り上げた次第である。

一、物資總動員と農漁村

物資動員計畫遂行に伴ふ、原料乃至消費材の製造、配給制限は農村に思はぬ波瀾を巻き起した。殊に綿布、ゴム、鐵鋼、ガソリンの消費抑制が與へた打撃は大きい。

七月一日から實施された鐵の配給統制に依つて、農機具は漁業用機械器具、製材及木工機械等と共に第三順位に置かれた。政府の方針は第三順位のものに對して三割方割當を削減した。が、現在、全

購聯を通じて地方製造業者に割當られた量は從來の三分乃至一割見當だ。既に鐵鋼の配給は四月一日に遡及して、大口需要たる陸海軍、造船聯合會、帝國瓦斯協會、石炭聯合會及び各私鐵道には切符制度を實施したが、一般中小工業組合に對する配給については切符制度の適用が技術的に困難だ。然し、業者としては工業組合の統制力を以て何とか此の急場を切り抜けんとしてゐる。東京、愛知、大阪、兵庫の農機具業者は農機具協會指導のもとに、農機具工業組合を組織した。

元來、農機具用鐵は農村の機械化に伴つて近年漸増を見せてゐたのだ。従つてその使用制限は共同作業化にも障害となる。農機具の原料手當難が農業生産力維持に支障を來さなければ幸である。供給寡少に伴つて、價格も騰貴した。全購聯雜貨部の報告を二、三摘記しやう。先づ人力脱穀機(二級品)は昨年春の十六圓乃至十七圓から本年春の二十圓乃至二十一圓に騰貴した。七月には更に二十八圓乃至三十圓となつた。大豆粕粉碎機(Y型一號)は本年三月に三百七十圓であつた。それが七月には五百十圓となつた。石油發動機(三馬力半)は昨年秋の二百四十圓から本年七月の三百圓に騰貴した。これが標準相場だ。縣聯の發表値はもつと高い筈だ。農家の小農業用具は地方の小製造業者の生産にかゝるものだが、此の方は更に窮屈と思はれる。

ゴムも地下足袋用、ゴム靴用、農機具用等に是非必要なものだ。農機具用ゴムの消費節減でロール式摺摺機の使用が不能になると心配してゐる向もある。ゴムの割當も鐵と同様、現在のところ一割位だと云はれてゐる。重油、ガソリンの配給制限から農村方面のデイズル・エンジン使用農具が役立たなくなつてきたのと同巧異曲だ。

次にガソリンだ。五月一日ガソリンの消費規則實施以來、最大の漁獲機關たる發動機漁船の出漁に少からぬ支障を齎した。出漁制限に依る漁期喪失から漁獲高は急減した。また、トラック使用、農村工業經營の二方面に配給されるガソリンの量は、云ふまでもなく減少を餘儀なくされたが、産組系統に與へられるものでも從來の平均五割と云はれる。斯う云ふ例がある。

『某縣聯ではトラック一臺について一日三ガロンの割當を見たが、それでは約十二、三里しか走り得ず、ために其の經營するグリーンピース工場の原料たる青えんどう集荷の時期を失し、往々腐敗を招く等非常な支障を來した。』(經濟更生新聞五月十七日)

トラック輸送は速度から云つても、運賃から見ても鐵道運送より便利だ。米、小麥、雜穀の類は遅れたからと云つて、腐るわけでもなし、營業倉庫や産業組合の倉庫に貯藏出來るが、鶏卵、蔬菜、果實、鮮魚等はさう云ふわけに行かぬ。これら腐敗性の農産品は輸送力不足から、産地に滞貨して商人、問屋に買叩かれ、出廻薄で市場では却つて値段が騰貴した。七月二日付東朝(銃後の農村を見る)にそ

の一例を見ると、

「大根が東京市場で品不足のため値上りしてゐるが、その産地の千葉縣東葛飾では大根が滞貨して、たいのやうに安くなつてゐる。……その原因はトラック不足、ガソリン節約である。千葉縣下におけるトラックの値上りは三割から五割といはれるが、高くてもいゝがそのトラックが少ないので、なかなか荷を受付けない。」と云ふ有様だ。

二、農業用物資制限の影響

農業用物資の制限は價格の騰貴をあほつた。尤も綿製品使用禁止から労働者及び農漁民に對する綿製品の配給を除外することになつたが、農村需要品は依然として農産品よりも割高となつてゐる。東洋經濟新報社調の農産品及農村需要品物價指數に依ると、次表の如く農村需要品は五月の九三・六を頂上として六、七月と下つた。反對に農産品は四月以來上昇を續けた。が、それでも、本年の六月を昨年六月に較べると、農産品は六七・〇から七一・五と四・五を上げたのに對し、農村需要品は七三・五から九一・四と一七・九を上げた。農村需要品の中には此の外にも前述の如く農具が騰貴した

り、工業藥劑も上つた。

新潟縣刈羽郡では一萬町歩の水田に稻熱病が蔓延した。郡農會では次に來る穂粟イモチの豫防に備

農産品及農村需要品物價指數(東洋經濟新報調大正十四年1100)

品名	農産品	醬油	粉	小麥	鮭	硫安	過燐酸	豆粕	キヤ	晒木	農具
米	七〇・九	八〇・六	一〇七・〇	五・七	四六・三	六七・八	八四・四	七九・一	六九・六	七三・三	
小麥	七〇・九	八四・七	八九・四	四九・三	四九・五	八七・八	八五・八	七三・九	六七・七	七三・五	
乾繭	三〇・七	八八・七	一〇三・三	七〇・五	五三・九	一〇八・三	八六・五	八五・六	一〇五・一	八七・六	
二年一月	三〇・七	八八・七	一〇五・一	六九・〇	五三・四	一〇八・三	八六・五	九二・一	一三三・九	九二・〇	
同 六月	三〇・七	八八・七	一〇三・三	七〇・五	五三・九	一〇八・三	八六・五	九二・一	一三三・九	九二・〇	
同 三月	三〇・七	八八・七	一〇三・三	七〇・五	五三・四	一〇八・三	八六・五	九二・一	一三三・九	九二・〇	
同 二月	三〇・七	八八・七	一〇三・三	七〇・五	五三・四	一〇八・三	八六・五	九二・一	一三三・九	九二・〇	
同 三月	三〇・七	八八・七	一〇三・三	七〇・五	五三・四	一〇八・三	八六・五	九二・一	一三三・九	九二・〇	
同 四月	三〇・七	八八・七	一〇三・三	七〇・五	五三・四	一〇八・三	八六・五	九二・一	一三三・九	九二・〇	
同 五月	三〇・七	八八・七	一〇三・三	七〇・五	五三・四	一〇八・三	八六・五	九二・一	一三三・九	九二・〇	
同 六月	三〇・七	八八・七	一〇三・三	七〇・五	五三・四	一〇八・三	八六・五	九二・一	一三三・九	九二・〇	
同 七月	三〇・七	八八・七	一〇三・三	七〇・五	五三・四	一〇八・三	八六・五	九二・一	一三三・九	九二・〇	

へて七月十九日、穂孕期におけるポルドー液撒布を各町村に通知した。ところが、ポルドー液は硫酸銅が五割も値上りとなり、おまけに配給不足、噴霧器も七、八割の値上りと云ふわけで大恐慌を來たした。過燐酸や加里肥料の騰貴も亦著るしい。北海道肥料協會では八月以降の新年度に於ける加里實需を一萬四千五百噸と査定し、農林、大藏兩省に輸入制限の緩和を陳情したが、大體、今日まで硫安が一般に奨勵されて、過燐酸や加里肥料を使用しなかつた。冷害の阻止に有效な加里肥料の騰貴乃至手當

難は蓋し問題であらう。硫安も生産費昂騰でやゝもすれば値上をする所だつた。

飼料も大いに上つた。斯くして農家が農産品を庭先で賣つた手取り價格と、日用必需品乃至農業用品の購買價格との隔りは前表兩者の指數を更に引き離すだらう。

高知縣農會が縣下十ヶ町村の農家について調査した所に依ると、米、麥其他十種の農産物價格平均指數は昨年一月を一〇〇として六月一〇九、本年一月一一五、同六月一一九と稍々上昇を示した。これに對し、農業用品指數は、農具、種子、肥料、藥劑、飼料などの總平均が、昨年六月一〇五、本年一月一一七、同六月一二二・七となつた。その内、肥料過燐酸の一六四、三稜種子の一四三、農具鎌の一四〇、飼料麩の一四〇への騰貴が目立つてゐる。家計費も本年一月の一二四から六月の一五五に上昇、最高は釜の二二七、次いで綿ネルの二七一、地下足袋の一四三と云ふ順だ。

帝國農會では七月廿三日農業用物資對策決議を行ひ、農用物資必要量の確保と配給の合理化促進を關係當局に陳情した。その中に主要農用物資に關し、可及的に公定價格制を採用すること、と云ふ一項があつた。然し公定價格を實施する前に供給の圓滑を期する方法を講ぜねばなるまい。

三、農村勞働力の不足顯著

今年の米作付反別は昨年比して大なる減少を齎さなかつた。勤勞奉仕班の活動に依つて、農民が必死の努力を發揮したからだ。佐賀縣下の農業報國移動班は田植最盛期の六月二十七日頃から七月二二日まで部分移動一千九百名、郡内移動一千三百名、合計三千二百名、田植期間内延人員三萬人が農耕に移動した。これは勤勞奉仕班の隣保共助的運動と多少性質を異にする。が、比較的恒久性を持つた特異な例の一つだ。即ち移動班を出動し得る町村は各實行組合毎に五人から十人を一班とし、年齢十八歳以上の田植作業に一人前の能力あるものを有資格者として男一圓七、八十錢、女五、六十錢(賄付)の賃銀を給したのだ。同じ様な例であるが、群馬縣新田郡では某飛行機工場への勞力吸收で勞力不足に陥つた。そこで縣農會が斡旋して、西毛、利根、吾妻各郡農會に依頼し、出稼耕馬隊を組織した。結局六十名、六十頭の出稼を見たに過ぎなかつたが、耕馬隊一人一頭に食事付一日四圓五十錢の謝禮を出した。懸念された勞力不足も農民の異常な力で克服した。

だが、勞力不足は思はぬ所に其の缺陷を現はす。秋田縣は有数の木炭産地であるが、軍需勞賃の値上りと、これによる一般勞賃の二、三割の値上りの影響を受けて、生産業者を奪はれ、昨年の生産高は千四百九十三萬貫となつて、平年に比し約二百八十萬貫の減少を見た。本年に入つてから、その傾向は更に著しく、六月末現在の生産高は三百二萬貫で、平年の四百五十萬貫に比べると、半分近い激

減を示した。この木炭飢饉に對して同縣物價委員會は經濟警察官と協力して總動員法に依る勞働管理を申請するかも知れぬ、と云はれる。ガソリン代用及び軍需工業用燃料に木炭は異常な需要の増加を見つゝあるが、生産は勞働力不足のため却つて減少し、且つガソリン統制によるトラック走行里程の減縮、其他海陸運輸の不圓滑等のため、出荷停滯を來した。

他方、化學肥料の不足で、自給肥料の増産が奨励されてゐるが、これも思ふやうに行かない。七月六日の東朝(銃後の農村を見る)は左の如く報じてゐる。「福島縣では：：昭和七年から自給肥料増産實行委員を養成してやつて來て、現在は二千八百名に達して活動をつゞけてゐるのだが、堆肥の増産は思ふやうに行かないものらしい。昨冬は二尺の積雪期の中を根雪を掘り起して堆肥奨勵を行つた。出征農家の堆肥は農事實行組合や、小學校、實科女學校、農學校の生徒の手を借りてやるなど幾多の涙ぐましい奉仕と努力が拂はれた。頼みとしてゐた水田綠肥の紫雲英は春早く綠の芽が萌えたつたが、大雪のためにまつ黒に雪やけてしまつた。春が來ても遂に花を開かないまゝに立枯れてしまつたのだ。」今年の水害や冷害も其の被害原因の一斑は勞力不足と肥料の手當難にあらう。勞力不足のため、碎土代掻等が粗放になり、或は除草に周到を缺くやうなことは想像に難くない。果樹栽培、養蠶の飼育掃立、園藝作物栽培は技術的な仕事であるだけその打撃は更に著るしい。

四、水害による被害狀況と對策

中外商業新報社發表の八月八日全國各地米作狀況は次の如く報じてゐる。

『各地方別に見れば、關東、關西等の水害地や東北地方は概して不良で、蟲害の發生した所もある。東海道は平作の所と平作以下の地方あり、北陸地方も新潟、富山の一部を除いては平作以下、中國地方は平作が多く、四國は増減區々である。』

一部を除いて豐作を見込されるのは九州、朝鮮、北海道の三地方だと云ふ。

六月下旬から七月の初旬にかけての大豪雨のため、水害は全國三府廿二縣に亙り、農産物の被害見込高のみで一億圓以上と推定されてゐる。帝國農會の調査に依れば、被害總面積は田廿四萬四千町歩、畑八萬町歩、耕地五十四萬八千町歩と廣汎な地域に畑作物、水稻、果樹類の被害があり、耕地の流失埋没が算をなした。

右の調査は七月初旬に行はれたものだが、その後、水害地には稻熱病が蔓延するやら、菜種が立毛の内に發芽したり、麥には赤黴病や條班病の被害が續出してゐる。埼玉縣の麥實收高はそのため、第一回豫想收穫高に對し、大麥は約二割(十六萬石)小麥は約一割五分(十萬二千石)の大減收を豫想され

てゐる。殊に小麥は品質悪く等外品と等級品が半々になりはせぬかと憂慮されてゐるさうだ。全國各地からの作柄狀況報告は、此の秋の收穫期が近づくに従つて悲觀的になつた。のみならず、穫り收れ後の不出來はまぬかれぬやうだ。地方に依つては、小麥が乾燥不充分のため、製粉、精麥用に供せられるか否か疑問とされてゐる。

冠水地方の被害甚大は云ふまでもないが、霖雨被害も大だ。愛媛縣農會の調査に依ると、縣下の霖雨被害は總額二百廿四萬圓に達した。先づ麥作の被害面積二十三萬七千反(作付面積の七二%六)を始めとして、果樹、蔬菜、水稻、除蟲菊、茶種、煙草等に及んだ。殊に除蟲菊、茶種、果樹の如き、其の被害は殆ど作付面積の全般に涉つてゐる。

八月二日、煙草耕作組合中央會では煙草水害被害狀況調査を報告し、大藏省に罹災補償金の増額を陳情した。同會の調査に依ると、煙草水害狀況は總作付反別一萬五千九百町歩に對し、被害面積五千六百町歩、被害見込金額百五十八萬八千圓に及んだ。

水害が夥しかつた所では、田も畑も全然見離さなければならなかつた。千葉縣の新島、北佐原などは冠水被害甚しいため、出稼人が續出した。稻の收穫に望みを失つた農民の多くは從來盛んであつた副業の製蕨を今年は本業として進むことになつた。茨城縣南地方では中堅青年の離村者が多いので、

縣職業課では、都會に出るものを近くの飛行場人夫に採用すべく努力した。然し、多少でも被害田畑を利用するやうに農民が心掛けるのは當然だ。全國各地の農村は現在、凡ゆる對策に營々と努力してゐる。近畿地方や其の他の場所から残つた苗を集めて、これを陸稻としたり、追蒔きが出来るところでは種苗を取り寄せたりした。云ふまでもなく、病蟲害に對しては萬全の豫防對策を講じてゐる。藥劑や噴霧器、誘蛾燈の購入、枯損防止施設の擴充に對しては府縣や諸團體も助成に努めてゐる。そして成蟲の驅除や被害莖の切取りに大奮だ。

慥かに今度の水害は不幸な出來事に違ひない。然しまた、あの位の水で斯くも大きな被害を蒙つたことは甚だ遺憾なことだ。年々歳々、粒々辛苦の結晶を自然の暴威に徒らに委ねることは何としても残念だ。昭和五年から九年に至る五ヶ年間の平均被害面積を農作物のみについて見ても、百四十四萬九千五百町歩に及んで居る。九年の如きは一年間に三百四十二萬八千町歩に達し、被害見積額四億五千二百五十四萬六千圓に上つた。

今年の被害も、九年に劣らぬかも知れない。既に此の冬には東北地方其他に冷害があつた。八月三日これが應急施設費として千三百五十萬圓を政府から支出した。同日の官報には大藏大臣の名を以て左の如く述べてゐる。

『東北地方其他各地に於ける雪害及凍害に因る農作物、果樹及桑園の被害著るしく、該地方の農民の窮乏甚だしきものあるを以て、之に對し、其の實情に即し適切なる應急施設を講ずるの必要あり』桑園の被害に對しては經費百廿六萬餘圓を支出し、被害桑園の改植、夏秋蠶種の購入及び桑樹胴枯病豫防藥劑購入の助成費となした。また、今回の水害に對しても豫備金を支出すると共に臨時租稅措置法を活用して、租稅減免を行ふことになつた。尙ほ帝國農會では水害の應急對策として七月十九日左の如き決議をなして當局に陳情した。

(一) 速かに農地復舊事業に對し相當額の補助をなすと共に、復舊土木事業を起し、被害農家を使用してこれが救濟を圖り、地方復舊事業に對しては起債制限を緩和すること。(二) 災害地方農村に對し物資需給の調整に基く各種使用制限を緩和すること。(三) 肥料、藥劑、機械、器具、種苗等の購入に對し助成すること。(四) 災害地農家の食糧として速かに政府米の廉價拂下を行ふこと。災害と恐慌はこれまでも幾度か繰返された。右の如き應急對策も必ずこれに隨伴した。が、勞力並に物資の動員下に於て、一定の生産量を確保せんとするには耕作方法の轉換が必要だ。殊に災害や地味の枯渴に對しては、灌排水施設の完備を圖るは云ふまでもないが、抵抗力ある農産品種を選ぶのもその一方法である。

第六節 事變第二年の政治社會情勢

以上數節に互つて述べて來た様に、日本經濟は物資總動員の實行を境として、一舉に非常な轉換を遂げた。それ以後わが經濟政策は單に統制政策強化を量的に増大したと云ふだけでなく、質的にも少からぬ轉換をとげつゝある様に察せられた。言ふまでもなく經濟政策のこの様な重大な轉換は當然政治部面に於ける重大な變化の反映でなければならぬ。この意味に於て最近の政治動向に對しては特に慎重な注目が拂はねばならない。

この視角から云つて最近の政治の轉換の發足點となつたのは去る五月二十三日の近衛内閣の大改造である。前輯に既に記した如く、改造は外相、藏商相、陸相、文相の五つの椅子について行はれたが、改造後の顔觸れに對しては一般の期待する處頗る大きかつた。即ち外相に對しては外交の「一元化」と外交方針の確立を、又藏商相に對しては實務家としての支那事變に對する意見の反映と、産業貿易等に對する圓滑なる手腕とを、又最後に陸相に對しては軍部内の統制と、軍事外交の緊密なる統一とを、國民は期待した。政府はこれに答ふべく六月十七日、首相、陸相、海相、外相、藏相とを以て、内閣

中の内閣とも稱すべき「五相會議」を設け、爾來、毎週定期的に同會議を開き帝國の最高政策を議することとして今日に及んでゐる。而して各閣僚はこの最高方針について夫々、前記の目標に向つて努力してゐる。今日迄の成果についてこれを見れば、外交は從來に比して兎に角數歩を前進してゐる如くだ。經濟は流石の池田氏を以てしても大勢を變更するの術は無く、寧ろ或社會層の負擔を以て危機を切抜けんとするの傾向が見られる。内政及び文教はこの新らしい狀勢に對して只管なる準備を具へてゐる。以上が最近の政治經濟狀勢の概觀である。以下各々について述べよう。

一、對外好化と事變の見透し

宇垣新外相の就任以後、帝國の外交は確に變つて來た様に見える。從來の外交が獨伊等の防共協定加盟國又は加盟準備國を除く全部の國を向ふに廻してゐるかに見えたに反して、宇垣外交は蘇聯以外の國に對する關係に於て少からぬ好化を來した様だ。

尤も對外好化と云つてもその程度は著しく輕微である。新外相が就任後の第一聲として外人記者團と初會見をした際、フランスの對支援助に對して正面より非難を加へ、英國の事に一言も加へなかつた事は、先づ親英への方向轉換を思はせるものがあり、その後七月十七日には、英米人の長江下流歸

還を許す旨の聲明書を發表して兩國の感情を緩和する試みがなされた外は、七月末クレイギー駐日英國大使と會見した位のものである。たゞこの間、英國側に於て、イーデン外交よりハリファックス外交に轉じた事も手傳つて、對支借款を不成立たらしめた事など、從來に比し英國の對支關心が幾分消極的になつて來たと見られる事が、宇垣外交と何らか關係があるものとも感ぜられるのである。

だが、對英關係の好化が、對支關係の好化になる望みはいよゝゝ稀薄である。國內に於ては首、外、陸三相が口を揃えて蔣政權否認を強調してゐる。首相は七月六日事變一週年前日の聲明に「實際問題として今後如何なる事態が起つて來ても、國民政府を相手とすることはあり得ない」と云ひ、外相も外人記者團に「情勢には重大な變化ない。國民政府を相手とするが如きことは考へてゐない」と云ひ、陸相も七月一日の車中談で同様の事を述べてゐる。支那側の事情としては、假令英國に見離されたとしても、蔣介石は最早抗日を止める事は出來ないであらう。抗日の停止は蔣介石の政治的死に等しい。又一九二八年の上海に於ける國民黨の共產黨に對するクーデターの再演に對する期待は、第一部に於て詳しく述べた様に、容易に實現しないであらう。今のところ共產黨と手を切る事が蔣に取つて決して利益でない事を考へる時、その可能性は疑はしい。かくして宇垣外相の努力によつて對英等の關係が好化しても、對支關係の急變は望めない事情にある。

二、池田財經政策の二大轉換

以上の如く支那事變の見透しが、非常に長期に亙るものと見られる時、それに伴ふ財經政策は國民に如何なる影響を與へてゐるか。當初近衛内閣大改造の際、賀屋藏相・吉野商相に代つて池田藏商相が就任すると聞いた時我々の得た印象は、假令池田氏の手腕を以てしても賀屋・吉野兩氏と些程異なる事は爲し得まいと云ふ事であつた。蓋し池田氏が假りに實業界を代表して戦果のあれ以上の擴大を欲しないとしても、運命的に定められてゐる日本の對支膺懲は容易にその念願を容れる處ではあるまい。従つて戰爭に必要な軍需資材の調達に池田氏の好むと好まざるとに拘はらず、氏に負はされた責務であると思はれたからだ。況んや、實業界自體が、支那事變の長期化を決して忌避してゐない以上、なほ更であつた。

然し池田氏就任以後三ヶ月を経た今日、その治績を顧みて見ると、池田氏は或る重要な點に於ては賀屋・吉野の線を悉皆踏襲してゐるが、別の個所に於ては從來にない思ひ切つた轉換を遂げてゐる。勿論この後者に至つては、事變の進展によつて止むなく右の轉換を遂げなければならなかつた事情もあるには違ひないが、然しそれにしてもなほ池田氏個人の意力に負ふ處極めて大なるものがあつた。

先づ賀屋・吉野を踏襲してゐる重要な線とは依然たる不増税主義である。賀屋氏は小額の増税以外、大部分を公債に仰ぐ財政々策に一貫したが、池田氏もこの線を堅持してゐる。増税が政治家にとつて仲々困難な事業であることは、曾てセントヘレナのナポレオンをして、自分の敗北の原因は酒税を復活したため南フランスの農民が離れて行つた事であると述懐せしめた例にも見られる。従つて原理上假令公債政策に危険が認められても増税は避けられねばならない。

だが、池田氏の財經策は別の個所で賀屋・吉野政策から全く轉換してゐる。その一つは八月四日の聲明にある賀屋財經三原則の修正である。この修正は三原則の修正とはあつても、根本的には生産力擴充の拋棄である。元來、生産力擴充はそれ自體非常に大きな仕事である。殊に從來跛行的に輕工業のみ發達して來た我國が、短期間に重工業を發展せしめんとするに於ては尙更である。にも拘はらずこの重大な仕事を、然もそれを支那事變と併行させながら、充足せんと努力し來つたのは、一に重工業擴充が軍需に缺くべからざるものであり、殊に對蘇戰爭準備として一日も遅延すべからざるものであるからであつた。池田藏相はこの重要事を拋棄しようとするのである。事實この拋棄が絶對已むを得ざるものか否かは明かでないから、早急に批評は出來ないが、たゞこれに對しては次の三つの意味が考へられる。第一にこれは或は支那に對する大きなデエスチャアかも知れない。即ち日本は生産力擴充を

休止して迄飽く迄支那を叩く意志があると云ふ事を指示するものである。第二にこれは、反蘇であり同時に反英とも見られる我國内の一傾向に對して、支那と戦争しながら對蘇軍備をする事が如何に困難であるかを示し、その一方への決定を促すデエスチャアとも見られる。然しこれはほんの想像にすぎない。第三に、一、二の如きデエスチャアでなく眞實、日本が生産力擴充を延期しなければならぬ状態に達してゐるのかも知れない。その何れが正しいかは、八月四日の聲明に引續いて池田藏商相が實際に行ふ諸政策を見た上でなければ判断出来ないが、これは何れにせよ大きい轉換であつた。

池田藏商相の更に一つの注目すべき轉換は中小資本に對する顧慮を抛擲し大資本中心に移つたことである。この事例に至つては、前數節に於て處々に擧げてゐる處だから詳細は省略するが、綿業に於ける大紡績會社中心にして且つ織機屋の没落を已むなしとする事、輸出雜貨工業の衰退を犠牲とする軍需重工業の繁榮はその尤たるものであり、更にリンク制採用による大貿易商の優位獲得、及び某々商品に於て貿易商のみに輸出權を與ふべく計畫中なる事等も同一の例である。惟ふに戦時經濟に於ては、生産、消費、配給の計畫化及び製品の同質化等のために、不可抗的に右の事例の如き大資本中心、中小資本抛擲が導き出されなければならぬのであらう。これは一方に於て生産の社會化の進行であり、他方に於て我國工業の一強味であつた資本主義的家内工業たる零細企業制度の破壊である。

これら二つの傾向、殊に後者の進行が戦中及び戦後に我政治及び經濟に如何なる影響を及ぼすかは、今日より注意すべき問題である。

次に池田財經策と云ふには些か當らないが、右の事實とも關聯して、併記しておく必要があるのは國家總動員法の發動に就てである。七月十八日政府は國家總動員法第二十一條の規定を發動し、國民登録制度を發表、本年十一月頃より實施する事とし、又別に同法第六條「政府は戦時に際し國家總動員上必要ある時は勅令の定むる所に依り従業者の使用、雇入若は解雇又は賃銀その他の勞働條件に付必要なる命令を爲すことを得」の規定を發動するに決した。

即ち前記の大資本の中小資本征服と併行して、勞働の統制（雇入・解雇・賃銀・勞働時間の國家統制）をも計畫し來つたのである。

三、出揃つた銃後整備方策

以上の如く事變の見透しは超長期的であり、これに對應する經濟方策は中小資本以下の犠牲を招來するものである結果、銃後の整備はヨリ一段と要求されてゐる。而して事實、最近三ヶ月間に於いて提出された銃後策は非常に多種類多方面に互つてゐる。

(A) 國民精神の緊張策

前線の將帥が歸還して大部分の者が眞先に云ふ事は、内地の國民は緊張が不足してゐる云々と云ふことであり、來訪外人がお世辭として或は皮肉として云ふことも、御國はどこに戰爭があるか判らぬ位平穩である云々といふことである。百三十度を超ゆる炎熱下に敵と闘ひつゝ、十數里の行軍を取てする前線將士の辛勞を思ふ時、銃後の生活は兎に角恵まれてゐるものである。又敵國支那が「力あるものは力を出せ、錢のあるものは錢を出せ」を實行してゐるのに比し、我國にはその様な眞劍さの勝つた運動は殆ど無い。更に敵國のインテリゲンチヤが夫々農村に宣傳煽動に入り込んで行くのに比し、我國はインテリゲンチヤと農民とは離れ離れである。勿論彼我を同一に比較する事は、經濟力の相違、戰爭の意味、戦場の位地等々から云つて全く誤りである。が何れにせよ、この緊張感の排除に對しては政府は種々の方策を採用せざるを得なくなつてゐる。

學生狩 この忌むべき名辭が大した反對もなくその存在を萬人から認められるに至つたこと自體が實は問題である。一部分の學生の不始末が全體の學生の不名譽となる様なこの名辭の存在を許すほど、學生全體は萬人の信用を得てゐないものか。或はこの事件位の事は如何にもあり得る事と萬人が許容してゐるものでもあらうか。いづれにせよ學生狩とは既に周知の如く、早稻田署その他の警察に

よつて、學生街附近の喫茶店、麻雀店等に遊んでゐる學生の檢束事件であつた。

アルバイトデーリスト 身體鍛鍊と、勞働奉仕との二つの意味を兼ねて、この運動は官廳の吏員暑中休暇の學生等によつて、例へば飛行場の地ならし、築堤等として廣く行はれた。

日の丸辨當、廢品獻納運動等 七月七日蘆溝橋事件一周年記念日當日、板垣陸相以下各方面の高位高官によつて實行され、遠くラジオに乗つて歐米の新聞諸紙に書き立てられたのが、この日の丸辨當である。又禮服を廢止するとか、ネクタイを廢止するとか、靴を下駄に代へるとか、衣食住中の衣に關する節約運動も大いに唱へられてゐる。だが、この二運動を通じて云はれる事は、それが食糧衣料節約のための運動と云ふよりは、寧ろ贅澤に對する遠慮、前線に於ける將士に對する遠慮であり、多分に道徳的意味を有してゐる事である。なほ廢品獻納運動、金獻納運動等も行はれてゐる。

オリンピック大會返上 七月十四日木戸厚生大臣はオリンピック大會返上を聲明、翌十五日には池田商相が萬國博覽會開催延期を聲明した。木戸厚相：「政府は現下學國一致物心兩方面の總動員を行ひ聖戰目的の達成に邁進しつゝある情勢に鑑みこれが開催を取止むるを適當と認む」。池田商相：「今や學國一致物心兩方面共に總動員して長期戰の態勢をとり聖戰目的の達成に邁進しつゝある重大時局に際會したるにより本博覽會の開催を延期す」。兩聲明に見られる如く、「物心」双方の必要より

中止又は延期せられたものである。

以上各種の例に見られた如く、政府は國民の精神緊張化のために非常な努力を拂つてゐる。だが、にも拘はらず、政府が所期するほどの効果は擧げ得てゐないのは何故であらうか。いづれにせよ政府のこの線に沿つての努力はなほ續けられることであらう。

(B) 教育に於ける刷新策

教育方面に於ける刷新も前齣の精神總動員と同一の流れを汲むものである。國民精神作興の成否は一つにはかゝつて教育の當否に依據してゐると見られるからである。政府は恐らくこの意味に於て、あらう、先づ荒木文相が帝大改革案を提出した。又、豫て教育審議會に審議を命じてあつた小學教育改革案が非常なる根本的な改革を内容として政府に答申せられた。更に幾分意味が違ふが陸軍の定期異動に於ては特に教育方面に人材が配置された。

荒木文相の帝大改革案 七月二十八日荒木文相が各帝大總長に提示した帝大改革案は、非常に重大な改革であつた。即ち(一)總長、學部長の選任、教授、助教授の決定等に關する所謂學内自治を認めぬ事、(二)學部長と教授の兼任は成るだけ廢止し、専任部長を設置し、その任期は半恒久的なものとする事(三)停年制、名譽教授推薦制に再検討を加へる、(四)大學の書記官、事務官を増員して文部

省と大學との連絡を緊密にする、と云ふのであつた。この案に對しては東洋經濟新報八月六日號に詳しい批評があるが、要するに、その本質は大學の自治を奪ひ、文部省の官吏をして教育を干渉せしめる事で、さなきだに生氣なき大學をしていよゝ細かき因習の網の目に捕はしめる事に外ならないのであるが、にも拘はらず、その様な案を提出しなければならぬほど時局は進展してゐると文部官僚は考へてゐるのだ。

國民學校 次に問題となつてゐるのは、初等教育である。即ち教育審議會によれば、現在の初等教育は智育偏重、教育の劃一化、形式化に墮してゐる、従つてこれに對し改革を加へなければならぬと云ふので、七月十三日、同會幹事會は改革試案を提出し、同會特別委員會が文部大臣官邸に於て直ちにこれが審議に移つた。同案によれば現在の尋常小學校を國民學校に、現在の高等小學校を國民實修學校と改稱し、教科を分つて現在の修身、國史、等を公民科に、算術、理科、地理等を自然科に、體操、衛生等を體育科に、書方、作方、圖畫等を訓練科に、合計四科に改編し、「國民學校に於ては國民の基礎的鍊成をなし、國民實修學校に於ては實務を主眼とし國民を鍊成」するものである。本案の目標とする處は明文にはないが、七月二十九日の同委員會の決定事項には「教育を全般に互り皇國の道に統合歸一せしめ、皇國の道を修練せしめ、優秀なる國民を造る」とある。即ち事變を通じていよ

いよ必要の痛感される皇國中心の精神を、國民全般にヨリ強くヨリ徹底的に教化せんとするものに外ならず、前述した一連の國民精神作興策と同一の傾向を進むものである。

陸軍板垣人事 次に恒例の陸軍定期異動に於ても士官學校、幼年學校等に對して最も優秀なる人材が配置された。即ち七月十五日陸軍定期大異動が例年より半月ほど早く發表されたが、今回の異動の意義について、陸軍省は特に次の如く云つてゐる。「今回の異動は特に實戰の成績を重視して有爲壯齡の士を簡拔し之を適所に配し又教育機關の充實を圖り以て長期聖戰の遂行に遺憾なき陣容を整頓強化せり」と。異動の内容は近年稀に見る大異動で、進級は一千六百名、うち中將十八、少將百二十六であつた。

(C) 傷兵保護院の設置

銃後の施設として逸すべからざるは傷兵保護院であらう。院は四月十八日設置を見、總裁には本庄大將が就任した。七月十八日、同院は國立の傷兵軍人職業再教育所を大阪府堺市及び福岡縣小倉市に設置することを(東京は財團法人啓成社に補助金を交附して代行せしむ)決定、豫算各六十萬圓で定員二百名、今秋十一月開校の豫定である。更に七月七日には院は、傷兵軍人の職業指導斡旋に付て地方長官に對し通牒を發したが、その中最も重要なのは傷兵軍人を従前の職場に復歸せしめる様雇主に勸奨

を命じたことである。而して傷兵軍人の作業を容易ならしめるための設備改善助成として、雇主に對し被傷傷兵軍人一人に付百圓迄の補助金を交附する旨通牒してゐる。

(D) 思想取締陣の強化

以上は云はゞ積極的な銃後整備策であるがこの外に、思想取締りも亦銃後整備策の一翼をなすものである事は疑ひない。この線に沿ふものとしては、昨年末から本年二月にかけて檢舉せられた人民戦線派が、いよ／＼治安維持法を以て斷罪されることゝなつた。尤もその後の人戦派の檢舉としては尙ほ小規模のものがあつた様だが、この方面に於ける國民の緊張は見るべきものがあると云つて差支へないのであらう。

思想取締陣の強化としてはなほ二つの事が挙げられる。一つは五月司法省の招致せる全國思想檢事の合同であり、他は安倍警視總監の留任である。前者については如何なる事が會議せられたかは發表がない。後者は末次提督が内相就任後、最初の人事異動に於て所謂安井人事を打破した際、安井人事によつて浮び上つた安倍警視總監も、當然辭意を有してゐたのに對し、安倍警視總監には仕事があるからとてこれを留任せしめたと傳へられることである。安倍氏は特高部長以來共產黨狩に勇名を走せた人であり、帝都治安維持の上に特別の腕前を買はれたものであらうが、こゝにも銃後整備に對する

政府の努力が窺はれるのであつた。

四、結 語

以上の物資總動員下に於ける政治社會情勢として、主なる事件を纏めて見たが、上に述べた以外にも舉ぐべき變化はかなり多い。先づ政友會民政黨社會黨等が夫々事變下に擔當せる役割についても述べべきであらう。又企畫院の中に東亞研究會が創立され、今後十ヶ年に互つて既設各調査機關を總動員して、東亞の再調査に乗り出した事にも新しい意義を認むべきであらう。更に我々の叙述の中に最も不足せるものは上來述べ來つた諸事情の變化に當面して、中小商工業者、中小投機者、勞働者農民等が如何なる影響を蒙りつゝあるかと云ふことである。然しこれに關しては、物資總動員の影響はいま始まつた許りで、その眞の影響が現はれるのは、今後三ヶ月或は六ヶ月先きである事を以て一應の責を免れたい。

たゞ明かな事は、政治社會情勢に於て、今や物資總動員を劃期として述べべき事が非常に多くなつた事である。而してこの状態は今後ますます進捗してゆく事であらう。

第七節 大陸に於ける長期建設の進展

一、滿洲修正五ヶ年計畫遂行の準備工作

(A) 日滿經濟會議の成果

滿洲は最近擴充五ヶ年計畫遂行の爲の準備工作に大童である。これが遂行の圓滑を期する爲には、先づ日滿間の物資動員計畫が確立されねばならぬが、その爲七月中旬東京に於て連絡會議が持たれた。其結果如何なる成果が齎らされたかと言ふに、

一、從來日本が外國より輸入し來つた重要物資で、滿洲國內に生産力を有するものは可及的大量に日本の要望を充す原則に基いて鐵、鋼塊、石炭、飼料その他に就て對日輸出の數量調整がなされてゐたが、これに對しては更に日本の期待を充足する。石炭の如きは、日本側の要望に應じ本年末迄に三百四十萬噸と昨年に比し六十萬噸の増供をなすことになつた。又鋼材關係では、滿洲國の本年度國內消費量九十三萬噸は國內生産三十五萬噸、日本輸入三十五萬噸、第三國輸入二十三萬噸として調辨する等であつたが、これを改訂して、日本より三十九萬二千噸と四萬二千噸方増加して補給さ

れる代りに、滿洲國よりは普通銑及び鋼塊三十五萬噸を供給する。而して滿洲國の第三國輸入二十萬噸に對し十萬噸だけ國內消費制限を行ひ、これにより節約される約二千萬圓の爲替資金の餘力を日本に物資で支援する。

二、産業開發用機械類の輸入は大半を日本によつて調達するを原則とし、之に對しては日本は工作機械製造會社に對し受注の許可主義を採用す。而して滿洲國も器材發注は一應産業部に集中せしめ許可する方針を執り、これを基礎として日本は日滿の地域的區別を設けず日滿一體として順位を決定する。

三、日本に於ける外國原料の加工製品は今後の對滿輸出を抑制する方針であつたが、滿洲國の内政的特殊事情に基き衣食住必需品等に對しては日本は極力援助することになつた。即ち當面の問題とされてゐる小麥粉の如きは日本より多量輸送される筈である。又綿絲布の如きものも今後外國向輸出の不合格品を全部對滿輸出に充當させ、不足品は朝鮮から手當を行はしめる。

四、昨年日滿兩國間に成立した滿洲國の爲替使用の割振りは、日本以外の第三國當て六割、日本當て四割の建前であつたが、北支の圓ブロック化により北支は何等外國爲替資金に寄與せぬから第三國扱ひより排除し、滿洲國が獨自で造出した爲替資金は全部滿洲國內で使用する事とする。即ち滿洲

國は建設用に必要なる資材の輸入資金はこの滿洲國が造出した爲替資金と國內産金と第三國へのクレジット設定によつて調辨し得らるゝため、相當餘裕のある計畫を樹立し得らるゝ事となつた。これと共に關東州と滿洲國との爲替行政の二重性を統一して、輸出爲替の分散を適當に集中して、一元的運用體制を備ふることとなつた。

右に依つて判る如く、戦時下に於ける日本經濟の要求に照應し乍ら、滿洲の經濟建設を行ふ具體的方策が樹立されたものと言へる。然し茲で注意しておくべきは、日滿經濟一體化の完成と、滿洲の現地調辨主義より積極的日本支援主義への轉換である。此意味から右の日滿經濟會議は劃期的な意味を持つものと言へよう。

(B) 企畫委員會の設置

扱滿洲國內に於ては、如何なる準備がなされてゐるか。先づ五ヶ年計畫遂行の機關としての滿洲企畫委員の設置を擧げねばなるまい。この委員會は五ヶ年計畫遂行に伴ひ生産、流通、消費各部門間の圓滑なる連絡調整を圖るため、政府特殊會社各機關代表に一般産業有識者を加へて構成する事實上の滿洲國經濟參謀本部である。最近發表されたその要項並に差し當り設置される豫定になつてゐる政策別委員會の概要を示すと次の如くである。

企畫委員會要項

- 一、企畫委員會は産業、經濟その他關係廳首腦者の外特殊銀行會社の理事若くは民間に於ける經營又は技術の有識經驗者等を加へてこれを構成し、産業經濟等に關する重要政策を審議せしめ、積極的有機的樹立及遂行に資す。
- 二、企畫委員會は國務總理大臣の監督に屬せしめ、總務長官を以つて會長とし委員及特別委員を以てこれを構成し、幹事及特別幹事を附屬せしむる。常務は總務廳に於てこれを處理しこれが爲必要に應じその人員を充實す。
- 三、企畫委員會は固定平面化を排し、伸縮機動性を有せしめ内外情勢の推移に即應せしめ、隨時必要に應じ設けらるべき各政策別委員會の任用により所期の目的を達成するものとす。各政策別委員會には委員のほか特別委員を任命又は委囑して參加せしめる。又幹事のほか特別幹事を任命又は委囑して參加せしめる。
- 四、政策別委員會は委員の合議により必要に應じて設置するものとす。差當り現下の情勢に對應し、設置を豫定す。
- 五、各政策別委員會は相互に連絡を密にし政策の歸一に遺憾なからしむると共に、必要に應じて分科會を設け特定事項に關し詳細なる調査立案又は審議を分擔せしむることあるものとす。
- 六、本委員會に於ける審議決定の結果はこれを逐次當該機關に移し、これが實施を促進するものとす。

政策別委員會大要

産業開發計畫委員會

- 一、主として産業五ヶ年計畫の立案審議に關する事項
- 二、右に關聯する重要産業の開發に對する統制方針に關する事項

監理統制委員會

特殊銀行會社その他の團體の機構運營並にこれが指導監督に對する統一の方針に關する事項
爲替及金融政策委員會

- 一、國際收支の調整及び爲替資金の計畫に關する事項
- 二、投資及び融資の統制方針に關する事項

貿易及び物資需給對策委員會

- 一、對外通商貿易協定及び輸出入の統制方針に關する事項
- 二、物資需給調整方針に關する事項

物價對策委員會

- 一、滿洲國の實情に即應せる根本的物價對策に關する事項
- 二、生産必需品その他一般物價の統制安定方針に關する事項

總動員計畫委員會

- 一、國家總動員の準備に關する事項
- 二、國家總動員計畫設定及遂行に關する事項

この企畫委員會の設置は正に滿洲國として新しいスタートであり、舊套を脱した新經濟政策の具現化でもある。但しこの新組織の創成によつて從來より山積してゐた各種の矛盾が解消した譯ではない。單に新しい方向にスタートしただけである。問題は今後に残されて居り、その成果はこの組織の運用如何によらねばならぬ。

(C) 國策線に沿ふ全滿鐵道運賃改正

次ぎに滿洲經濟建設に順應する對策として、滿鐵では來る十月一日より全滿の社線、國線に互り大改正を加ふる旨七月一日附で發表した。今次改正の要點は大體次の如くである。

一、社線、國線を通じ遠距離遞減制單一運賃率の設定 社線、國線各運賃率を異にする取扱上の不便不合理を除去是正し、奥地産業の全面的開發を期する爲各線中最低率の社線率を基準とし、遠距離遞減を強化したる單一運賃率を設定した。

二、品目運賃率の新設 普通貨物より特に穀類、家畜、木材、石炭、鑛礦の五品目を抽出して別個の品目運賃率を設定し、遠距離遞減を殊に強度ならしめ、穀類の如きは最高二十三圓を限度とし、それ以上は均一とする運賃制を採用して之等重要産業開發計畫の遂行を促進することとした。

三、特定運賃率の是正

(イ)海港操作特定運賃の是正 社線の所謂海港操作特定運賃に關しては國內産業の勃興に鑑み特に慎重なる検討を加へたが、これを廢止することは海港の性能を無視し、經濟の現状を破壊する恐れがあるので、操作の必要は尙之を認め、輸出入貿易の圓滑化を圖ると共に一面國內産業の健全なる發達に資し、且つ各海港の新情勢に即したる均衡を保持せしむる見地より全面的に是正した。但し

安東發着特定は鮮滿直通運賃の實施によりその必要を認めぬのでこれを廢止した。

(ロ)二、〇〇〇噸扱の新設 一口二〇〇〇噸以上纏まつたものに對しては二割五分減特定運賃を設定し、商取引の實情に即することとした。

(ハ)生活必需品特定運賃の適用品目及び地域の擴大 最近に於ける物價騰貴による消費大衆の負擔重課を緩和する社會政策的見地から、從來の社線内生活必需品特定を國線に迄及ぼし、廣く日滿人の重要生活必需品を包含せしめ、小口扱に限り三割減特定を設け可及的國民生活の安定に資することとした。

(ニ)北鮮三港均一運賃率の設定 北鮮鐵道委託經營の根本方針に則り清津、羅津、雄基と社線、國線を各驛間發着貨物に對し均一運賃制を設け、各港利用の均等を期した。

戰時體制下に於ける産業開發重點主義と新運賃體制との相互關聯は右の要點より明かに看取されるが、就中品目運賃率の新設は遠距離遞減制と相俟つて、奥地産業の全面的開發が期待されてゐる。之は穀類、家畜、石炭、鑛礦、木材、五品目に適用されるものであるが、之等の品目は鐵道貨物の大宗をなすものである。昭和十年度の實績に就いて見ても全營業貨物の七九%を占めて居り、又收入に於て見ると七五%を占めてゐるが、滿洲産業五ヶ年計畫の修正擴大は愈々右五品目の輸送量の増大を來

すは必至である。従つて此等五品目の運賃輕減が如何に經濟建設に寄與し、貿易を促進せしむるかは多言を要しないであらう。

而してこの改正によつて荷主側の負擔は大體どの位輕減されるかと云ふに滿鐵の運賃收入減からこれを見ると、昭和十三年度に於て約一千萬圓、十四年度に於て約一千八百萬圓の巨額に達する見込みである。即ち滿鐵はこの巨額の減收を覺悟し、之を日滿經濟界に投入することによつて開拓鐵道たるの責務を果さんとしてゐるのである。斯くの如き滿鐵の英斷に對しては、從來滿鐵の運賃政策の非を鳴らした全滿各種業者も、流石に『國策に沿うた犠牲的英斷に敬意を表す』と好感を以て迎へてゐる。

(D) 對獨伊貿易協定の成立

斯様に修正五ヶ年計畫遂行のための準備は着々行はれてゐるが、肝心の建設資材を如何にして調達するかは依然悩みの種である。日本からの供給のみでは到底足りないものであるから、當然外國よりこれを仰がねばならない。然るに専ら鮎川氏の手腕に期待を懸けてゐた米國へのクレジット設定は望み薄となつたことは、這般の滿洲重工業會社の株主總會で明言された通りである。かうなれば、大豆を始め特産物の輸出を増進して、其代償で所用資材を輸入するより他ない。この爲大豆の積極的増産を計畫してゐることは前輯で述べたが、他方獨逸、伊太利に對し貿易協定を締結し、更に最近では波蘭

に對しても交渉を開始してゐる。

滿獨通商協定の改訂内容は次の如きものと傳へられてゐる。即ち舊協定の對獨輸出一億圓、輸入二千五百萬圓の比率（四對一）は踏襲するが、絶對額に於ては輸出を二億圓（大豆二百萬噸）に、輸入を五千萬圓に引上げる。これは近く正式調印を見ることになつてゐるが、此協定の外更に約六千五百萬圓の對獨クレジット設定の諒解が出来た由である。

次ぎは日滿伊貿易協定であるが、五月初旬伊太利の經濟使節團が來朝して以來、日滿兩國と交渉を重ねた結果、遂に去る七月五日東京に於て正式調印を見るに至つた。批准は未だ終つてゐないので、詳細な發表はないが、新京より報ぜられた所では大體次の如き内容の様だ。

- 一、貿易總額は一億五千萬リラ（三千萬圓）を基準とする求償貿易とする。
- 二、日滿兩國の對伊太利輸出總額一億五千萬リラの日滿兩國に對する割當は滿洲國一億二千萬リラ、日本三千萬リラとし、滿洲國よりの輸出主要物資は大豆、落花生、其他農産物約一億リラ、柞蠶絲、マグネシヤ、クリンカー、豚毛、大豆油、ペリラ油等合計二千萬リラ、日本よりの主要輸出品はボロ、綿屑、樟腦、硬化油、大豆其他植物油である。

三、日滿兩國の對伊輸入總額一億五千萬リラの日滿に對する割當は滿洲國六千萬リラ、日本九千萬リラとし滿洲國の輸入品目は機械類、自動車、石膏其他、日本の輸入品目は工作機械、自動車、其他官廳用品である。年額一億五千萬リラといへば、邦貨に換算して三千萬圓であるから、日滿貿易總額から見れば、全

く九牛の一毛に過ぎないが、然し其膨脹率から言へば輸出に於て從來の約三倍、輸入に於ては五倍強への躍進である。滿洲のみでは輸出入共約十倍に増加するのであるから、其意義は輕視出來ない。

二、北中支經濟建設への發足

(A) 北支經濟建設方針の確立

六月廿日以來北支現地機關内の經濟委員會が開かれ、經濟建設の根本方針が議決された。そしてそれが其儘日華經濟協議會に移されたのだが、今其概略を摘記すると次の通りである。

一般の方針

- (イ) 日、滿、支三國に於ける産業分野の確立
- (ロ) 農民賑濟、農業生産力の恢復に主力を置く、重農政策を方針として之に主力を注ぎ、且つ速急に具體的對策を樹立
- (ハ) 企業形態に對する方針の確立——日本會社の進出とせず合辦方針を採る
- (ニ) 重要産業は統制企業として、日本の北支開發會社を樞軸に強力な統制を爲す
- (ホ) 民族資本の動員を期する——現物出資に依る合辦事業の促進

(ヘ) 外資の利用方法を講ずる

自由企業の統制方針

- (イ) 日、滿、北支の産業的フリクションは極力防止する
- (ロ) 日本及北支の二重投資になるが如き事業は之を抑制する
- (ハ) 北支に於ける同種企業の濫立を防止する
- (ニ) 北支に於ける自由企業は原則として中國法人形態に依る合辦事業とする
- (ホ) 日本企業の北支進出は原則として單獨を許さず、カルテルの進出を以てせしむる
- (ヘ) 北支に於ける既存日本企業に對しても右方針を以て臨む

部門別統制方針

- (イ) 紡績業——既に日本との摩擦を惹起し、又、二重投資の虞あれば今後新增設は許可しなく、但し既定計畫は之を認める
- (ロ) 毛織業——之亦原則として新增設を許可しない
- (ハ) セメント業——支那人企業を合辦化すると同時に、地域的な統制主義を採り許可方針である殊に濟南方面は日本業者の進出を歓迎する

- (二) 製粉業——日本三大製粉會社たる日清、日本及日東各社の地域的調整に依る協定を實行中
- (ホ) 精糖業——濟南附近に甜菜糖工業發達の必要を認め、カルテル糖業聯合會の進出(買收)を許可するに決定した

(ハ) 肥料工業——濟南方面に於て硫安工業の企業化が競願の形となつてゐるが、原料不足及製品需要に著目し不許可方針としてゐる、曹達肥料は別箇に豫定してゐる

右に依つて明かな通り、日滿支ブロック内のフリクシオンを極力排除するに心懸け、従つて自由企業とはいひ條相當の統制を加へることになつた。斯くて、兎も角基本方針が確立されたのだから、後は實踐あるのみである。

(B) 北支開發、中支振興兩會社の株式割當

(一) 北支開發、中支振興兩會社株式割當 (單位千株)		(二) 北支開發、中支振興兩會社の株式割當	
生保協會	三七	船主協會	六三
損保協會	四九	糖業聯合會	六三
電力聯盟	一五	造船聯合會	三三
株式取引員	一五	人絹聯合會	三三
鋼材聯合會	一三	三井關係	三三
石炭聯合會	一〇	三菱關係	三五
紡績聯合會	七	住友關係	三五
			三〇
			三〇

十一月早々開業される北支開發、中支振興兩會社の株式中間所有分(北支三百五十萬株、中支百萬株)に對する應募が終つた。各々民間所有分の九割が、生保會社、財閥、關係事業に上の如く割當てられ、残り一割は一般に公募した。

尙株式募集の際發表された兩會社の資金計畫及び收支計算を參考の爲掲げておかう。

(二) 北支那開發會社資金調達計畫 (單位千圓)

一、株式	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	十七年度
政府所有	五五、五九	二九、四三	二九、四三	二九、四三	二九、四三
内(現金)	二四、九三	二九、四三	二九、四三	二九、四三	二九、四三
現物	三〇、五六	—	—	—	—
民間所有	四三、七五	—	—	—	—
合計	九九、三四	二九、四三	二九、四三	二九、四三	二九、四三
二、社債	—	—	—	—	—
三、株式債	—	—	—	—	—
合計	九九、三四	二九、四三	二九、四三	二九、四三	二九、四三

(三) 中支那振興會社資金調達計畫 (單位千圓)

一、株式	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	十七年度
政府所有	一八、八二	—	—	—	—
内(現金)	一一、四二	—	—	—	—
現物	七、四〇	—	—	—	—
民間所有	三、五〇	—	—	—	—
合計	二二、七二	—	—	—	—
二、社債	—	—	—	—	—
三、株式債	—	—	—	—	—
合計	二二、七二	—	—	—	—

(四) 北支那開發會社收支計算書 (單位千圓)

收入	支出	差引利益	配當率%
十三年度	七三	一、六四	△九三
十四年度	一〇、六六	五、三三	五、三三
十五年度	二二、五二	一七、六〇	六、〇二
十六年度	三五、八二	三三、〇九	一三、五〇
十七年度	四八、八〇	三〇、一〇	一八、七〇

(五) 中支那振興會社收支計算書 (單位千圓)

收入	支出	差引利益	配當率%
十三年度	四三	二七	二四
十四年度	二、四六	一、五四	九七
十五年度	三、一三	一、六九	一、四六
十六年度	四、一三	一、七四	二、三六
十七年度	四、八一	一、八四	二、九六

(備考) 兩會社共收入中には政府補給金を、支出中には補給金償還額を含む)

(C) 設立され中支振興の四子會社

中支振興會社は右に述べた如く漸く株式募集を終つたのみだが、其子會社は既に四社まで設立されてゐる。華中鐵鑛、華中水電、上海内河汽船、華中電氣通信がそれだが、北支に較べて其進み方が遙かに早いことは特筆しておいてよからう。今此等四社に就いて、其内容、事業等を次に紹介しよう。

華中鐵鑛會社 維新政府が成立してまだ旬餘を出でない中に創立された此會社は、當初資本金一千萬圓、四分の一拂込とし、鐵鑛の對日輸出を可及的速かに増進する目的のもとに、取敢へず日鐵、日本鋼管其他日本側出資者のみで組織し、追々鑛山の評價が完成するのを待つて、支那側の現物出資分を増資する辦法をとつた。六月下旬に至り現物出資額も一千萬圓と評價決定されて、現在資本總額二千萬圓となつたのである。日本側出資の内譯に就ては前輯十四頁に報告してあるから、茲では繰返へさないが、支那側鑛山の評價は滿鐵派遣の技師隊が軍の護衛の下に三ヶ月に亙つて現地實測をなし鑛石の分析を行つた結果に基いて實業部任命の評價委員が決定したもので、江蘇、浙江、安徽三省の鑛山二十内外、埋藏量二千萬噸以上、每噸四十錢乃至六十錢とし、附屬の輕便鐵道等も包含してゐる。鑛山權を引渡したものは華寶、興福、利民の三公司である。

該會社は差當り揚子江下流域及び長興附近の鐵鑛を採掘し、本年中に約五十萬噸、爾後約百萬噸宛を増産し、昭和十七年度には年産五百萬噸の鐵鑛を日本に輸出する計畫を樹て、鑛山附近の完全な治安回復を待ちつゝ目下切りに諸般の採掘準備を進めてゐる。

華中水電會社 華中水電は資本金二千五百萬圓、支那側現物出資一千五百萬圓、日本側現金出資一千萬圓、うち中支振興會社七百五十萬圓、中支電業組合二百五十萬圓、第一回拂込二分の一の大會社で、先づ上海租界外市區の電氣と水道の復興建設に當り、追て汎く中支全般の同種事業を合併する筈である。水道は採算がよくなれば切離して獨自の會社とせられる模様である。支那側現物出資は上海華商電氣公司(華商電車を除く)、閘北水電公司、南市内地自來水公司、翔華電氣公司、眞茹電氣公司浦東電氣公司、浦東自來水廠の七會社の殘存施設を、實業部の任命した評價委員が公平に評價出資せしめたものである。

上海内河汽船會社 蘇州河、黃浦江上流及び江南一帶の大小クリークの小汽船運輸に當る資本金二百萬圓の汽船會社で、現金出資百六十萬圓、現物出資四十萬圓とし、六十萬圓を中支振興、四十萬圓を日清汽船が引受け、残り百萬圓を現在營業に従事してゐる一般内外私人に開放して引受けさせる豫定で、第一回拂込四分の一を以て七月廿八日創立せられた。

事變直後内河水運は一時全く休船状態に陥つたが、間もなく日外支人の汽船が入亂れて競争し始め

たので、三月半當局は暫定的に日清汽船を主體とする組合『江浙輪船公司』を設立せしめ、これに外支人の汽船をも加入せしめて統制し、その所屬汽船百四十隻(うち實際就航船百隻内外)を限つて航行を許してゐたのである。今回上海内河汽船が新たに統制會社として成立したので、江浙輪船公司是當然解散されたわけである。因に新會社の業務は、旅客貨物の運送、船舶賃貸借(但し營業以外に使用する場合のみ)、倉庫、碼頭の經營及びこれに附帶する業務で、差當つての營業航路は左の七線である。

- 一、上海—松江—平湖
- 二、上海—松江—泖港鎮—嘉興—杭州
- 三、上海—松江—泖港鎮—平望鎮—湖州
- 四、上海—黃渡—朱家角
- 五、上海—崑山—蘇州—無錫—常州—丹陽—鎮江
- 六、上海—崑山—常熟—蘇州
- 七、上海—嘉定—太倉—常熟

華中電氣通信會社 華北電信電話會社と日を同じうして設立された華中電氣通信は、資本金千五百萬圓、うち一千萬圓は日本側の現金出資で二分ノ拂込、五百萬圓は支那側の既存官有施設を評價したも

ので維新政府の財産として出資されてゐる。現金出資のうち六百萬圓は中支振興會社が引受け、二百萬圓を國際電氣通信會社が持ち、百萬圓を電信電話工事會社が引受ける。残りの百萬圓は日本電氣、住友電線、古川電氣、富士電氣、藤倉電線、沖電氣等の電氣工事會社が受持つことになつてゐる。

業務としては在來の日支有線無線電信及び電話を統一經營し、放送をも併せ行ふ筈で、事業そのものは會社成立前から既に陸海軍管理の下に復舊運營されてゐたので、これを引繼ぐのである。これにより國際無線及び國內無線の復舊は夙に去る四、五月の頃に完了し、マニラ、桑港、香港、日本、滿洲、天津、北京、青島、濟南等への送受信、上海、蘇州、南京、杭州間の無線連絡が可能となり、市内電話は上海市中心區及び北四川路を中心とする閩北一帯を架設、加入者五百軒に上り、南京市内でも百五十軒の電話加入を見てゐる。その他蘇州、杭州の一部も近々開通の見込で、南京、上海間の長途電話も目下工事中である。

(D) 北中支の關稅改正

尙本四半期に於ける重要な問題として記録しておかねばならぬのは、北中支の關稅改正である。中華民國臨時政府は去る一月廿日北支關稅の應急的改正をなしたが、五月初には上海海關も日英協定成立で愈々新政權の接收する處となつたので、茲に北中支統一した新稅率實施の段取りとなり、臨時、

(六)改正輸出稅率表

品目	單位	新稅率 (國幣)	舊稅率 (國幣)
豚毛	從價	二〇%五	七%五
綿實	從價	二%五	七%五
亞實	從價	無稅	七%五
棉子	從價	無稅	七%五
亞麻	從價	無稅	七%五
棉(落綿を含む)	從價	無稅	三%二〇
山毛(ア)	從價	〇%三毛	〇%七四
大毛	從價	二%五	三%〇
黃毛	從價	一%七五	三%五〇
ラ	從價	〇%九五	一%九〇
山毛	從價	一%四五	二%九〇
駝毛	從價	二%五	五%〇
山毛(ウール)	從價	二%五	五%〇
綿毛	從價	二%五	五%〇
其他の紡績纖維	從價	二%五	五%〇
鐵、鋼及同製品	從價	無稅	七%五
(丙)鐵及故又は屑	從價	無稅	七%五

(四)轉口稅は昨年十月以降上海方面に於て改正實施せるものを北支方面にも實施する。右を要するに、日本よりの主要輸入品高率引上げ前の一九三一年關稅率を根幹とし、曩の臨時政府の改正主旨即ち特産物の輸出稅輕減、開發資材の輸入稅減免を加味したものである。

- 維新兩政府は六月一日より改正稅率を實施した。今改正の要點を摘記すれば凡そ次の如くである。
- (一)新輸入稅率は、原則として一九三一年改正の稅則(所謂排日關稅設定以前のものをメートル制に換算せるもの)を採用し、これに一月の臨時政府改正稅率中の二十品目即ち鑛山用機械、選鑛、精鍊用機械、栽培用種子等の免稅を踏襲して施行した。
 - (二)輸出稅率は臨時政府改正のものを其儘採用する。念の爲それを示せば第六表の通りである。
 - (三)従來の收入附加稅は廢止し、新たに災區救濟のため百分の五の賑災附加稅を課す。

第八節 張鼓峰事件と日ソ關係の今後

張鼓峰事件は支那事變の眞最中、漢口戰直前の時期たる七月十二日にソ聯軍隊によつて惹起された。徐州攻略の後、事變が『第三期戰』に入つて、國內では長期戰に對應する爲の物資總動員計畫が樹立され、他方大陸に於ける長期建設も其の緒に就かうとする多事多端の際に、張鼓峰事件は勃發した。さればこそ、此の時期につけ込んでソ聯の對日牽制愈々露骨化する！との感じを我が國民が懐いたことも當然である。のみならず、事件勃發當初の我國新聞紙のセンチシヨナルな報道ぶりは、此の事件を契機として今にも日ソ戰爭が開始されるかの如き感じをさへ、與へたのであつた。

然し八月十日に至つて重光駐ソ大使とリトヴィノフ外務人民委員との間に停戰協定が成立し、十三日には現地に於ける兩國軍隊代表の停戰協定に關する覺書調印が行はれ、一ヶ月目にして事態は平靜に歸ることが出來た。此の間七月二十九日から八月十日まで十數日に互つて日ソ兩軍は戰鬪を交へるに至つたが、事件は日ソ戰爭にまで擴大すること無しに一應解決されることとなつた。然し此の事件が事變第三期戰下に於てソ聯邦側から惹起されたのはどんな意味があるか——と云ふことを検討して

おく必要がある。それは、今後の日ソ關係を考へる上に是非とも必要なことであらう。

一、張鼓峰事件の經過

(A) 事件勃發から停戰協定まで

先づ張鼓峰事件の經過を記述しておかう。此の事件は去る七月十二日にソ聯極東軍の兵士十二名が滿洲國東部國境琿春南方約四十キロの國境線を超えて滿洲國領に進入し、張鼓峰に於て軍事的工事を開始したことから起つた。これに對し、滿洲國外務局、日本外務省、及び我が方出先軍隊からソ聯側に再三抗議したが、ソ聯側では張鼓峰一帯を以てソ聯領であると主張し、我が方の要求に應じなかつた。が、我が方の確乎たる不擴大方針の爲、事態は比較的平靜に推移し、或は外交々涉によつて解決するのではないかと思はれるに至つてゐた。所が二十九日には更に張鼓峰北方約二キロの沙草峰西南方にソ聯兵凡そ十名越境し來り、滿洲領へ約一千メートル進入したので、我が守備兵がこれを擊退した。

此のことから日ソ兩國軍隊の戰鬪となり、此の戰鬪は八月十日まで續いた。そして此の戰鬪に於てソ聯側は『狙撃凡そ三師團、騎兵二個師團、戰車凡そ二百、飛行機凡そ百を以て』執拗に攻撃し來つ

たが、我が方は『其の猛撃を擊退し、依然として終始我陣地を堅持したるのみならず、よく狙撃一個師團の戦力を喪失せしめ、戰車凡そ百を破壊し、地上射撃のみに於て飛行機六機を擊墜し、眞に彼を以て到底皇軍と太刀打し難きを痛感せしめ』たのである(中村朝鮮軍司令官談)。

斯うした十數日の戰鬪の後八月十日夜に至つて重光大使・リトヴィノフ外務人民委員の協議の結果

一、ソ側沿海州時間十一日正午双方戰鬪行爲を停止すること

二、日ソ兩軍はソ側沿海州時間十一日零時現在の線を維持すること

に關し協定し、右實行方法は現地に於ける双方軍隊代表者間に於て協議することゝなつて、漸く事態は好轉した。そして翌十一日には、我が方の長大佐と蘇軍軍團大將シュテルン(極東方面參謀長)とが張鼓峰方面ソ軍陣地内に於て會見し、

一、日ソ兩軍は現在線に於て嚴に戰鬪行爲を停止すること

二、兩軍間にある死體は兩軍に於てそれづゝ收容すること

三、兩軍の現在線は十二日正午張鼓峰東方白壁の家に於て更に確認、協定すること

四、右の三項は其の時文書を以て交換すること

の協定を遂げ、また十二日には、兩軍代表は張鼓峰稜線北部に於て、日ソ兩軍が極めて接近しある特

殊事情に鑑みて、左の如き協定を爲したのである。

- 一、張鼓峰稜線北部に於ける現状につき差當り兩國政府に報告すること
 - 二、日ソ兩軍指揮官は軍事行動停止に關し、兩國政府の決定に依り今後張鼓峰附近に於ては如何なる事件も發生せざる爲め、萬全の處置を執ることを保證す
 - 三、一九三八年八月十二日午後八時より、日ソ兩軍は張鼓峰稜線北部に於て日ソ兩軍主力を稜線より八十メートル以上の線に後退せしむべし
- 而して其の後の兩軍代表の會談に關する朝鮮軍報道班の發表は次の如くだ。

一、十三日は先方の都合により更に十二日現地踏査に基く停戦時の態勢を圖に明記調印の上交換する筈にて、正午兩軍代表第三次會談を開始す。然るに先方より提示せる地圖は不正確なりしたため圖上記入を取止め、これを以て本件交渉は打切りとせり。蓋し我方としては第二次會見に於て既に實質的交渉を收めあるを以て敢て第三次會談の要なきを以てなり。

一、兩軍の死體交換は十二日の協定に基き、十三日午後五時張鼓峰東南稜線上に於て兩軍が別に任命する委員によつて實施せられ、午後七時これを終了せり。尙松島憲兵伍長の死體は射殺事件が戦闘開始前たるを以て、外交交渉にされなき旨先方より回答あり。

(B) 日ソ兩軍の損害

斯うして張鼓峰事件は一先づ解決を見、張鼓峰附近にあつた我が部隊は十二日から移動を始めて、

十三日早朝には豆滿江の南岸地區に集結を終つた。而して今次事件の戦闘に於て彼我兩軍は次の如き損害を蒙つたのである。

◇敵に與へたる損害及び鹵獲品の大要

- 一、敵に與へたる損害 戦況により不明なるも徒歩兵四千五百、歩兵砲十六、戰車破壊及び擱坐九十六、飛行機擊墜確認三、不時著四、機關銃破壊確認三、その他輕機、自動車等多數
- 一、鹵獲品 小銃一〇五、機關銃六、輕機關銃一六、曲射砲二、自動小銃三、擲彈筒一、手榴彈四四、防毒面五、戰車砲彈藥四、履帶一、車載機關銃四、同豫備銃身一、車載無電機箱二、戰車用發電機豫備箱一、戰車氣化機一

◇我軍の損害

戦死百五十八(うち將校八)、負傷七百四十(うち將校十七)、合計八百九十八名。

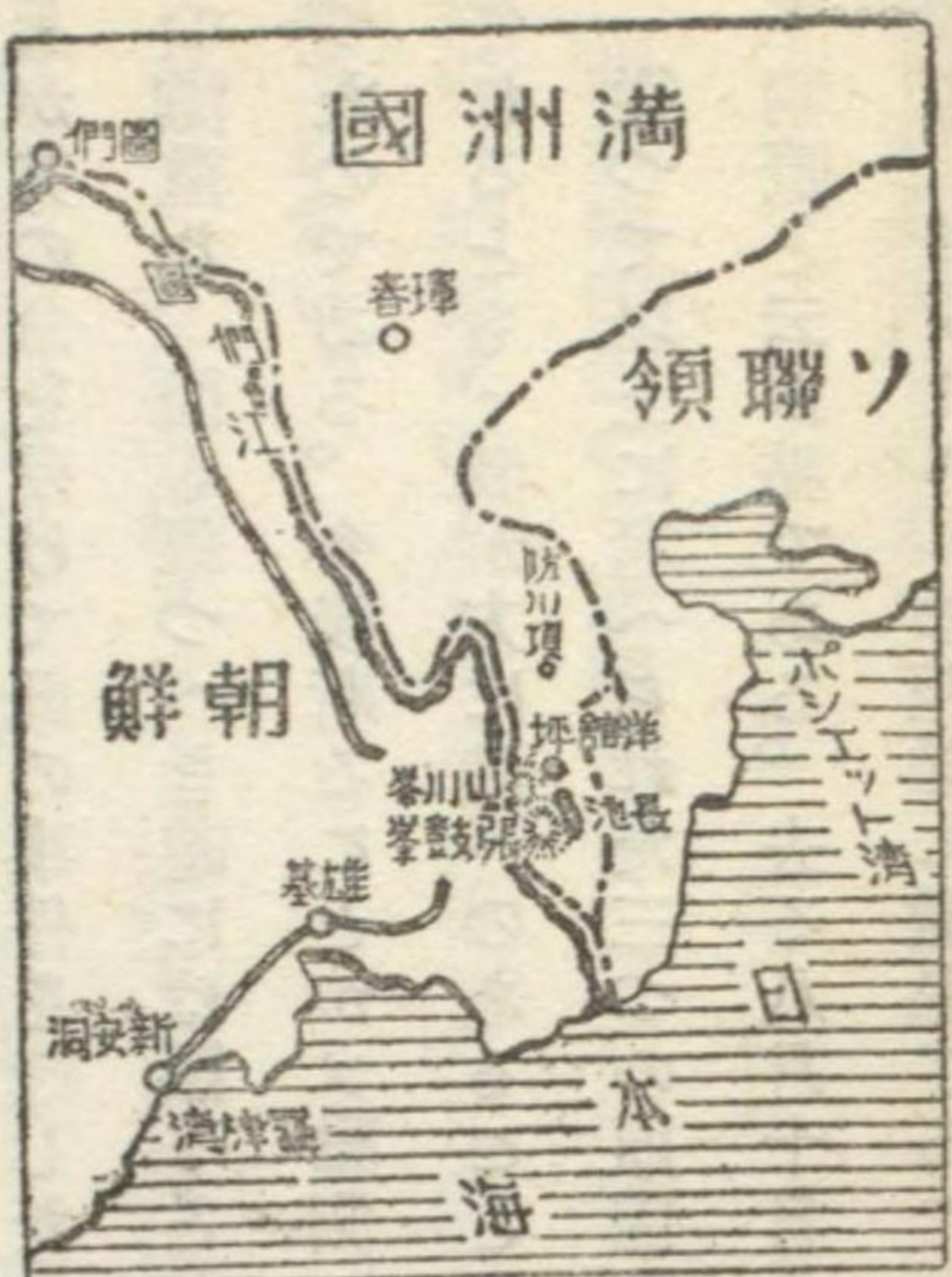
二、張鼓峰事件の原因

張鼓峰事件の經過は大體右の如くだが、此の事件は何故起つたか——と云ふことが次の問題である。先づこれを軍事上の觀點から見よう。ソ聯兵が一體如何なる意圖を以て張鼓峰を占據したかを推測するには、ソ聯側にとつての張鼓峰の軍事的重要性を検討するのが一つの方法であるからだ。

(A) 軍事根據地としての張鼓峰

張鼓峰は次頁地圖に見られる如き地點に在つて、標高百四十九メートルの小丘陵だが、同峰上からは豆滿江下流を航行する船舶や北鮮鐵道線の一部を、更に羅津港をも眺望し得ると言はれてゐる。其の限り、張鼓峰を占據することはソ聯側にとつて軍事上有利であるに違ひない。が然し、ソ聯側にとつての利益はそれだけに過ぎぬ。

と云ふのは、張鼓峰附近の地形上、ソ聯軍隊の大部隊を集結し、其處から滿洲領或は朝鮮へ侵入することが全く不可能であるからだ。即ち、後掲の地圖によつて明かな通り張鼓峰西側は、帶狀の滿洲國領から直ちに豆滿江に繋り、其の對岸たる朝鮮には我方の嚴重なる警備が施されてゐる。一方、張鼓峰の東側は、これに近接してハーン湖がある。つまり、張鼓峰附近は、其の東西をハーン湖と豆滿江によつて挟まれた狭い地帯であつて、此處に大軍を集結することは出来ない。況んや豆滿江を渡河して朝鮮へ侵入することなどは思ひもよらぬ。のみならず、ハーン湖から更に東方一帯は、人馬の歩行すら困難な茫漠たる濕地である。斯る濕地に於て大軍を展開し、大會戦を行ふことなどは、戰術上考へられない。つまり張鼓峰附近は、ソ聯側から見て、滿洲國或は朝鮮方面への侵入の基地としては殆ど價値のないものと言つてよい。と同時に、我方からの攻撃にも備へる必要がない地點なのである。



(B) 張鼓峰事件とソ聯側の意圖

そこで張鼓峰占據の事情として考へられるのは、次の三つの場合である。

第一は、先般のリュシコフ大將の越境事件以來、ソ聯極東軍は國境警備に一層の努力を拂ふことになつた。其の爲に、國境警備軍の更迭を行つた模様であるが、新しく張鼓峰方面に着任した警備部隊が從來の事情を知らずに越境したか、或はソ聯當局に對する忠誠を表明する爲、前任者の敢てしなかつた張鼓峰占據の舉に出でたか、いづれにしても出先ソ軍の近視的な行動と考へ得る。

第二は、ソ聯中央部との數次の交渉によつて明かにされた様に、ソ聯側では張鼓峰を以てソ聯領と

然らば斯様な地點を、ソ聯側は何故に占據したかと云ふことが問題になる。第一に明かなのは、ソ聯隊が滿洲國或は朝鮮方面への全面的攻撃—日ソ戰爭を企圖したものでないことだ。若しもソ聯軍が、我が方への攻撃を企圖するならば、戰略上重要な地點は他に幾らもある。張鼓峰附近の様な、大軍を集結するに困難な、寧ろ不可能な地點をわざわざ選ぼうとは考へられない。

信じてゐたと云ふ事情である。即ち他の幾多の國境紛争がさうであつた様に、ソ滿國境線に關する彼
 我の見解の相違が、此の事件を生んだ一つの大きな理由であると見てよい。

而して第三には、我が國の漢口攻撃に對する側背的牽制と云ふ點である。

第一の原因は單なる憶測に過ぎぬから、これ以上立ち入らないことにする。また第三の事情は、時
 宛も我が方の多事多端の時ではあり、更に西安には中國共產黨の全國大會が開催されつゝあつた際な
 ので、我國に於ても、また海外に於ても此の事件はソ聯の對日牽制であると云ふ見方が行はれたので
 あるが、ソ聯側の眞意は今日になつても未だ判らない。が、ソ聯中央部に其の意志があり、出先ソ聯
 兵が其の命を受けて此の事件を起したとしても、事件は右に述べた様に一應解決した。そして我が方
 の慎重な、而も撃つべき時には斷乎として撃つと云ふ態度と實力とによつて、『牽制』は功を奏しな
 つたのである。今後斯ることがソ聯側によつて繰返されるかどうかは勿論判らないが、然し何度繰返
 されるとも、我が方に備へのあることは此の事件によつてソ聯側の知る所となつただらう。

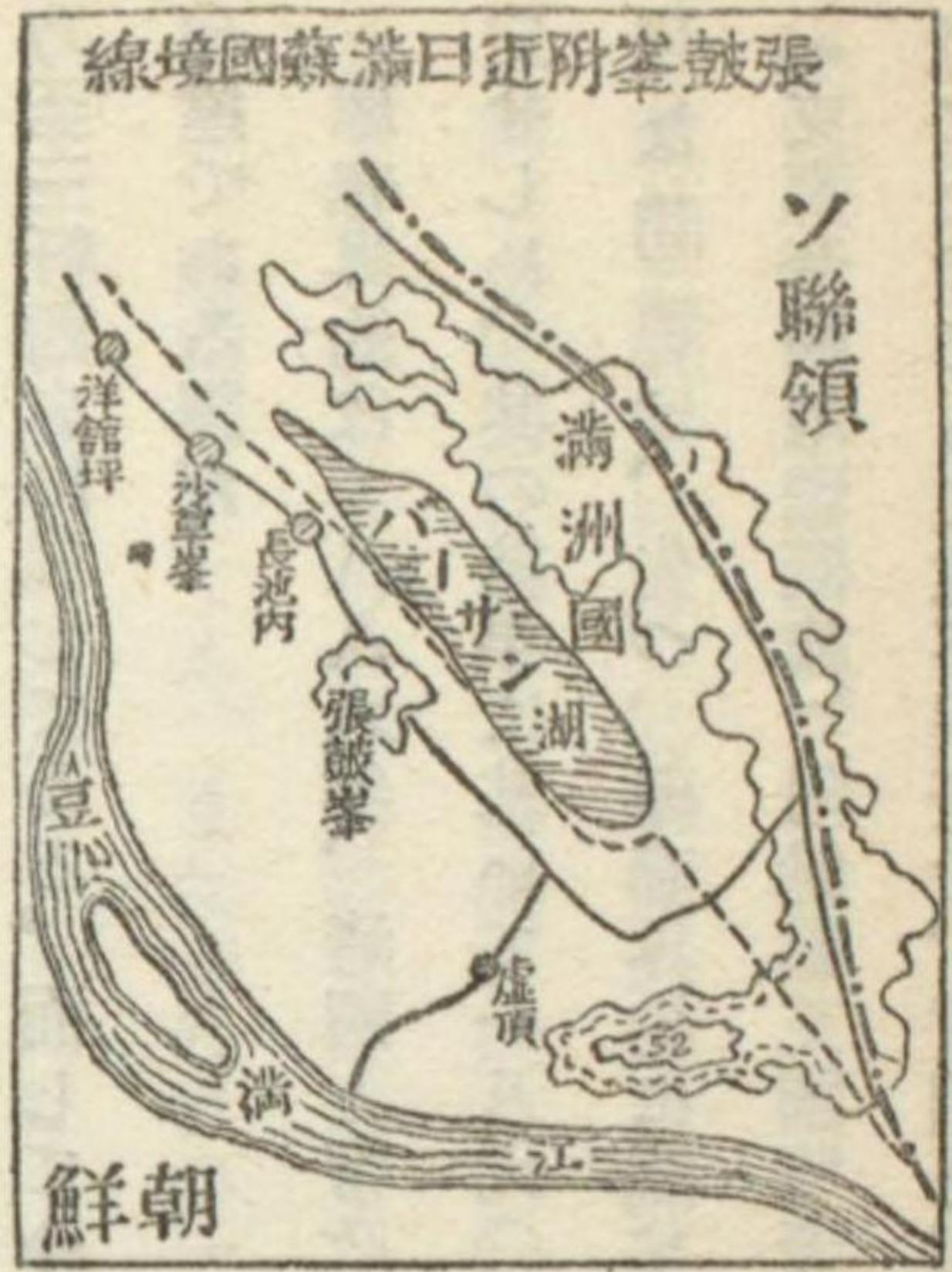
従つて以上に考へられた三つの原因のうち今後尙ほ重要性を持つものは、第二の原因たる境界線の
 不明瞭と云ふ點である。去る八月十日の日ソ兩軍代表の覺書調印により、『日ソ兩軍主力は張鼓峰頂上
 より八十メートルの距離に撤退する』と云ふことを定めたが、境界線其のものに關しては未だ協定が
 成立した譯ではない。

(c) 境界線に關する彼我の見解と國境問題の今後

張鼓峰附近のソ滿國境線の所在に關しては二説あつて、一つは舊帝政ロシア參謀本部發行八萬四千
 分の一地圖に記入してある線、他は所謂琿春界約による境界線であるが、兩線に就ては次頁地圖を參
 照されたい。

右のうち舊帝政ロシア參謀本部發行地圖による境界線は、條約的根據を持つものでないから、これ
 は國境線確定の根據とはなり得ない。次に所謂琿春界約による境界線で、これは右の境界線よりも二
 乃至三軒西方に偏してゐる。而して今回紛争の目標となつたのは、此の琿春界約に關する彼我見解の
 相違である譯だ。

琿春界約は一八八六年、清國と帝政ロシアとの間に、それぞれ全權委員を現地に派遣して境界を議
 定せしめ、其の結果に基いて一八六〇年の北京條約附錄條文に修正を加へたものであるが、此處に困
 難な問題は、先づ、琿春界約に關する正確な露文が現存してゐないことで、僅にマツソフスキー著
 『支那帝國地理概論』附錄露支國境考中から此の點に關する引用を爲し得るに過ぎない。且つ此の文
 獻によつても文意不明瞭で、實相を明かにし難い。また同界約に關する支那文『交通道路記文』があ



の琿春條約を自國に有利に解釋して譲らなかつたと云ふ譯なのである。

從來とてもソ満國境に於ける紛争事件は枚擧に暇なく、昭和十年百三十六件、十一年二百三件、十二年百七十八件の多數に上り、今年に入つても一月乃至五月の間に既に四十五件を數へてゐる。そしてそれらは、國境に關する條約文の不明瞭、條約による國境標識の腐朽或は撤去、地形の變化に基く國境線の曖昧化、等から生じたものが多い。今回の事件も、同様の事情に基く所大きい。従つて今後國境紛争を根絶せしめる爲には、幾々五千料に互るソ満國境線の確定に、兩國の協定を急ぐ必要があり、この問題の解決が尙ほ依然として殘されてゐるのである。

第三部 第二期戦を繞る世界情勢

序

第一部に於て、英、米、獨、佛、伊及びソ聯邦の極東政策——對支、對日政策の新局面を分析しておいたが、こゝでは少しく違つた角度から海外の政治經濟情勢を述べることとする。

漢口戦前後に於て、諸列強が極東に對し如何なる態度をとるであらうかを一層深く突きつめる爲には、歐米に現在如何なる問題があるかを知ることが必要である。歐米諸國の極東政策は、歐米自體に於ける政治經濟問題と切離して決定されるものではないからだ。即ち歐米に切迫した問題が山積してゐる場合と、比較的落着いてゐる場合とでは、歐米の極東に對する積極性に變化が生ずべきは當然だからである。

其の意味で、先づ當面の歐洲政局、就中英獨關係を検討し、次でソ聯邦の肅正工作と其の内部情勢を